

平成 20 年 度

船橋市包括外部監査の結果報告書

船 橋 市 包 括 外 部 監 査 人

公認会計士 飯 島 誠 一

目 次

第 1 外部監査の概要	1
1. 外部監査の種類	1
2. 選定した特定の事件(テーマ)	1
3. 監査対象期間	1
4. 監査対象部局	1
5. 特定の事件を選定した理由	1
6. 監査の方法	2
7. 監査対象	2
8. 外部監査の実施期間	2
9. 補助者	3
10. 利害関係	3
第 2 船橋市の財政状況等の概要	4
1. 船橋市の財政状況	4
2. 船橋市と近隣市との財政状況の比較	4
3. 負担金及び交付金の定義	6
4. 補助金との相違	6
第 3 外部監査の結果	8
(1) 船橋市の一般会計における負担金及び交付金に係る財務に関する事務の 執行について	8
I. 負担金	8
1. 総務費(総務管理費)	8
2. 民生費(社会福祉費)	13
3. 衛生費(保健衛生費)	16
4. 商工費(商工費)	34
5. 土木費(道路橋りょう費)	38
6. 土木費(港湾費)	40
7. 土木費(都市計画費)	42
8. 消防費(消防費)	60
9. 教育費(社会教育費)	64
10. 教育費(保健体育費)	75
II. 交付金	80
1. 議会費(議会費)	80
2. 総務費(総務管理費)	85
3. 民生費(社会福祉費)	92

4.	衛生費(保健衛生費).....	102
5.	消防費(消防費).....	105
(2) 船橋市の一般会計における負担金及び交付金支出に関連する病院事業の		
	出納その他事務の執行について.....	111
1.	財務分析.....	111
2.	収納事務及び債権管理.....	115
3.	在庫管理.....	124
4.	購買業務.....	128
5.	契約手続.....	132
6.	固定資産管理.....	134
7.	人件費.....	143
8.	その他.....	147
9.	付記(医療センターのあり方について).....	149

第1 外部監査の概要

1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2. 選定した特定の事件(テーマ)

- (1) 船橋市の一般会計における負担金及び交付金に係る財務に関する事務の執行について
- (2) 船橋市の一般会計における負担金及び交付金支出に関連する病院事業の出納その他事務の執行について

3. 監査対象期間

平成19年度の執行分

4. 監査対象部局

- (1) 企画部(総合交通計画課)、総務部(職員課)、市民生活部(自治振興課、船橋駅前総合窓口センター)、健康部(健康政策課、国民健康保険課)、保健所(総務課)、福祉サービス部(地域福祉課、高齢者福祉課)、環境部(環境衛生課)、経済部(商工振興課)、都市計画部(都市総務課)、都市整備部(みどり推進課、飯山満土地区画整理事務所)、道路部(道路建設課、街路課)、下水道部(河川整備課)、消防局(総務課)、学校教育部(保健体育課)、生涯学習部(文化課、市民文化創造館、中央図書館)、議会事務局(庶務課)
- (2) 医療センター

5. 特定の事件を選定した理由

- (1) 船橋市の一般会計における負担金及び交付金に係る財務に関する事務の執行について

船橋市では、地方自治法に基づいて特定の事務事業に対して公益上必要があると認めて、金銭的給付である補助金等を交付している。このうち負担金は、法令又は契約等によって地方公共団体が負担することになるものであり、交付金は、法令又は条例、規則等により、団体あるいは組合等に対して地方公共団体の事務を委託している場合において当該事務処理の報償として支出されるものである。負担金及び交付金は、行政における政策目的達成のための手段として重要な機能を有していると思われるが、必ずしも時代の変化に伴う社会的なニーズに対応していない場合や厳しい財政状況における必要性の判断が必ずしも十分でないことが想定される。

現下の財政状況を前提として、対象とした一般会計における負担金及び交付金についてその必要性や公益性の再検討を行うとともに、経済性、効率性、有効性の観点から負担金及び交付金額の検討を行うことは意義あることと判断した。

- (2) 船橋市の一般会計における負担金及び交付金支出に関連する病院事業の出納その他事務の執行について

船橋市の一般会計における負担金及び交付金のうち、負担金で相当の割合を病院事業会計に対する一般会計負担金が占めている。負担金及び交付金については、負担金及び交付金に係る財務に関する事務の執行について検討を行うが、多額の一般会計負担金を支出している病院事業の出納その他事務の執行についても公益性の検討とともに、経済性、効率性、有効性の観点から検討を行うことは意義あることと判断した。

6. 監査の方法

(1) 監査の要点

- ① 負担金及び交付金並びに病院事業の財務事務の執行は、法令規則等に準拠しているか。
- ② 負担金及び交付金は、公益上の必要性はあるか。
- ③ 負担金及び交付金は、法令、規則、要綱等の目的及び内容に合致したものであるか。
- ④ 負担金及び交付金の交付は、効率性、経済性、有効性の観点から適切に行われているか。
- ⑤ 負担金及び交付金の額の算定は適切に行われているか。

(2) 主な監査手続

- ① 法令、条例、規則及び要綱について調査し、事務手続きのこれら規定等への準拠性を検討した。
- ② 負担金及び交付金の目的及び内容等について概況調査票により説明を聴取した。
- ③ 負担金及び交付金の公益性の有無、効果の把握等について説明を求め検討した。
- ④ 負担金及び交付金の交付について、効率性、経済性、有効性の観点から検討した。
- ⑤ 負担金及び交付金は、算定基準どおり算出されているかを検討した。
- ⑥ 必要に応じて試査により根拠となる資料と照合した。

7. 監査対象

平成 19 年度一般会計予算において、節「負担金補助及び交付金」のうち 細節「負担金」及び 細節「交付金」の中から、予算額 1 千万円以上の補助金等を抽出し、当該所管課を監査対象部局とした。

なお、特別会計から支出された負担金及び交付金は監査の対象としていない。

8. 外部監査の実施期間

平成 20 年 7 月 9 日から平成 21 年 2 月 1 日まで

9. 補助者

公認会計士	畝井 俊樹	公認会計士	山崎 愛子
〃	下田 隆子	〃	川口 雅也
〃	嶋田 有吾	そ の 他	後藤 敏明

10. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき利害関係はない。

(注) 報告書中の数値は、端数処理等の関係で総額と内訳の合計が一致していない場合がある。

第2 船橋市の財政状況等の概要

1. 船橋市の財政状況

平成19年度における船橋市の一般会計の歳入総額は、1,535億円(平成17年度対比8%増、平成18年度対比3%増)であり歳出総額は1,491億円(平成17年度対比8%増、平成18年度対比3%増)であった。決算統計の性質別歳出でみると、人件費及び扶助費(生活保護、各種措置費等社会保障関連)のように毎年度経常的に支出される経費に充当される割合が高くなっており、義務的経費は平成17年度に比べて7%、平成18年度に比べて4%それぞれ増加し、経常的経費で見ても平成17年度に比べて6%、平成18年度に比べて3%それぞれ増加している。歳入は増加したものの余裕財源がなく財政の硬直化が進んでいることを考えると財政的には楽観できる状況にはない。

一般会計の歳入の主なものは地方税であり、歳入の約62%を占めている。他に地方消費税交付金、地方交付税等一般財源と呼ばれるものを加えると歳入の約68%を占めている。

地方税のうち主なものは、市民税491億円(平成17年度比28%増、平成18年度対比17%増)、固定資産税330億円(平成17年度比1%減、平成18年度対比3%増)である。

一般会計の歳出面では、目的別にみると歳出の大きな割合を占める生活保護や保育所等の福祉関係の支出である民生費が462億円(平成17年度対比8%増、平成18年度対比5%増)、道路や公園等の土木関係に関する支出である土木費が220億円(平成17年度対比0%減、平成18年度対比4%減)、ごみ処理等の衛生関係に関する衛生費が223億円(平成17年度対比17%増、平成18年度対比11%増)で、それらの構成比はそれぞれ31%、15%、15%で歳出の約61%を占めている。

決算統計で公表されている普通会計の性質別歳出では、人件費396億円(27%)、扶助費258億円(17%)、公債費121億円(8%)、物件費216億円(15%)、補助費等90億円(8%)で約73%を占めている。

2. 船橋市と近隣市との財政状況の比較

船橋市の近隣で同規模の市川市及び松戸市と政令指定都市である千葉市と財政状況等を比較した。

市町村財政比較分析表(平成18年度普通会計決算)

項目	摘要	船橋市	市川市	松戸市	千葉市
人口(人)	—	576,384	454,923	470,765	910,142
歳入総額(百万円)	—	147,935	118,324	114,107	350,874
歳出総額(百万円)	—	144,130	114,099	108,688	348,403
実質収支(百万円)	—	3,083	3,598	5,184	△171
財政力	財政力指数	0.99	1.10	0.93	0.99

財政構造の弾力性	経常収支比率	93.8%	86.4%	90.7%	93.2%
公債費負担の健全度	実質公債費比率	11.9%	8.8%	13.0%	24.8%
将来負担の健全度	人口1人あたり地方債現在高(円)	194,338	163,076	221,107	770,024
給与水準の適正度	ラスパイレス指数	104.6	103.1	100.8	101.8
定員管理の適正度	人口1,000人あたり職員数(人)	6.60	6.96	6.23	7.07

(出典：各市の市町村比較分析表(平成18年度普通会計決算))

平成18年度決算状況(近隣市との比較)

項目	船橋市(順位)	市川市(順位)	松戸市(順位)	千葉市(順位)
自主財源比率(%)	70.89 (49)	72.37 (34)	68.26 (84)	59.39 (214)
義務的経費比率(%)	51.95 (613)	51.90 (611)	58.97 (760)	49.25 (478)
人件費比率(%)	27.38 (744)	28.47 (763)	27.59 (750)	18.54 (208)
投資的経費比率(%)	11.13 (540)	10.80 (561)	5.66 (754)	19.77 (124)
経常収支比率(%)	93.8 (521)	86.4 (149)	90.7 (351)	93.2 (490)
公債費負担比率(%)	10.00 (60)	9.70 (55)	15.00 (268)	23.20 (714)
財政力指数(単年度)	1.017 (95)	1.142 (40)	0.950 (135)	1.010 (101)

(出典：松戸市ホームページ)

(注) 順位は、全国782都市との比較である。平成19年度については、国から決算状況が公表されていない。

船橋市を見ると市川市や松戸市と同様自主財源比率は高く、財源的には比較的恵まれているものの人件費比率が高く義務的経費(人件費、扶助費、公債費)比率の割合が高くなっている。反面、投資的経費比率は低く、公債費負担比率も低い水準にとどまっている。

義務的経費に物件費、維持補修費、補助費等を加えた経常的経費に対する一般財源の割合である経常収支比率は市川市、松戸市に比べて見劣りしている(いずれも平成16年度の決算状況とさほど変わりはない。)。

《参考》平成19年度決算に基づく健全化判断比率

項目	船橋市	市川市	松戸市	千葉市
実質赤字比率(%) * (早期健全化基準)	— (11.25)	— (11.25)	— (11.25)	— (11.25)
連結実質赤字比率(%) * (早期健全化基準)	— (16.25)	— (16.25)	— (16.25)	— (16.25)
実質公債費比率(%)	4.4	3.3	7.4	19.6
将来負担比率(%)	31.0	32.0	30.1	311.6

* 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、いずれの団体も該当がない。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の施行により、平成 19 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率が公表されている。

3. 負担金及び交付金の定義

「船橋市補助金等の交付に関する規則」では、補助金等とは、市が市以外の者(団体又は個人)に対して交付する補助金、交付金、助成金、利子補給金又は事業共催の場合の負担金その他相当の反対給付を受けない給付金をいうと定義している。

負担金とは「法令又は契約等によって地方公共団体が負担するもの」とされている。具体的に、他の補助金、交付金との相違を示すと以下ようになる¹。

内容	該当する区分
① 特定事業につき、地方公共団体が当該事業から <u>特別の利益</u> を受けるための支出	負担金
② 一定の事業等につき財政政策上又はその他の見地からその事業等に要する <u>経費の負担割合が定められている</u> ときに、その負担区分により負担するもの	負担金 *1
③ <u>任意に各種団体を地方公共団体が構成している</u> とき、その団体の必要経費に充てるために構成各団体が決めた費用を支出するもの	負担金 *2
④ 法令又は条例、規則等により団体・組合等に対し地方公共団体の事務を委託している場合に、当該 <u>事務処理の報償</u> として支出するもの	交付金
⑤ 特定の事業、研究等の育成、助長のために地方公共団体が <u>公益上必要と認め対価なくして支出</u> するもの	補助金(奨励金、助成金) *3

*1 国と地方公共団体、もしくは地方公共団体同士の間でみられる負担関係である。

*2 任意団体への負担金の場合、内容不明確な団体の維持管理費用のための負担金を支出しないよう留意が必要。都道府県においては、知事会の承認ない団体等へは負担金を支出しないとの合意で運営されているものがある。

*3 補助金支出に当たっては、規則、要綱等規程を作成し、手続きを明確にすることで公金支出がずさんになることを防止することが肝要であり、望まれる。

4. 補助金との相違

平成 18 年度の船橋市包括外部監査において補助金について検討し、平成 19 年度の包括外部監査では教育委員会を対象としたが、教育委員会が所管する補助金について検討を行っている。平成 20 年度においては、補助金等のうち交付金及び負担金を対象として包括外部監査を実施した。

¹ 出典「地方財務実務提要」(棚ぎょうせい 昭和 46 年 10 月 30 日発行)

補助金は各地方公共団体が公益上必要と認めて、対価なくして支出するものと定義されている。その点、負担金は「法令又は契約等」によって各地方公共団体が負担することになるものであり、補助金に比べて裁量の余地が少ないように考えられる。

しかし、負担金には、「任意に各種団体を地方公共団体が構成するとき、その団体の必要経費に充てるために構成各団体が取り決められた費用を支出する場合」も含まれている。

このような場合、任意団体への参加、及び、その取り決め額については各地方公共団体の裁量の余地があると考えられ、不透明な支出を防止する意味から、都道府県においては、知事会承認のない団体、協議会等については支出しない旨、取り決めているものがある。

第3 外部監査の結果

(1) 船橋市の一般会計における負担金及び交付金に係る財務に関する事務の執行について

I. 負担金

1. 総務費(総務管理費)

1-1 財産管理費(船橋駅前総合窓口センター等管理運営費)

(1) 概要

負担金概況調査票 (小事業名：船橋駅前総合窓口センター等管理運営費)

所管	市民生活部 船橋駅前総合窓口センター					
負担金の名称	ビル共益費、公共料金、修繕積立金					
根拠法令・要綱・規約等	船橋フェイスペイン管理規約					
予算費目	款：総務費 項：総務管理費 目：財産管理費					
分類	負担の性質	事業負担 ・ 運営負担 ・ その他				
		臨時 ・ 経常				
		(開始年度 終了予定年度)				
	負担割合	国： 県： 市：100%				
	定額負担					
負担金の推移	年度	H15 年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度
	当初予算額(千円)	84,017	70,450	62,652	57,594	57,352
	決算額(千円)	61,510	49,946	53,111	53,662	55,767
交付先	船橋フェイスペイン管理組合法人					
負担金の目的	船橋フェイスペインの運営で要する共益費、管理費、公共料金等のうち、窓口センターで負担する額の支払					
負担対象事業の概要						
受益者及びその人数						
どのような効果が期待されているか(具体的に)						
負担金の算定方法及び精算方法	管理規約により算定された額 空調費：管理規約により算定された額(@200 円(税込)×1,988.73 m ² (月払)) 水道料金：@750 円×使用量m ³ ×消費税(月払) 電気料金：@20 円×使用量kWh×消費税(月払) 権利床分管理費：@1,421 円×使用面積 (994.52 m ²)×消費税(月払) 修繕積立金：@390 円×権利床分使用面積(994.52 m ²)×消費税(月払) 保留床の共益費：@5,775 円×300.74 m ²					
実績報告(支出した負担金の使途が分かる資料)の有無(有りの場合書類名)						

備考	
----	--

(注) 負担金概況調査票は、所管課が作成したものである(以下同じ)。

負担金の内容は、JR 船橋駅及び京成船橋駅の間にある船橋フェイスビル(以下「フェイスビル」という。)に入居する、船橋駅前総合窓口センター(以下「窓口センター」という。)が負担するフェイスビルに対する共益費、管理費等である。

窓口センターを運営するのに以下のような費用が毎年生じている。

平成 19 年度のフェイスビルに関する支払

項目	内訳	金額
フェイスビルに関する支払	負担金(管理費等)	55,767 千円
	賃借料(家賃)	60,629 千円*

* 船橋市もフェイスビルの区分所有権を有しており、当該持分は南口再開発事務所(現：都市整備課)として所有しているため、市全体で見れば収支同額を付け替えていることになる。

窓口センターで取り扱う業務は住民票等の交付、介護保険等の申請、各種相談(法律相談、生活相談等所管部署が対応)等であり、市役所に市民がよく行く業務を便利な駅前で行うことで、利便性向上を図っている。たとえば、住民票等の交付では、市役所本庁での交付件数とほぼ肩を並べる件数を処理しているとのことである。

なお、検討結果については、「9-2 文化施設費(文化創造館施設管理費)」と同様であるため当該個所にまとめて記載しており、ここでは省略する。

1-2 人事管理費(職員厚生費負担金)

(1) 概要

負担金概況調査票 (小事業名：職員厚生費)

所管	総務部 職員課					
負担金の名称	千葉県市町村職員互助会負担金					
根拠法令・要綱・規約等	千葉県市町村職員互助会規約					
予算費目	款：総務費 項：総務管理費 目：人事管理費					
分類	負担の性質	事業負担 ・ 運営負担 ・ その他				
		臨時 ・ 経常				
		(開始年度 S45 年度 終了予定年度)				
	負担割合	国： 県： 市：100%				
	定額負担					
負担金の推移	年度	H15 年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度
	当初予算額(千円)	14,500	14,500	14,000	14,000	14,000
	決算額(千円)	13,948	13,744	13,498	13,401	13,072
交付先	千葉県市町村職員互助会					
負担金の目的	職員及びその被扶養者の生活の安定と福祉の増進を図る。					
負担対象事業の概要	出産費助成金等の給付(全 15 給付)及びその福利厚生事業					
受益者及びその人数	延べ 4,600 人(H19 年度)					
どのような効果が期待されているか(具体的に)	職員及びその被扶養者の生活の安定と福祉の増進が図れることにより、市の行政が円滑に推進することに寄与する。					
負担金の算定方法及び精算方法	算定基礎：会員 1 人あたり給料月額に 1000 分の 9 を乗じて得た額。 給料月額に異動が生じた場合は、その都度、調整清算を行う。					
実績報告(支出した負担金の使途が分かる資料)の有無(有りの場合書類名)	負担金の実績報告は無し。 なお、決算認定後、会員には 7 月号の共済だよりで事業の決算状況が報告される。					
備考						

千葉県市町村職員互助会(以下「県の互助会」という。)への負担金であり、当該互助会規約を根拠に支出されている。

なお、千葉県市町村職員共済組合は民間企業の健康保険組合に相当するものであるが、県の互助会は共済組合とは別の組織・団体(任意団体)となっている。

ただし、所在地は千葉県市町村職員共済会館内であり、また、共済組合の役員が同互助会の役員を兼任している。

県の互助会の規約上、市役所等の職員のうち「希望した者」(同規約第5条)が加入できるとになっており、加入する／しないは市役所職員の任意という仕組みになっているが、現状、千葉県下の全市町村の職員の大部分が加入している²とのことである。

なお、船橋市職員は別途市の互助会にも加入しているが、これについては「3-1 人事管理費」にて検討している。

(2) 検討結果

① (県の互助会につき)実績報告の未入手

「共済だより」7月号において前期(平成19年度)の収支報告の概要のみ公表されていたが、これ以外の決算報告は、船橋市に対して行われていなかった。

厳密には、県の互助会の理事に船橋市職員が就任しており、互助会の理事会では決算報告及び承認がなされていたが、負担金支出先の船橋市に対して報告がなされていなかったとのことである。

当該決算報告が入手されていなかったということであり、これは、「船橋市補助金等の交付に関する規則」第12条に抵触している。

なお、直近の平成19年度決算においては、当方(監査人)が職員課に依頼した結果、県の互助会側から入手することができた。

船橋市補助金等の交付に関する規則(抜粋)

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補助金等 市が市以外の者(団体又は個人)に対して交付する、補助金、交付金、助成金、利子補給金又は事業共催の場合の負担金その他相当の反対給付を受けない給付金をいう。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、当該補助事業等が完了したとき(廃止の承認を受けたときを含む。)はその完了した日から起算して20日以内に、補助事業等実績報告書(第5号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。補助金等の交付決定に係る会計年度が終了したときも、また同様とする。

- (1) 収支決算書
- (2) その他市長が必要があると認める書類

(以下略)

² ヒアリングベースであるが、個人での未加入者は10名程度(一時的に市町村職員になっている場合が想定)とのことである。

船橋市と職員が一定額掛金を拠出している以上、県の互助会が実際にはどのような事業運営を行っていたか、事後的にチェックする必要があった。

2. 民生費(社会福祉費)

2-1 老人福祉費(四市複合事務組合三山園分賦金)

(1) 概要

負担金概況調査票 (小事業名：四市複合事務組合三山園分賦金)

所管	福祉サービス部 高齢者福祉課					
負担金の名称	四市複合事務組合三山園分賦金					
根拠法令・要綱・規約等	地方自治法第 284 条第 2 項 第 287 条					
	四市複合事務組合規約第 13 条					
予算費目	款：民生費 項：社会福祉費 目：老人福祉費					
分類	負担の性質	事業負担 ・ 運営負担 ・ その他				
		臨時 ・ 経常				
		(開始年度 S45 年度 終了予定年度)				
	負担割合	国： 県： 市： 100%				
	定額負担					
負担金の推移	年度	H15 年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度
	当初予算額(千円)	162,353	18,423	27,494	47,337	56,287
	決算額(千円)	162,353	18,423	27,494	47,337	56,287
交付先	四市複合事務組合					
負担金の目的	特別養護老人ホーム三山園の円滑な運営に資するため					
負担対象事業の概要	船橋市、習志野市、八千代市及び鎌ヶ谷市で一部事務組合を設け、特別養護老人ホーム三山園の設置・運営を行っている。 組合議会定数 13 人(船 5、習 3、八 3、鎌 2)、事務局職員 8 人、三山園職員 54 人(施設長 1、生活相談員 2、看護師 6、機能訓練指導員 2、栄養士 1、介護職員 39、事務員 2、業務員 1)、三山園入所定員(特養)100 人、(短期入所)20 人、(認知症対応型通所介護)12 人 四市複合事務組合の運営費及び特別養護老人ホーム三山園の建替え事業(借り入れた地方債(平成 13～15 年度)の償還に要する費用)を構成 4 市で負担している。					
受益者及びその人数	(4 市全体で) 特養 100 人、短期入所 20 人／日、認知症対応型通所介護 12 人／日					
どのような効果が期待されているか(具体的に)	民間特別養護老人ホームで入所が難しい要介護者(経鼻経管、吸引、若年性アルツハイマー)の受け入れに取り組んでいる。					
負担金の算定方法及び精算方法	組合予算のうち、議会費及び総務費については、三山園分と斎場分に分け(概ね 1/2 ずつ)、このうち三山園分については規約第 3 条第 2 号に定める「管理及び運営」に関する経費として規約第 13 条第 2 項の規定に基づき構成市で負担している。 民生費の一部(臨時的な大規模修繕等)及び公債費(三山園分元利償還金)については、規約第 3 号第 1 号に定める「設置及び整備」に要する経費として規約第 13 条第 1 項の規定に基づき構成市で負担している。 精算方法は、決算上生じた剰余金を「繰越金」として次年度の歳入予算に計上し、次年度の財源としている。					

実績報告(支出した負担金の使途が分かる資料)の有無(有りの場合書類名)	四市複合事務組合決算書、主要な施策の成果に関する説明書、事業概要
備考	

<一部事務組合とは>

一部事務組合とは、事務の一部を共同処理するため、複数の地方公共団体が協議により規約を定め、総務大臣(都道府県知事)の許可を得て設ける組織をいう(地方自治法第284条第2項)。

<広域連合との相違>

類似組織に、広域にわたり処理することが適当であると認める事務を行う広域連合という組織体もある(例：後期高齢者医療制度を運営する広域連合)。両者の相違は、一部事務組合が市町村の有する処理権限を共同処理するためであるのに対し、広域連合はより独立した性質を有したものとされている。

区分	類似点	相違点	
		業務	決定権限
一部事務組合	一定業務を、市町村の枠を越えて実施していく	市町村が権限をもつ業務の共同実施	当該業務についてのみ実施
広域連合		市町村が権限をもっていない業務も実施(国・県から直接権限委譲を受ける等)	市町村に対し、独立した立場で必要な勧告等を実施できる

<四市複合事務組合とは>

船橋市、習志野市、八千代市及び鎌ヶ谷市の4市は、四市複合事務組合をつくり、「特別養護老人ホーム三山園」(以下「三山園」という。)と「馬込斎場」(以下「斎場」という。)の2つを管理運営している。

<負担金の内容>

本負担金は、既述した四市複合事務組合で運営している、三山園の管理運営経費(建設借入に伴う償還金含む)のうち、船橋市が負担すべき分である。

<三山園の収支構造>

三山園の収支を概括すると、通常の維持運営経費は介護保険報酬で賄えている(次表※マーク参照)。そのため、三山園負担金として実際に4市が負担しているのは、建設等に伴う償還金支出と、四市複合事務組合全体の共通経費(総務費、議会費)ということになる。

四市複合事務組合収支決算(平成 19 年度)

項目	三山園 (民生費)	斎場 (衛生費)	その他 (共通経費等)	合計
歳入計	562,643 千円	494,941 千円	98,452 千円	1,156,036 千円
4 市の負担金	76,662 千円	319,867 千円	90,040 千円	486,569 千円
介護保険収入	※ 458,836 千円	—	—	458,836 千円
使用料	—	124,444 千円	—	124,444 千円
その他	27,145 千円	50,630 千円	8,412 千円	86,187 千円
支出計	511,502 千円	465,698 千円	94,546 千円	1,071,746 千円
元利金支出(借入償還)	76,660 千円	77,855 千円	—	154,515 千円
維持管理	※ 434,842 千円	387,843 千円	94,546 千円	917,231 千円

<三山園の入所人員等>

三山園の場合、4 市が相応の負担をしている施設のため、概ね負担比率に応じた入所者で推移している(利用者実績等は「3-1 環境衛生費(四市複合事務組合負担金)」に記載)。

なお、検討結果については、「3-1 環境衛生費(四市複合事務組合負担金)」と同様であるため当該個所にまとめて記載しており、ここでは省略する。

3. 衛生費(保健衛生費)

3-1 環境衛生費(四市複合事務組合負担金)

(1) 概要

負担金概況調査票 (小事業名：四市複合事務組合斎場分賦金)

所管	環境部 環境衛生課					
負担金の名称	四市複合事務組合斎場分賦金					
根拠法令・要綱・規約等	地方自治法第 284 条第 2 項、第 287 条 四市複合事務組合規約第 13 条					
予算費目	款：衛生費 項：保健衛生費 目：環境衛生費					
分類	負担の性質	事業負担 ・ 運営負担 ・ その他				
		臨時 ・ 経常				
		(開始年度 終了予定年度)				
	負担割合	国： 県： 市：構成市 4 市 100%				
定額負担						
負担金の推移	年度	H15 年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度
	当初予算額(千円)	194, 875	294, 901	166, 077	152, 647	173, 129
	決算額(千円)	194, 875	294, 901	166, 077	152, 647	169, 843
交付先	四市複合事務組合					
負担金の目的	四市複合事務組合の運営及び馬込斎場の管理運営並びに馬込斎場増築事業(H3～5 年・16 年度)に伴い借り入れた地方債の償還金					
負担対象事業の概要	船橋市、習志野市、八千代市及び鎌ヶ谷市の共同事業である馬込斎場を整備し、管理運営する主体として四市複合事務組合を設置している。 組合議員定数 13 人(船橋 5 人、習志野 3 人、八千代 3 人、鎌ヶ谷 2 人) 事務局職員 8 人、斎場職員 16 人、斎場施設火葬炉 15 基、式場 4 室					
受益者及びその人数	(4 市全体の件数) 火葬件数 7, 029 件、式場利用件数 1, 156 件、遺体保管件数 1, 027 件(H19 年度)					
どのような効果が期待されているか(具体的に)	馬込斎場は「墓地、埋葬等に関する法律」に定められた火葬場として、年々増加する火葬件数に対応できる施設能力を備え、市民生活に欠くことのできない公衆衛生の維持に努めている。					
負担金の算定方法及び精算方法	組合の歳入歳出予算における財源として、自主財源等を差引いた不足分を四市複合事務組合規約第 13 条の規程に基づき、対象経費ごとに負担額を算定している。当該年度決算における剰余金は、翌年度繰越金として次年度分賦金と相殺する。					
実績報告(支出した負担金の使途が分かる資料)の有無(有りの場合書類名)	四市複合事務組合決算書・主要な施策の成果に関する説明書・事業概要					
備考						

<負担金の内容とは>

本負担金は、斎場の事業経費(建設借入に伴う償還金含む)のうち、船橋市が負担すべき金額で環境衛生課が負担している。

一方、高齢者福祉課が負担しているのは三山園の事業経費のうち、船橋市が負担すべき金額である。

<負担比率>

具体的には、毎年度予算額(現金ベース)を以下の比率で計算、按分負担している。

項目	均等割	人口割	入所者割(利用者割)	合計
三山園分	30%	40%	30%	100%
斎場分	30%	30%	40%	100%
施設整備費	30%	70%	—	100%

なお、施設整備費とは、三山園や斎場の施設を建築、大規模修繕等を行った場合の支出や、当該支出を賄うための借入金返済のための支出をいう。

<実際の市の負担額及び利用人数等>

直近2事業年度における斎場の利用件数(代表的な指標として火葬件数)、三山園の利用人数(同じく、代表的指標として各事業年度末の入所者数)、4市の負担額・負担比率は以下のようになっている。

斎場 火葬件数

項目		船橋市	習志野市	八千代市	鎌ヶ谷市	その他	合計
H18 年度末	件数	3,562 件	951 件	1,132 件	637 件	662 件	6,944 件
	比率	51.3%	13.7%	16.3%	9.2%	9.5%	100.0%
H19 年度末	件数	3,960 件	969 件	1,134 件	631 件	335 件	7,029 件
	比率	56.3%	13.8%	16.1%	9.0%	4.8%	100.0%

三山園 入所者人数等

項目		船橋市	習志野市	八千代市	鎌ヶ谷市	その他	合計
H18 年度末	人数	41 人	17 人	19 人	16 人	—	93 人
	比率	44.1%	18.3%	20.4%	17.2%	0.0%	100.0%
H19 年度末	人数	46 人	17 人	17 人	15 人	—	95 人
	比率	48.4%	17.9%	17.9%	15.8%	0.0%	100.0%

平成 19 年度負担金の金額

項目		船橋市	習志野市	八千代市	鎌ヶ谷市	合計
斎場 負担金	決算額	169,843 千円	66,110 千円	73,933 千円	53,501 千円	363,387 千円
	比率	46.7%	18.2%	20.4%	14.7%	100.0%
三山園 負担金	決算額	56,287 千円	22,897 千円	25,188 千円	18,810 千円	123,182 千円
	比率	45.7%	18.6%	20.4%	15.3%	100.0%
合計	決算額	226,130 千円	89,007 千円	99,121 千円	72,311 千円	486,569 千円
	比率	46.5%	18.3%	20.4%	14.8%	100.0%

これをみると、船橋市は斎場の利用率・三山園の利用者割合、いずれも負担金の負担比率のほうで低くなる傾向があり、一見すると他の 3 市より有利な比率になっているように見受けられる。

しかしながら、どちらの施設も船橋市にあり、周辺環境の整備(例：道路整備、案内図等の設置)、無形サービスの提供(例：各種の契約時に、船橋市の契約課の協力を得ること)等、船橋市側の貢献があること、また、これらの貢献は直接数値に置き換えて測定することが困難な面もあるが、一定の配慮が必要と認められること、さらに、これらの船橋市側からの協力の結果、他の 3 市は相対的に(例：単独でこれら施設を管理運営するよりも)低コストで施設の利用が可能になっていることを考慮した負担割合になっている。

平成 19 年度の四市複合事務組合に関する支払

項目	内訳	金額
四市複合事務組合に関する支払	斎場負担金(分賦金)	169,843 千円
	三山園負担金(分賦金)	56,287 千円

(2) 検討結果

① 修繕計画の策定、財源措置等の検討について

四市複合事務組合では、三山園及び斎場という 2 つの施設を保有・運営している。しかし、これらの施設に対応するそれぞれの長期修繕計画は策定されていない。

両施設の新設・大規模修繕等のために支出を賄った組合債(借入金)は、平成 19 年度末で以下の残高となっている。

組合債残高と組合収入

項目	三山園 (民生費)	斎場 (衛生費)	共通	合計
組合債残高①	982,078 千円	377,753 千円	—	1,359,832 千円
4 市の負担金による 組合収入(再掲)②	76,662 千円	319,867 千円	90,040 千円	486,569 千円
割合①÷②	12.8%	1.18%	—	2.79%

これをみると、平成 19 年度末の組合債(借入金)を一括返済するには今の 4 市の負担額なら 2.79 回分(年分)必要になっている。

これらの組合債は過去の施設建設・修繕等の支出であるが、大規模施設は、将来、修繕等に相当のコストが必要と予想される。

長期修繕計画がないため、そもそもいつ・どのような修繕が必要で、いくら金額が必要になるか不明であり、予算等の都合上で必要な修繕を適時に行えない可能性も考えられる。

長期修繕計画を策定して、これを 4 市に提示し、将来的な資金需要の時期と財政負担額を明示しておくことも必要と考える。

② 退職給付積立預金の運用検討について

四市複合事務組合の決算書には、事務組合のプロパー職員のために要支給額を積み立てている退職手当基金が 114,040 千円あるが、全額決済性預金³で保有しているとのことである。

これは、万一運用を実施した金融機関等が破綻した場合、1 千万円超の預金に戻らなくなってしまうことを懸念したとの説明であった。

低金利ではあるものの、1 億円を超える資金であれば、当面使用見込みのない資金の一部で元本が確実な資産、例えば国債等を購入すれば、金利収入を得られることになる。

運用も視野に入るように四市複合事務組合と協議する必要がある。

³ 決済性預金とは、ペイオフ発生時に全額保護されるものの、一切利息が付かない預金をいう。

3-2 保健衛生総務費(病院事業会計負担金)

(1) 概要

負担金概況調査票 (小事業名：病院事業会計負担金)

所管	健康部 健康政策課					
負担金の名称	病院事業会計負担金					
根拠法令・要綱・規約等	地方公営企業法第 17 条の 2					
予算費目	款：衛生費 項：保健衛生費 目：保健衛生総務費					
分類	負担の性質	事業負担 ・ 運営負担 ・ その他				
		臨時 ・ 経常				
		(開始年度 終了予定年度)				
	負担割合	国： 県： 市：100%				
	定額負担					
負担金の推移	年度	H15 年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度
	当初予算額(千円)	1,790,000	1,806,000	1,806,000	2,265,000	2,014,000
	決算額(千円)	1,790,000	1,806,000	1,806,000	2,265,000	2,014,000
交付先	船橋市立医療センター					
負担金の目的	病院の運営に要する経費のうち、一般会計が負担するべきものに対して交付する					
負担対象事業の概要	救急医療の確保、高度医療の充実					
受益者及びその人数	入院患者 133,799 人 外来患者 240,876 人 看護実習生 2,609 人					
どのような効果が期待されているか(具体的に)	病院の安定的な経営を確保すること					
負担金の算定方法及び精算方法	予算の作成年度までの実績をもとに負担金の予算額を算定し、当該年度の実績により決算額を算定している。					
実績報告(支出した負担金の使途が分かる資料)の有無(有りの場合書類名)	負担金にかかる支出を分けていないため作成していない。					
備考						

船橋市立医療センター(以下「医療センター」という。)は、昭和 58 年 10 月に、3 つの基本方針①高度専門医療、②救急医療、③開放型病床の遂行を設立目標として開設されている。診療科目は 17 科目であり 426 床の一般病床数を有している。医療センターでは、高度専門医療とは悪性疾患、循環器疾患、脳神経血管疾患を中心に地域完結型医療を行うとされている。また、救急医療とは救命救急センターを併設し、24 時間体制のドクターカーを運用し、三次救急を中心に対応するとされている。開放型病床の運用は、(社)船橋市医師会(以下「医師会」という。)と医療センターとで地域医療支援委員会を開催し、綿密な連携のもとに医療センターの施設、

設備、機能を医師会員で登録をした医師に開放し、医療センター医師と共同診療を行うこととされている。

地方公営企業法では、その性質上、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費、及びその企業の性質上能率的な経営を行っても経営に伴う収入をもって充てることが客観的に困難と認められる経費で政令で定めるものは、地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において負担することができる旨を定めている。しかし、これらを除いては、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てねばならないとし、上記の負担金を除いては、原則として地方公営企業の経費は収入をもって賄うとする独立採算制を定めている。

他方、本法は地方公営企業に対する負担金の他にも、補助、出資、長期貸付(以下「任意の支出」という。)による地方公営企業への支出を認めている。

以上の負担金、任意の支出については、総務省自治財政局より毎年「××年度の公営企業繰出金について」という通知が出されており、これに基づいて具体的な(一般会計からの)繰出金の運用がなされている。一般会計がこの通知に記載された基本的な考え方に沿って公営企業会計に繰出しを行ったときは、その一部について必要に応じ地方交付税等において考慮するものとされている。

平成 19 年度の病院事業会計負担金の総額は約 20 億円であるが、その内訳は次のとおりとなっている。

一般会計負担金について

(単位：千円)

負担区分	H19 年度 予算額	H19 年度 決算額	増減額	H18 年度 決算額
救急医療の確保に要する経費	320,280	326,374	6,094	312,313
保健衛生行政事務に要する経費	267,981	272,580	4,599	284,563
医療福祉相談員人件費	14,639	13,316	△1,323	14,353
開放型病床空床負担金	246,672	252,824	6,152	263,740
インストラクター看護師に要する経費	6,670	6,440	△230	6,470
高度又は特殊医療に要する経費	1,106,350	1,099,655	△6,695	1,330,146
高度医療部門	1,084,723	1,057,724	△26,999	1,297,068
病理解剖部門	2,738	1,923	△815	2,772
理学療法部門	0	0	0	0
未熟児診療部門	18,889	40,008	21,119	30,306
医師及び看護師等の研究研修に要する経費	17,650	14,590	△3,060	16,621
企業債利息の支払に要する経費	301,739	300,801	△938	321,357
合計	2,014,000	2,014,000	0	2,265,000

(2) 検討結果

① 救急医療の確保に要する経費

救急医療の確保に要する経費の内訳は以下のとおりである。

項目	金額
看護師(救急外来配置分人件費)	46,817 千円
医師・看護師オンコール待機手当	5,958 千円
宿日直手当等(医師・コメディカル)	83,901 千円
ドクターカー搭乗手当	864 千円
空床の確保に要する経費	123,708 千円
救急受付・入力業務委託料	21,420 千円
光熱水費(面積按分)	12,762 千円
減価償却費(面積按分)	30,942 千円
合計	326,374 千円

(注) 千円単位未満切捨て

平成 19 年度の地方公営企業繰出金について(通知)によると、救急医療の確保に要する経費については、一般会計が負担するための経費とされているが、その繰出しの基準は、救急病院等を定める省令(昭和 39 年厚生省令第 8 号)第 2 条の規定により告示された救急病院における医師等の待機及び空床の確保等救急医療の確保に必要な経費に相当する額とするとされている。

(ア) 空床の確保に要する経費

空床の確保に要する経費は、救急用に確保している病床を一般病床として利用した場合の収入を計上している。救急用の病床稼働率と満床(100%)の差異に年間日数を乗じて延空き日数(年延空床日数)を算出し、これに一般入院単価(52,000 円)を乗じて得るべき収入(逸失利益)としている。

しかしながら、船橋市決算審査意見書によると平成 19 年度における病院の病床利用率は 85.81%であり、過去 5 年間の病床利用率は 90%程度である。救急患者が利用している病床稼働率は一般が 87.3%、ICU・CCU が 74.1%であるから、救急用の病床が一般病床であったとしても収入は増えない可能性がある。一般病床が満床の場合に逸失利益が生じるのであるから、季節変動等を考慮したとしても、負担金の対象とするのは救急用に確保した病床の稼働率と一般病床の稼働率の差異から算出された年間延空き病床数に、一般入院単価の実績(50,151 円(入院収益 6,710,226 千円に対して延入院患者数 133,799 人))を乗じて計算すべきである。

② 保健衛生行政事務に要する経費

平成 19 年度の地方公営企業繰出金について(通知)によると、保健衛生行政事務に要する経費とは、「集団検診、医療相談等保健衛生に関する行政として行われる事務に要する経費について、一般会計が負担するための経費である。」とされている。その繰出しの基準は、「集団検診、医療相談等に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。」とされている。

船橋市では、上記に該当する経費以外のものでも保健衛生行政事務に要する経費として負担金を支出している。上記の通知に記載のないもので、地方交付税等の算定においては考慮されないものについても、船橋市の独自の判断で負担している。本来は、地方公営企業法等に定める経営に関する基本原則を堅持しながら、地方公営企業の経営の健全化を促進し、その経営基盤を強化するという地方財政計画に定めのないものであり負担金の拠出を行うべきものではないと考えるが、仮に拠出が認められるとしても以下の問題がある。

(ア) 開放型病床空床負担金

開放型病床は、医療センター設立目標の一つであり、地域医療機関との有機的連携を図り、医学の進歩に対応して地域医療の向上に資することを目的としている。

3つの種類があり、その分類は以下のとおりとされている。

- I 型…主治医は医師会員の開業医(開放型病床を利用する患者の主治医)で当医療センターの医師が副主治医となり共同診療を行っている。対象患者は教育入院、検査入院、リハビリ入院患者である。
- II 型…全診療科に患者を入院させられる。主治医は医療センターの医師で、院外医師は副主治医となる。入院患者は重症患者が対象となる。
- III 型…窓口は救命救急センター。開業医は入院患者と同伴して来院。ポケベルで常に連絡をとれる体制とする。緊急に入院が必要であるが、手術等の緊急治療を必要としない患者を対象とする。

開放型病床空床負担金は、開放型病床を設けることにより発生する得べかりし利益(逸失利益)を算定し補填するものである。

算定は、開放型病床の年間利用数から一般患者が利用したと推定される利用数を控除し、これに一般入院単価(52,000 円)を乗じて負担金を算出している。一般病床の病床利用率は 85.8%であるが、負担金の算定では病床利用率を 100%として算定しており、満床と病床利用率の実績の差異の部分だけ負担金が過大となっている。また、一般入院単価の平成 19 年度の実績は 50,151 円であり、52,000 円との差額に年延空床数を乗じた金額が負担金が過大となっている。

なお、開放型病床は、I 型 12 床、II 型 12 床であるが、平成 19 年度の病床稼働率は 8.7%であった。開放型病床利用率は、平成 10 年度では 57.8%あったものの平成 15 年度では

21.6%となり、平成17年度11.0%、平成18年度8.8%となっている。開放型病床は意義はあるとしても現状の規模を継続する必要があるか疑問である。少なくとも平成10年度以降は病床利用率は減少し続けている。一般病床においても利用率は減少しており、規模の見直しが必要である。

③ 高度又は特殊医療に要する経費

(ア) 高度医療部門

平成19年度の「地方公営企業繰出金について(通知)」によると、「高度医療に要する経費とは、高度な医療で採算をとることが困難であっても、公立病院として行わざるをえないものの実施に要する経費について、一般会計が負担するための経費である。」とされている。その繰出しの基準は、「高度な医療の実施に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。」とされている。

船橋市では、入院部門を高度医療部門と位置づけてこれに要する経費からその収入を差し引いた額を負担金の対象としている。

医療センターの設立目標として基本方針の一つに高度専門医療の遂行が掲げられている。平成19年1月には厚生労働省から地域がん診療連携拠点病院の指定を受けている。しかしながら、「船橋市医療センターのあり方について」に記載されているところによると、医療センターにおける患者の紹介率及び逆紹介率はいずれも低い値にとどまっており、課題の一つとされている。必ずしも高度医療に特化しているわけでもないように考えられる。

高度医療を担う機関として一般に認められているものとして特定機能病院がある。千葉県では国立大学法人千葉大学付属病院がある。医療センターは特定機能病院として認定を受けていないため、高度医療を行っているとしても例えば入院部門がすべて高度医療であるとはいえない。船橋市として、高度な医療についての定義づけを行いそのうえで負担金の対象とするそれに要する費用の把握を行う必要がある。

なお、高度医療の定義の参考として、厚生労働省医政局長が各都道府県知事宛に発出した文書である「高度医療に係る申請等の取扱い及び実施上の留意事項について」のなかで、以下のように述べられている。

1. 高度医療に係る基本的な考え方

(1) 高度医療評価制度を創設する趣旨

薬事法の承認等が得られていない医薬品・医療機器の使用を伴う先進的な医療技術については、一般的な治療法ではないなどの理由から原則として保険との併用が認められていないが、医学医療の高度化やこれらの医療技術を安全かつ低い負担で受けたいという患者のニーズ等に対応するため、今般、これらの医療技術のうち、一定の要件等の下に行われるものについて、当該医療技術を「高度医療」として認め、先進医療の一類型として保険診療と併用できることとし、薬事法による申請等に繋がる科学的評価可能なデータ収集の迅速化を図ることを目的として、高度医療評価制度を創設することとする。

さらに、高度医療に係る要件としては、以下の事項が挙げられている。

- (1) 国内外の使用実績や有用性を示す文献等により、安全性及び有効性の確保が期待できる科学的な根拠を有する医療技術であること。
 - (2) 高度医療の試験計画が次の項目をすべて網羅する内容であること。
 - ① 臨床研究に関する倫理指針に適合していること。
 - ② 万が一不幸な転帰となった場合の責任と補償の内容、治療の内容、合併症や副作用の可能性及び費用等について、事前に患者や家族に説明し文書により同意を得ること。
- (項目③～⑥ 略)

ここでいわれている高度医療は医療センターのいう高度医療よりはきわめて限定されているように見受けられる。医療センターが行うべき高度医療については、負担金のあり方を踏まえて検討されるべきものとする。

3-3 保健活動費(後期高齢者医療広域連合負担金)

(1) 概要

負担金概況調査票 (小事業名：後期高齢者医療広域連合負担金)

所管	健康部 国民健康保険課					
負担金の名称	後期高齢者医療広域連合負担金					
根拠法令・要綱・規約等	千葉県後期高齢者医療広域連合規約第 18 条					
予算費目	款：衛生費 項：保健衛生費 目：保健活動費					
分類	負担の性質	事業負担 ・ 運営負担 ・ その他				
		臨時 ・ 経常				
		(開始年度 H19 年度 終了予定年度)				
	負担割合	国： 県： 市：県内市町村にて全額負担する。				
	定額負担					
負担金の推移	年度	H15 年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度
	当初予算額(千円)	—	—	—	—	72,767
	決算額(千円)	—	—	—	—	72,766
交付先	千葉県後期高齢者医療広域連合					
負担金の目的	千葉県後期高齢者医療広域連合の運営に係る共通経費を、県内の各市町村で負担する。					
負担対象事業の概要	千葉県後期高齢者医療広域連合が被保険者に対して行う事業のうち、医療給付以外の共通経費(事務費や人件費等)の支出を行う。					
受益者及びその人数						
どのような効果が期待されているか(具体的に)	H20 年 4 月から施行される後期高齢者医療制度の円滑な運営を図る。					
負担金の算定方法及び精算方法	共通経費総額のうち、均等割 10%・高齢者人口割 50%・人口割 40%として県内の各市町村が負担する。					
実績報告(支出した負担金の使途が分かる資料)の有無(有りの場合書類名)	無し					
備考						

<後期高齢者医療制度とは>

後期高齢者医療制度は平成 20 年 4 月から開始する制度である。これまでは 75 歳(もしくは、一定の障害をもつ 65 歳)以上の場合、国民健康保険等の医療保険に加入しながら、「老人保健医療制度」で医療を受けていたが、平成 20 年 4 月以降は「後期高齢者医療制度保険」に加入することとなった。

＜後期高齢者医療制度の広域連合とは＞

後期高齢者医療制度の発足に伴い設置された、後期高齢者医療事務を行うための広域連合である（他の機能を果たすために設置される広域連合もある。）。

後期高齢者医療制度においては、都道府県単位に全ての市町村が加入する「後期高齢者医療広域連合」が設置され、各種医療給付事務等を実施している。

一方、市町村では、保険料の徴収と窓口業務(届出・申請受付)が行われる

市町村と広域連合 それぞれの役割

分担先	主な機能
市町村	届出、申請受付、保険料の納入通知、保険料の徴収 等
広域連合	被保険者の資格認定・管理、被保険者証の交付、保険料の賦課、医療給付 等

＜負担金が発生する経緯＞

平成 20 年度から開始される事業であるが、実際には平成 19 年度から広域連合事務局の設置、維持管理費用が発生している。これらの費用は一定割合で各市町村が負担するよう法律で義務付けられている。

＜平成 19 年度負担金の主な内訳＞

千葉県の市町村が加入する広域連合における、平成 19 年度における間接経費の主な内容と金額は以下のとおりとなっている。

項目	当初予算金額	主な内訳		備考
		項目	金額	
議会費	13,721 千円			議会開催の諸経費
総務費	888,316 千円	需用費	60,656 千円	消耗品費、印刷代等
		役務費	165,760 千円	郵便料金等(保険証送付等)
		委託料	232,489 千円	システム保守等
		使用料及び賃借料	182,627 千円	システム賃借料等(リース会社からの賃借によっているため)
		負担金等	204,711 千円	市町村派遣職員等
予備費	18,626 千円			
合計	920,663 千円			

＜後期高齢者医療保険で生じた医療費等の負担割合＞

当該制度で医療費が生じた場合の負担関係は以下のとおりとなっている。

医療費全体の負担比率のイメージ(患者負担が1割の場合)

医療費全体	1割負担	患者負担	
	9割負担	①後期高齢者の加入する 後期高齢者医療保険料 9割のうちの約10%	③公費 (国・地方公共団体の負担分) 9割のうちの約50%
		②後期高齢者支援金(若年層の 加入する健保組合等の負担分) 9割のうちの約40%	

まず、後期高齢者に医療費が発生すると、原則、窓口で本人が全体の10%(1割負担の場合)を支払う。そして、残り(例えば90%)を①本人の加入する後期高齢者医療保険料②若年層の健保組合等からの支援金③国・地方公共団体の3者が、1:4:5の比率で負担する。

次に、③の按分比率は、国4:都道府県1:市町村1と決まっている。そこで、全体にかかった医療費のうち、7.5%相当が、市町村の負担となる。

【例】かかった医療費が1,000の場合の負担計算

医療費全体 1,000	患者負担 100(10%)(1割負担と仮定)		
	差引 900		
		①後期高齢者医療保険料	90(10%)
		②後期高齢者支援金	360(40%)
		③公費 450(50%)	
			国 300(③の4/6) 都道府県 75(③の1/6) 市町村 75(③の1/6)

これに加え、各市町村では後期高齢者医療保険の事務を行う広域連合事務局の維持運営経費が発生する。こちらについては「平成19年度負担金の主な内訳」にて既述している。

これらを簡単にまとめると、以下のようになる。

直接経費と間接経費の内訳

区分	直接経費	間接経費
内容	後期高齢者にかかった医療給付費(医療費のうち、窓口支払を除いた額)	後期高齢者医療広域連合の事務管理費
負担割合	後期高齢者保険料 10% 若年層の健康保険料 40% →残りを国・自治体 50%	県内の市町村で100%負担
うち市の負担割合	国4:都道府県1:市町村1	

区分	直接経費	間接経費
具体的に	→直接経費 $50\% \times 1/6 (=1/12)$ が市町村の負担に	均等割 10%：高齢者人口割 50%：人口割 40%で、各市町村が負担
発生額	今期(H19 年度)は発生せず	H19 年度当初予算：920,663 千円 (うち船橋市負担額：72,766 千円)

＜本負担金の位置づけ＞

上の表中、間接経費相当額が平成 19 年度の負担金として発生している。

＜本負担金の支出実績等＞

船橋市が負担した金額に対する精算文書等はないが、千葉県内の全市町村が支出した負担金全体に対する決算書類は作成、入手されている。

(2) 検討結果

検討した範囲で特には指摘すべき事項はない。

3-4 リハビリテーション病院建設費(リハビリテーション病院建設費)

(1) 概要

負担金概況調査票 (小事業名：リハビリテーション病院建設費(単年度))

所管	健康部 健康政策課					
負担金の名称	建築物負担金					
根拠法令・要綱・規約等	千葉県水道事業給水条例第 30 条の 3 第 1 項					
予算費目	款：衛生費 項：保険衛生費 目：リハビリテーション病院建設費					
分類	負担の性質	事業負担 ・ 運営負担 ・ その他				
		臨時 ・ 経常				
		(開始年度 H19 年度 終了予定年度 H19 年度)				
	負担割合	国： 県： 市：100%				
	定額負担	14,359.8 千円				
負担金の推移	年度	H15 年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度
	当初予算額(千円)	—	—	—	—	15,124.2
	決算額(千円)	—	—	—	—	14,359.8
交付先	千葉県水道局					
負担金の目的	給水区域内で給水を受ける建築物の建設に伴い計画 1 日最大給水量に対してかけられる負担金					
負担対象事業の概要	(仮称)船橋市立リハビリテーション病院新築工事					
受益者及びその人数	740 人					
どのような効果が期待されているか(具体的に)	病院運営に不可欠な水道水の供給					
負担金の算定方法及び精算方法	1 日最大給水量 216.8 m ³ のうち対象水量(上水)110.8 m ³ 給水装置廃止証明書第 13174 号充当分 5.6 m ³ 負担金 = (110.8 m ³ - 5.6 m ³) × 130 千円 × 1.05 = 14,359.8 千円					
実績報告(支出した負担金の使途が分かる資料)の有無(有りの場合書類名)						
備考						

船橋市立リハビリテーション病院は、総工費約 60 億円を投じて建設されたリハビリテーション専門病院で、医療センター等の急性期病院で受け入れた脳卒中等により身体機能に障害を生じた患者に対しては、急性期から回復期にかけて集中的なリハビリテーションを行い、後遺障害の軽減や寝たきりを防止し、早期の社会復帰を図ることを目的としている。

病院の設置は船橋市が行い、医療法人輝生会を指定管理者として運営を行っている。将来的には 200 床を予定しているが、平成 20 年 4 月に 34 床で開院し、同年 7 月からは 67 床が稼働している。

リハビリテーション病院建設費の負担金は、千葉県水道事業給水条例第 30 条の 3 に基づく開発負担金であり、内容は建築物負担金である。

建築物負担金は、「給水に係る事前協議申請書」により千葉県水道局へ申請し、同水道局が審査を行い計画一日最大給水量等を基に同水道局が給付金、負担金を決定する。

建築物負担金徴収対象水量は、計画一日最大給水量から既設栓認定水量及び廃止証明書認定水量を控除して算出される。計画一日最大給水量は、「計画病床数(認可)」に「病床使用率」と「基準水量」を乗じて算定される。

千葉県水道管工事協同組合の「給水装置工事規程集」の給水装置工事施工指針において、大病院は、基準水量が 1 病床あたり 1,000 リットルとされている。この指針によると規模が 100～250 病床の場合は、病床使用率が 70%とされているが、病院の開設者が公的機関(国・県・市町村・日赤・全国社会保険協会連合会・健康保険組合及びその連合会)又は学校の場合は、使用率 100%とすると定められている。規模が 251 病床以上の場合、病床使用率は 100%とされているが、開設者が個人又は医療法人の場合は、使用率 75%とされている。

(2) 検討結果

建築物負担金算定の基になる計画一日最大給水量の算定にあたって、病床使用率に公的病院とそれ以外で差異があるのは疑問である。病床使用率が高いとされている公的機関の計画一日最大給水量が高く算定されている。健康政策課が千葉県水道局へ説明を求めたところでは、同水道局が昭和 51 年、昭和 58 年及び平成 3 年に管内にある施設の実態調査を行い調査により得られたデータに基づき定めた指針とのことである。

千葉県水道事業給水条例では、「局長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例の規定により料金、手数料、納付金又は開発負担金を納付しなければならない者に対し、当該料金、手数料、納付金又は開発負担金の額の全部又は一部を免除することができる。」と定められている。船橋市では、千葉県水道局と料金減免の交渉は行っていない。これは特別の理由があるとは認められないとの判断であるが、公的機関が他の病院と比べて 25%から 30%も病床利用率が高いと判断している根拠については相当以前のデータに基づくものであり、新設の施設の使用料を算定するのに既存の施設の状況により判断することは実態にあっているかどうか疑問である。場合によっては減免を求めることも必要と思われる。

3-5 保健所費（保健所施設管理費）

(1) 概要

負担金概況調査票（小事業名：保健所施設管理費）

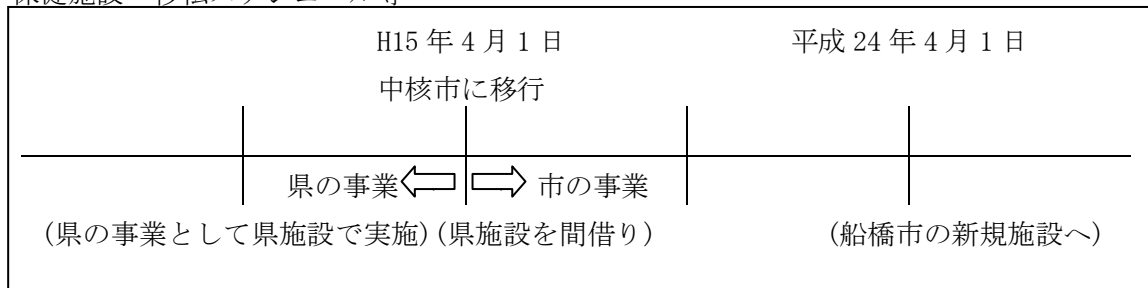
所管	保健所 総務課					
負担金の名称	保健所施設使用負担金					
根拠法令・要綱・規約等	千葉県船橋合同庁舎の施設の使用に関する覚書					
予算費目	款：衛生費 項：保健衛生費 目：保健所費					
分類	負担の性質	事業負担 ・ 運営負担 ・ <u>その他</u>				
		臨時 ・ <u>経常</u>				
		(開始年度 H15 年度 終了予定年度)				
	負担割合	国： 県：覚書による 市：覚書による				
	定額負担					
負担金の推移	年度	H15 年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度
	当初予算額(千円)	8,675	19,861	16,000	16,000	16,000
	決算額(千円)	15,533	15,075	16,018	16,036	14,631
交付先	千葉県船橋県税事務所					
負担金の目的	船橋市が H15 年 4 月 1 日の中核市移行に伴い、千葉県から移譲された保健所業務を行うため、船橋合同庁舎の一部を使用することに伴う経費の負担をするものである。					
負担対象事業の概要	千葉県船橋合同庁舎の施設の管理運営事業。主に、敷地賃借や庁舎清掃業務、空調設備保守管理業務、エレベータ保守管理や警備業務等。更に、光熱水費の支払や共有する施設の修繕も対象となる。					
受益者及びその人数	上記千葉県合同庁舎に勤務する保健所職員(H19 年 4 月 1 日現在 56 名)及び来所者					
どのような効果が期待されているか(具体的に)	保健所施設の適正な管理運営					
負担金の算定方法及び精算方法	覚書による					
実績報告(支出した負担金の使途が分かる資料)の有無(有りの場合書類名)	無し (監査人注：県の支出履歴が分かる契約書、請求書等はありません)					
備考						

船橋市が中核市に移行したことに伴い、保健所事業は県から権限委譲を受けている。したがって、本来なら保健所業務は市の施設内で行うべきであるが、当面の暫定措置として県が従来保健所事業を行っていた船橋合同庁舎の 3・4 階を借りて実施している。

本負担金は、船橋合同庁舎の土地賃借料の 2 分の 1、及び、同庁舎の水道光熱費の船橋市が負担する実費相当分を支払っているものである。

なお、平成 24 年 4 月以降は船橋市が土地・建物等を手当てし保健所を運営する予定となっている。

保健施設 移転スケジュール等



平成 19 年度の千葉県合同庁舎に関する支払

項目	内訳	金額
千葉県合同庁舎に関する支払	土地賃借料	4,581 千円
	建物賃借料	無償 *
	清掃・整備保守管理料等	6,026 千円
	水道光熱費等	4,003 千円
	修繕費	18 千円
合計		14,631 千円

* 建物賃借料は県への申請により、無償となっている。

(2) 検討結果

① 今後の移転予定地への準備について

県とは、平成 24 年度から船橋市が自前で保健所事業を営む施設に移るよう取り決められているが、現時点(平成 20 年 8 月 5 日現在)で候補地の売買交渉がまとまっていないため、施設の設計等も進められていない。

船橋市の説明によると、今後の保健所建設候補地としては、

- ・ (駅近) 駅から近く(予防接種等で市民がアクセスしやすい立地が必要のため)
- ・ (収容スペース) 県の事業であった保健所機能と、船橋市側にある管轄部署と一緒に収容できる スペースが確保でき

・ 更に、各種必要な医療機器等を収容できるだけの施設の建設ができる場所等の条件を満たす土地は、現在交渉中のところ以外に候補地はないとのことである。

しかし、一方で売主側の都合で契約に至っていないとのことである。

施設の建設期間から逆算すると、遅くとも今年度(平成 20 年度中)には用地取得ができないと、県との取り決めた期日までに新保健所のオープンが厳しいと考えられる。したがって、早急に売買交渉がまとまるよう対応することが必要である。

4. 商工費(商工費)

4-1 商工振興費(市民まつり負担金)

(1) 概要

負担金概況調査票 (小事業名：市民まつり負担金)

所管	経済部 商工振興課					
負担金の名称	市民まつり負担金					
根拠法令・要綱・規約等	なし					
予算費目	款：商工費 項：商工費 目：商工業振興費					
分類	負担の性質	事業負担 ・ 運営負担 ・ その他				
		臨時 ・ 経常				
		(開始年度 終了予定年度)				
	負担割合	国： 県： 市：100%				
	定額負担					
負担金の推移	年度	H15 年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度
	当初予算額(千円)	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000
	決算額(千円)	15,000	15,000	15,000	15,000	15,000
交付先	ふなばし市民まつり実行委員会					
負担金の目的	「活気とにぎわいにあふれるふるさと・ふなばし」をテーマとして実施している『ふなばし市民まつり』に対して、その事業費に負担し、まちの活力につながるにぎわいの創出を図るもの。					
負担対象事業の概要	『ふなばし市民まつり』は、市内の産業と観光を市民に紹介し、まちに活気とにぎわいを創出するよう、めいど・いん・ふなばし、ジョイ&ショッピングフェア、ふれあいまつりの3部門に分け実施している。					
受益者及びその人数	人出数(めいど：2,672人 ジョイ：210,000人 ふれあい：464,000人)					
どのような効果が期待されているか(具体的に)	市内の産業の紹介、市民の心にふれあい場やコミュニティの創出が期待される。また、まちに活気やにぎわいがあふれ、「ふるさと船橋」づくりにつながる。					
負担金の算定方法及び精算方法	ふなばし市民まつりの実施状況、規模等により決定している。					
実績報告(支出した負担金の使途が分かる資料)の有無(有りの場合書類名)	・ 支出負担行為兼契約書(第40回ふなばし市民まつり負担金) ・ ふなばし市民まつり監査報告書 ・ 第40回ふなばし市民まつり実施計画書					
備考						

毎年7月下旬に開催される「ふなばし市民まつり」(以下「市民まつり」という。)は、昭和43年に第1回目を開催し、平成19年には40回を数え、船橋市を代表する郷土芸能の「ばか面おどり」や民踊パレード等、市民参加によるまつりを実施し、多くの方が訪れ賑わいを見せている。同まつりは「ふなばし市民まつり実行委員会」(以下「実行委員会」という。)が主催

しており、船橋市は概ね当該コストの 75%に相当する 1,500 万円を負担し、残りは商工会議所等の団体からの負担金で賄われている。

実行委員会の主な収入(平成 19 年度)

区分	団体名	内訳金額	金額
負担金	船橋市	15,000 千円	17,020 千円
	商工会議所	800 千円	
	観光協会	600 千円	
	その他 3 団体	620 千円	
協賛金	3 団体	150 千円	150 千円
雑収入	ジョイ&ショッピング出展料	376 千円	762 千円
	その他	386 千円	
前回繰越金			2,455 千円
合計			20,388 千円

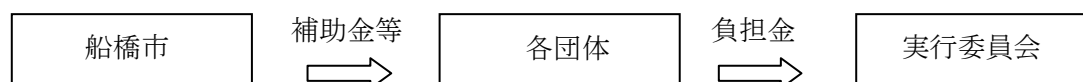
実行委員会の主な支出(平成 19 年度)

項目	決算額	主な内容	内訳金額	備考
総務管理費	10,784 千円	交通・雑踏整理	2,415 千円	市民まつり全般にかかった諸経費
		規制看板設置工事等、各種工事費	4,832 千円	
ふれあいまつり費	4,754 千円	参加依頼団体等への謝礼	1,788 千円	
		別会場への交付金	1,778 千円	
ジョイ&ショッピング費	314 千円	道路使用許可手数料	312 千円	フリーマーケット開催に要した費用
めいど・いん・ふなばし費	3,043 千円	会場設営費(スクエア 21・市民ギャラリー)	1,575 千円	船橋市に本社・工場等のある企業の物産紹介展示
合計	18,897 千円			

(2) 検討結果

① 補助金等の交付先からの負担

実行委員会は、船橋市が補助金等を交付している団体(例：商工会議所、商店会連合会、観光協会)から、負担金を受けている。



団体別の補助金等と負担金の金額

団体名	船橋市からの補助金等	市民まつりへの負担金
商工会議所	6,300 千円	800 千円
商店会連合会	7,200 千円	400 千円
観光協会	2,290 千円	600 千円

実行委員会は、収入の約 75%を船橋市に依存し、市長が実行委員長になっている等、実質的には船橋市と同一視されるような団体である。

そのような団体が、船橋市が補助金等を交付している団体から負担金を受領しており、全体としてみると補助金等が船橋市側に還流しているように見える。

仮に、各団体が補助金等を財源に実行委員会への負担金を支出しているのならば、船橋市から実行委員会への負担金を迂回して実施しているのと同じことになるため、その分の補助金等は交付を見直すべきである。

また、船橋市からの補助金等でなく、団体からの事業収入を財源に負担金支出しているのならば、その分は船橋市の補助なくしても事業継続が可能と考えられる。そのため、補助金額について見直しが必要と考えられる。

② 負担金としての処理、及び、金額の妥当性について

そもそも負担金とは、「法令又は契約等によって地方公共団体が負担するもの」とされているが、本負担金は「法令又は契約等」による支出のいずれにも該当しない。

船橋市によると、負担金には上記のほかに「任意に各種団体を地方公共団体が構成しているとき、その団体の必要経費に充てるために構成各団体が取り決められた費用を支出する」ものも含まれ、市民まつり支出はこれに該当するとのことである。

(ア) 支出根拠の不備

負担金の第一義的定義であるところの「法令又は契約等」の根拠がないため、船橋市が市民まつりの支出を負担すべきかどうかは明確になっていない。

(イ) 任意団体支出への基準等の不備

船橋市の回答である「任意団体の必要経費を支出」する場合の運用ルールがない。

具体的には、例えば知事会承認の任意団体以外への支出は行わないとの合意をし、不透明な支出を防止する仕組みをもつ都道府県もあるが、船橋市にはそのようなマニュアル・基準等がない。

結果、「どのような団体なら支出するか」「また、その場合どのような算定基準で支出額を決定するか」は不明瞭となっている。

以上から、①市民まつりに対して支出を行うべきものかという点と、②支出すると判断した場合、どのような効果を期待して「いくら」支出するべきものなのかという点、これらを明確にする必要があると考えられる。

(ウ) 外部資金獲得の必要性

現状は、もっぱら船橋市と各種団体からの負担金で市民まつりを開催している。しかし、船橋市の財政状態を考えると、毎年同じ金額を継続して支出し続けるだけでなく、広告収入や協賛金収入が相応の収入を占めるように努力することが必要である。

5. 土木費(道路橋りょう費)

5-1 交通安全対策費(歩道整備費)

(1) 概要

負担金概況調査票 (小事業名：歩道整備費)

所管	道路部 道路建設課					
負担金の名称	北習志野駅ペデストリアンデッキ整備負担金					
根拠法令・要綱・規約等	基本協定書、年度協定書					
予算費目	款：土木費 項：道路橋りょう費 目：交通安全対策費					
分類	負担の性質	事業負担 ・ 運営負担 ・ その他				
		臨時 ・ 経常				
		(開始年度 H19 年度 終了予定年度 H20 年度)				
	負担割合	国：40% 県： 市：60%				
定額負担						
負担金の推移	年度	H15 年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度
	当初予算額(千円)	—	—	—	—	205,000
	決算額(千円)	—	—	—	—	0
交付先	新京成電鉄(株)					
負担金の目的	北習志野駅及び北習志野駅舎のペデストリアンデッキの船橋市の負担分の実施により歩行者の利便性の向上を図る。					
負担対象事業の概要	北習志野駅舎の改築及び駅ビル計画に伴い、船橋市の東部地区の拠点駅として駅前広場のバリアフリー化を考慮し、将来計画として新京成・東葉高速線の駅、駅ビル及び商店街をネットワークで結ぶペデストリアンデッキ回廊計画を立て、歩行者の利便性の向上を図る。					
受益者及びその人数	北習志野駅利用者及び北習志野駅付近住民					
どのような効果が期待されているか(具体的に)	北習志野駅から駅前ビルを経て地元商店街をペデストリアンデッキで結ぶことにより、駅前広場のバリアフリー化を図ると共に歩行者動線の安全性を向上させる。					
負担金の算定方法及び精算方法	C 区間	149,400 千円(うち国費		59,760 千円)		
	B 区間	54,050 千円(うち国費		12,240 千円)		
	計	203,450 千円(うち国費		72,000 千円)		
実績報告(支出した負担金の使途が分かる資料)の有無(有りの場合書類名)						
備考	負担金予算額は、205,000 千円、H19 年度協定書に基づく協定金額は 203,450 千円、決算額は事業を繰越したためまだ確定していない。					

この事業は、北習志野駅前広場にペDESTロリアンデッキを整備するもので、事業主体は船橋市と新京成電鉄(株)(以下「新京成」という。)である。施工を行う新京成に対して共同事業主である船橋市が交付金を交付するものである。この事業により設置されるペDESTロリアンデッキは事業完了後は船橋市により道路認定が行われる予定である。

一日の乗降客が 5,000 人以上の駅については、平成 22 年度までにバリアフリー化が法律により求められており、船橋市として乗降客の多い駅を重点地区として事業を進めているが、北習志野駅は国のまちづくり交付金事業の認定を受け事業費の約 40% を国から交付金を受けている（千葉県は負担していない。）。まちづくり交付金に係る北習志野駅周辺地区の事業費は 40 億円強であり、道路整備事業がその大部分を占めるが、ペDESTリアンデッキのほか自転車等駐車場の整備も含まれている。

まちづくり交付金を受けるにあたっては、受付期間、まちづくりの目標、目標の実現状況を定量化する指標、受付期間内に実施する事業等を記載した都市再生整備計画を作成し、交付期間終了時には、目標の達成状況等に関する事後評価を実施し、その結果等について公表することとされている。

平成 19 年 3 月の基本協定では、船橋市の負担額 319,000 千円、新京成の負担額 61,000 千円、総額 380,000 千円で事業が開始されたが、平成 19 年 12 月に総額 405,350 千円に変更された。これに伴い船橋市の負担額 337,450 千円、新京成の負担額 67,000 千円に変更された。この変更は、新京成が工事を行うに際して地元住民等との調整に不測の時間を要し工事発注が遅れ資材等の物価上昇により工事費の増額したものや設計変更により事業費を増額したものである。

この交付金は、新京成が工事を施工する部分について、分担金相当額を船橋市から新京成に支払うものである。

(2) 検討結果

検討した範囲では特に指摘すべき事項はない。

6. 土木費(港湾費)

6-1 港湾建設費(港湾整備費負担金)

(1) 概要

負担金概況調査票 (小事業名：港湾整備費負担金)

所管	下水道部 河川整備課					
負担金の名称	港湾建設費負担金					
根拠法令・要綱・規約等	地方財政法第 27 条					
予算費目	款：土木費 項：港湾費 目：港湾建設費					
分類	負担の性質	事業負担 ・ 運営負担 ・ その他				
		臨時 ・ 経常				
		(開始年度 S44 年度 終了予定年度)				
	負担割合	国：50% 県：35.95% 市：14.05% (改修) 国：33.33% 県：47.92% 市：18.75% (局部改修)				
	定額負担					
負担金の推移	年度	H15 年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度
	当初予算額(千円)	53,600	45,225	47,772	38,590	41,528
	決算額(千円)	34,013	45,203	43,499	38,585	26,063
交付先	千葉県葛南地域整備センター葛南港湾事務所					
負担金の目的	一般公衆の利用に供する目的で、水域施設、外郭施設や係留施設の建設又は改良をする港湾整備に要する費用を負担する。					
負担対象事業の概要	①大規模地震時の避難路、輸送路を確保する為の耐震バースの整備②船舶の大型化に対応した物流機能の強化と耐震強化岸壁の拡充③プレジャーボート不法係留対策としての係留施設整備					
受益者及びその人数	不特定多数の市民					
どのような効果が期待されているか(具体的に)	①大規模地震時の住民の避難、物資の緊急輸送路の確保 ②船舶の大型化により効率的な海上ネットワークの形成 ③不法係留されたプレジャーボートの排除					
負担金の算定方法及び精算方法	県財政課と港湾課との間で調整し、県議会の承認を得て負担率を決定。県葛南港湾事務所長と請書を交わし、県から議決証明書、納付通知書が送付され、それに基づき支払を行う。					
実績報告(支出した負担金の使途が分かる資料)の有無(有りの場合書類名)	千葉県船橋地区整備事業年度別実施額調べ					
備考						

千葉港葛南中央地区の港湾整備に関する負担金である。平成 19 年度の港湾整備は、①千葉港改修事業葛南中央地区岸壁液状化対策、②千葉港統合補助事業葛南中央地区岸壁改良及びボートパーク施設、③県単港湾整備事業葛南中央地区ボートパーク施設工事の 3 つの事業があった。①と②については国と千葉県からも事業費が出され、③は千葉県と船橋市で事業費を負担している。これら事業費のうち、船橋市が負担すべき負担割合は、千葉県財政課、港湾課と船橋市

の河川整備課との間で協議され、千葉県議会による議決によって決定され船橋市に報告(協議)される。異議がなければ承諾書を提出することで負担割合が決定し負担額も決まる。

(2) 検討結果

負担金支出に関しては、千葉県議会で議決された負担率に従っている。ただし、千葉県議会で議決された比率について、船橋市での検討の経緯が書面で残されておらず、不明である。

また、平成 19 年度の予算額 41,528 千円に対し、実績額が 26,063 千円と大きく下回っている。所管課では、改修事業がなかったこと及び補助事業費が少なかったことによるとのことであった。この点は予算時にもう少し綿密に検討されるべき項目であると思われる。

なお、当該港湾整備事業は平成 23 年度まで引き続き行われる計画である。

7. 土木費(都市計画費)

7-1 都市計画総務費(本町駐車場共通管理費)

(1) 概要

負担金概況調査票 (小事業名：本町駐車場共通管理費)

所管	都市計画部 都市総務課					
負担金の名称	本町駐車場共通管理費					
根拠法令・要綱・規約等	船橋スクエア 21 管理規約第 19 条 船橋スクエア 21 管理費等取扱規則					
予算費目	款：土木費 項：都市計画費 目：都市計画総務費					
分類	負担の性質	事業負担 ・ 運営負担 ・ <u>その他</u> 臨時 ・ <u>経常</u> (開始年度 H4 年度 終了予定年度)				
	負担割合	国： 県： 市：100%				
	定額負担					
負担金の推移	年度	H15 年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度
	当初予算額(千円)	28,885	27,840	27,840	27,840	27,000
	決算額(千円)	26,251	25,192	24,309	24,393	24,303
交付先	船橋スクエア 21 管理組合					
負担金の目的	本町駐車場が設置されている船橋スクエア 21 ビルの敷地及び共用部分の維持・管理に要する費用を持分割合に応じ負担する。					
負担対象事業の概要	敷地の維持管理、敷地及び共用部分の清掃及び衛生管理等、共用部分の動力・電力・冷暖房・給排水・防火業務、エレベーター等の維持管理、テレビ共同受信施設の維持管理、その他管理組合が行う業務。					
受益者及びその人数	本町駐車場利用者(H19 年度利用実績 67,278 台)					
どのような効果が期待されているか						
負担金の算定方法及び精算方法	共用部分全体の金額×専有面積の割合(15.6%)＝負担金 立体駐車場面積 パレット 1 台分面積 15 m ² ×126 台＝1,890.00 m ² ターンテーブル等駐車場前面積 ＝ 189.94 m ² 料金所及び休憩室面積 ＝ 23.38 m ² 合計 2,103.32 m ² 2,103.32 m ² (専有面積計)÷13,506.07 m ² ＝0.15573146(15.6%)					
実績報告(支出した負担金の使途が分かる資料)	船橋スクエア 21 管理組合決算報告書					
備考						

船橋市本町 2 丁目地域の再開発事業に伴い、平成 4 年度に供用開始された本町駐車場が設置されている船橋スクエア 21 ビル共用部分の管理費及び光熱水費等を、本町駐車場の専有面積割合に応じて船橋市が船橋スクエア 21 管理組合へ支払っている。船橋スクエア 21 管理規約(以下

「規約」という。)では第 19 条において、区分所有者は、共用部分の維持管理に必要な費用、及び区分所有者が専有部分において使用する光熱水費等を負担しなければならない旨が記載されている。

船橋市は、専有部分の総面積 13,506.07 m²のうち、地下 1 階の駐車場前室(189.94 m²、タワーパーキングの前方のターンテーブル部分)、駐車場前室(6.8 m²、料金所)、駐車場前室(16.58 m²、誘導員休憩室)、立体駐車場(1,890.00 m²、収容台数 42 台のタワーパーキング 3 棟)の合計 2,103.32 m²を本町駐車場の専有部分としている。

(2) 検討結果

① 支払負担金の算定方法

平成 19 年度決算額 24,302,527 円の内訳は次表のとおりである。

項目	金額
管理費	16,482,444 円
修繕費	2,334,984 円
ガス(共用部)	147,275 円
水道(共用部)	1,681,514 円
電気(基本)	2,341,704 円
電気(変動)	1,244,082 円
損害保険料	10,524 円
組合費	60,000 円
合計	24,302,527 円

<算定方法について>

ガス(共用部)・水道(共用部)・電気(基本)については、船橋スクエア 21 ビル共用部分において毎月発生した額に、本町駐車場の専有面積割合 15.6%(=2,103.32 m²÷13,506.07 m²)を乗じて算定を行っている。

電気(変動)については、共用部分全体使用量に本町駐車場の専有面積割合を乗じて、船橋市が負担すべき電気使用量を算定し、その使用量が全体使用量に占める割合を全体使用料(変動)に乗じて支払額の算定を行っている。

損害保険料については毎月定額 403,153 円に、立体駐車場を除いた専有総面積 10,749.25 m²のうち、駐車場前室の面積 23.38 m²の比率 0.2175%を乗じた額 877 円を支払っている。

組合費については、一律 5,000 円を毎月支払っている。

なお、支払負担金のうち、管理費については、毎月 8,819,903 円(定額)に 15.6%を乗じた 1,373,537 円を支払っており、修繕費については、毎月 1,249,471 円(定額)に 15.6%を乗じ

た 194,582 円を支払っている。この管理費や修繕費について、内訳を確認すると、以下のとおりである。

＜管理費の内訳＞

船橋スクエア 21 管理費等取扱規則第 4 条で、下記のとおり区分している。

1	設備維持管理費	日常保守運転業務、共用設備定期点検整備、工具備品、照明器具、管理消耗品に要する経費
2	保安警備費	共用部分に係る保安警備に要する経費
3	総合清掃業務費	共用部分に係る日常定期清掃、特別清掃、トイレ等消耗品、塵芥処理、植栽手入れに要する経費
4	環境衛生業務費	空気環境測定、水質検査、害虫駆除、残留塩素測定等、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に係わる業務に要する経費
5	水道光熱費	共用部分に係る電気、水道、ガスに要する経費
6	普通修繕費	共用部分における日常経常的に発生する一件あたり 100 万円未満の修繕に要する経費
7	空調費	共用部分の空調に要する経費
8	事務所経費	管理会社の管理業務に係る経費

＜修繕費の内容＞

規約第 20 条において、共用部分の修繕を下記のとおり区分している。

1	計画修繕	一定年数の経過ごとに周期的かつ計画的に行う修繕をいう。
2	普通修繕	計画修繕以外の修繕で 1 件あたり 100 万円未満の修繕で、管理費でまかなわれるものをいう。
3	特別修繕	計画修繕以外の修繕で、1 件あたり 100 万円以上のものをいう。

規約第 22 条において、計画修繕及び特別修繕に関する費用は、区分所有者が負担する旨が記載されている。ここで、規約第 23 条において、区分所有者は計画修繕、特別修繕に関する費用を、修繕積立金として積み立てるものとする規定がある。さらに、同条但書には「区分所有者が地方公共団体である等特別の事情がある場合はこの限りでない。この場合において修繕積立金を使用する必要があるときは、修繕積立金を積み立てていない区分所有者は、自己の負担すべき金額を一時金で支払うものとする。」との記載があるため、区分所有者である船橋市は修繕積立金は積み立てなくてもよいことになっている。

将来修繕積立金を使用する必要がある場合、船橋市も一時金で支払う必要がある。管理組合は毎年度の決算で、船橋市からも修繕積立金の積み立てが行われたもの、と仮定して「みなし修繕積立金期別明細」を作成している。平成 19 年度末のみなし修繕積立金の船橋市分残高は、198,194,765 円となっている。

現在、管理組合は修繕計画を策定途中であり、公表には至っていない。しかし、将来、船橋スクエア 21 において、修繕積立金を使用する大規模な修繕が行われることになった場合には、船橋市は修繕積立金に相当する金額(最大で 198,194,765 円)の支払を行わなければならない可能性がある。

ここで、平成 19 年度修繕実績のうち、金額が 100 万円以上だったものは、下記の 3 件であり、いずれも本町駐車場とは直接関係しないが、共用部分の修繕にかかる費用となっている。

項目	実施内容	金額
全館トイレ補修(内装関係)工事	壁塗装及び床シート張替え	2,928,450 円
各階空調機一斉点検時不具合箇所修理	損耗部品交換及び補修	1,701,000 円
中央監視盤リニューアル	各階制御盤他の更新	54,810,000 円

② 船橋市の駐車場保有について

船橋市は駅近辺で本町駐車場を運営することにより、船橋駅近辺の交通渋滞の緩和を図ることを駐車場保有の目的としている。

しかし、本町駐車場は利用実績を台数でみると、平成 17 年度が 69,733 台、平成 18 年度が 68,883 台、平成 19 年度が 67,278 台と微減の傾向にある。本町駐車場周辺に時間貸駐車場が増加したことや、近年増加傾向にあるミニバン車種に対応できていないことが要因となっていると考えられる。また駐車料金についても、近隣の民間経営の駐車場と大きな違いはない。

市が保有する以上、駐車料金を引き下げると民業圧迫になってしまい、駐車料金を下げることが容易に行えないという制約があると考えられている。

本町駐車場を船橋市が保有し続ける場合には、運営方法や料金設定について、費用対効果と公益性の両面から検討を行う必要がある。交通渋滞の緩和という公益性の達成と、上述した、将来発生しうる修繕費に関する臨時多額の支出とを比較衡量し、その結果によっては、駐車場の売却も含めて検討を行う必要がある。

7-2 土地区画整理費(飯山満地区土地区画整理費)

(1) 概要

負担金概況調査票 (小事業名：船橋都市計画事業飯山満地区土地区画整理事業)

所管	建設局都市整備部飯山満地区土地区画整理事務所					
負担金の名称	ガス管布設負担金、水道管布設管理者負担金					
根拠法令・要綱・規約等	土地区画整理法第2条第2項					
予算費目	款：土木費 項：都市計画費 目：土地区画整理費					
分類	負担の性質	事業負担 ・ 運営負担 ・ その他				
		臨時 ・ 経常 事業の進捗に応じて適宜負担				
		(開始年度 H9 年度、終了予定年度 H22 年度予定)				
	負担割合	国： 県： 市：				
	定額負担					
負担金の推移	年度	H15 年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19年度
	当初予算額(千円)	0	50,000	0	16,450	31,200
	決算額(千円)	39	0	0	12,395	22,604
交付先	京葉瓦斯㈱、千葉県水道局					
負担金の目的	飯山満地区土地区画整理事業の施行に係る土地の利用の促進のため必要な工作物その他の物件の設置、管理に関する費用を負担する。					
負担対象事業の概要	ガス施設の布設費用を京葉瓦斯㈱に、水道施設の管理費用を千葉県水道局に負担している。					
受益者及びその人数	土地区画整理事業権利者数：184 人、計画人口：約 2,140 人					
どのような効果が期待されているか(具体的に)	飯山満地区土地区画整理事業の進捗。					
負担金の算定方法及び精算方法	京葉瓦斯㈱及び千葉県水道局の算定による。					
実績報告(支出した負担金の使途が分かる資料)の有無(有りの場合書類名)	支出命令書					
備考						

土地区画整理法第3条第3項の規定により船橋市が施行する、飯山満地区土地区画整理事業は平成4年1月に事業計画(事業施行期間平成4年1月から平成23年3月31日、総事業費109億円)の決定が公告された。

船橋都市計画事業飯山満地区土地区画整理事業施行条例では、第4条において、事業の範囲を土地区画整理法第2条第1項及び第2項に規定する土地区画整理事業としている。また同条例第6条において、事業に要する費用は原則として船橋市が負担することを規定している。

土地区画整理法第2条第2項において、土地区画整理事業の施行のためもしくはその事業の施行にかかる土地の利用の促進のため必要な工作物その他の物件の設置、管理及び処分に関する

る事業又は埋立もしくは干拓に関する事業が土地区画整理事業にあわせて行われる場合においては、これらの事業は土地区画整理事業に含まれるものとされている。

このため、土地区画整理事業を行っていく上で、ガス本管敷設工事を行った場合や、水道管・配水管の設置工事を行った場合は、土地区画整理事業に含まれるものと解釈され、ガス施設の布設費用や、水道施設の管理費用を船橋市が負担している。実際に負担が行われたのは、工事が始まった平成 9 年度以降である。

平成 19 年度に行われる予定であった事業について、水道管敷設工事のうち、「B-1 工区供給管布設工事」は、施工されず、平成 20 年度施工となった。これは、当該工事予定箇所の南側に埋め立てられていた不要物を土地所有者自ら撤去搬出する工事を行うこととなり（区画整理事業外の工事）、その搬出経路と当該工事予定箇所が重複した。そこでこの搬出工事を先行した方が、当区画整理事業の進捗に有利であると判断し、当該工事を 20 年度の施工とした経緯がある。

当区画整理事業は、過去にも地権者との交渉が難航したことに伴い、当初計画していた工事が施工されず、予算額と決算額が乖離する事態が発生している（平成 16 年度予算 50,000 千円に対し、決算額は 0 円）。

(2) 検討結果

① 申請金額の妥当性の検証

ガス施設敷設工事については京葉瓦斯㈱、水道施設管理費用については千葉県水道局が交付先となっている。いずれも他に同様の事業を行う団体が少ないため、工事原価の見積り等で他社との比較を行うことは難しい。

また、工事を行うに当たっては事前に、工事設計積算書を作成し協議を行うことや、見積書の提出を交付先に求めることで、船橋市も事前の金額の検証は行っている。さらに、ガス本管設備工事負担金については、見積金額と請求金額は常に一致しており、事前の見積どおりに工事が竣工したことになる。

しかし、3.4.27 号配水管布設工事については事前協議の結果を受けて算出された水道施設管理費用 389,550 円を平成 19 年 8 月 10 日に支払っている。その後、施工上口径 200mm 管の敷設を当初の長さ 60.5m から長さ 47.9m に設計変更したことに伴い、平成 19 年 11 月 30 日に 75,600 円の戻入が行われて、当初の見積りと異なる状況となっている。よって工事の見積りは慎重に行うべきである。

さらに、京葉瓦斯㈱の工事費算定については、民間から受注した工事と比較して工事費用が多くなったり少なくなったりしていることがないか調べる必要がある。

7-3 街路事業費(県事業費負担金)

(1) 概要

負担金概況調査票 (小事業名：県事業費負担金)

所管	道路部 街路課					
負担金の名称	街路事業費負担金					
根拠法令・要綱・規約等	地方財政法第 27 条第 1 項					
予算費目	款：土木費 項：都市計画費 目：街路事業費					
分類	負担の性質	事業負担 ・ 運営負担 ・ その他				
		臨時 ・ 経常				
		(開始年度 終了予定年度)				
	負担割合	国： 県： 市：				
	定額負担					
負担金の推移	年度	H15 年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度
	当初予算額(千円)	58,316	125,569	90,283	78,930	106,275
	決算額(千円)	80,006	73,255	79,536	32,023	10,499
交付先	千葉県					
負担金の目的	千葉県が実施している船橋都市計画道路整備事業に係る事業費の一部を負担する。					
負担対象事業の概要	都市計画道路 3・4・15 号線、3・4・22 号線、3・4・30 号線について、整備事業を実施している。					
受益者及びその人数						
どのような効果が期待されているか(具体的に)	都市計画道路の整備を図ることにより、交通渋滞の解消及び歩行者を含めた交通安全の確保。					
負担金の算定方法及び精算方法	国庫補助金を除いた事業費の 3/10 を負担。 地方道路交付金事業については、事業費の 1.35/10 を負担。					
実績報告(支出した負担金の使途が分かる資料)の有無(有りの場合書類名)						
備考						

千葉県と船橋市とで進めている街路整備に関する負担金である。平成 19 年度予算に計上されているのは、上記調査票に記載のあるとおり、①都市計画道路 3・4・15 号線、②3・4・22 号線及び③3・4・30 号線の 3 路線である。経費負担割合についても調査票に記載のあるとおり、国庫補助金を除いた事業費の 3/10、地方道路交付金事業については、事業費の 1.35/10 を負担することとなっている。これらの割合は、当該事業開始時(①は平成元年、②は平成 13 年、③は平成 6 年)の千葉県と船橋市との間で締結された覚書で定められている。

(2) 検討結果

検討した範囲では特に指摘すべき事項はない。

ただし、平成 16 年度から予算額と実績額との間に大きな差異が生じており、平成 19 年度では執行率が 9.9%と極端に低い執行率となっている。所管課の説明では、特に 3・4・22 号線の用地買収が進んでいないことが要因とのことであった。当初の計画では当事業は平成 13 年 6 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの期間で実施される予定であった。しかし、用地買収が難航して、当初の計画を変更し平成 27 年 3 月 31 日まで期間延長されている。この期間延長に伴う事業費の増減について所管課の説明では、当初予算の 80 億円から現在の 69 億 5000 万円に減少しているとのことであった。これは地価の下落による用地補償費の減少によるものである。したがって、事業が長期化することで事業費が増加することはないとのことであるが、これだけのために事業計画が延長されることは効率的な事業遂行とは言い難い。早急に対応策を検討することが望まれる。

7-4 街路事業費(京成本線連続立体交差事業負担金)

(1) 概要

負担金概況調査票 (小事業名：京成本線連続立体交差事業負担金)

所管	企画部 総合交通計画課					
負担金の名称	京成本線連続立体交差事業負担金					
根拠法令・要綱・規約等	地方財政法第 27 条					
予算費目	款：土木費 項：都市計画費 目：街路事業費					
分類	負担の性質	事業負担 ・ 運営負担 ・ その他				
		臨時 ・ 経常				
		(開始年度 終了予定年度)				
	負担割合	国：1/2 県：1/3 市：1/6(通常) 国：55/100 県：30/100 市：15/100(臨交本線) 国：55/100 県：22.5/100 市：22.5/100(臨交側道)				
定額負担						
負担金の推移	年度	H15 年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度
	当初予算額(千円)	544, 167	431, 334	409, 200	576, 000	508, 334
	決算額(千円)	544, 167	431, 334	490, 634	576, 000	480, 209
交付先	千葉県					
負担金の目的	千葉県の行う京成本線連続立体交差事業に要する費用の一部を負担するものである。					
負担対象事業の概要	京成本線の高架化 延長 2,470m 除却する踏切 16 ヶ所 関連側道の整備 10 路線					
受益者及びその人数						
どのような効果が期待されているか(具体的に)	市内中心部を走る京成本線を高架化することにより、踏切 16 ヶ所を除却し交通渋滞を解消すると共に、都市機能の充実が図れる。					
負担金の算定方法及び精算方法						
実績報告(支出した負担金の使途が分かる資料)の有無(有りの場合書類名)	無し					
備考						

概要及び検討結果については、「7-5 街路事業費(京成本線連続立体交差事業緊急地方道路整備事業負担金)」にまとめて記載している。

7-5 街路事業費(京成本線連続立体交差事業緊急地方道路整備事業負担金)

(1) 概要

負担金概況調査票 (小事業名：京成本線連続立体交差事業緊急地方道路整備事業負担金)

所管	企画部 総合交通計画課					
負担金の名称	京成本線連続立体交差事業負担金					
根拠法令・要綱・規約等	地方財政法第 27 条					
予算費目	款：土木費 項：都市計画費 目：街路事業費					
分類	負担の性質	事業負担 ・ 運営負担 ・ その他				
		臨時 ・ 経常				
		(開始年度 終了予定年度)				
	負担割合	国： 県：1/2 市：1/2				
	定額負担					
負担金の推移	年度	H15 年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度
	当初予算額(千円)	2,250	66,712	53,538	42,984	60,405
	決算額(千円)	140,886	35,725	39,143	43,090	57,744
交付先	千葉県					
負担金の目的	千葉県の行う京成本線連続立体交差事業に要する費用の一部を負担するものである。					
負担対象事業の概要	京成本線の高架化 延長 2,470m 除却する踏切 16 ヶ所 関連側道の整備 10 路線					
受益者及びその人数						
どのような効果が期待されているか(具体的に)	市内中心部を走る京成本線を高架化することにより、踏切 16 ヶ所を除却し交通渋滞を解消すると共に、都市機能の充実が図れる。					
負担金の算定方法及び精算方法						
実績報告(支出した負担金の使途が分かる資料)の有無(有りの場合書類名)	無し					
備考						

京成本線連続立体交差事業は、船橋市街地を中心とした海神駅から船橋競馬場駅までの、全長 2,470 メートルの事業区間の踏切 16 箇所を除去し、交通渋滞を緩和させ都市機能を充実させることを目的として、昭和 59 年 3 月に事業認可された。

地方財政法では第 27 条において、「都道府県の行う土木その他の建設事業(高等学校の施設の建設事業を除く。)で、その区域内の市町村を利用するものについては、都道府県は、当該建設事業による受益の限度において、当該市町村に対し、当該建設事業に要する経費の一部を負担させることができる。」と規定しており、千葉県はこの法律に基づいて、当該事業に要する費用の一部を船橋市に負担を求めている。

また、国は、道路法第 56 条を根拠に道路の新設・改築に要する費用の 2 分の 1 以内を道路管理者に対して補助することができるため、街路事業費の負担割合は、国が 2 分の 1、千葉県が 3 分の 1、船橋市が 6 分の 1 となっている。さらに、道路整備費の財源等の特例に関する法律第 4 条により、地方公共団体に対する道路舗装その他の改築に関する国の負担金の割合又は補助金の率については、政令で特別の定めをすることができるとし、道路整備費の財源等の特例に関する法律施行令第 3 条で、立体交差事業については、国の補助率は 10 分の 5.5 以内とするとの記載があるため、平成 17 年度以降臨時交付金京成本線事業については、事業費負担割合は国が 100 分の 55、千葉県が 100 分の 30、船橋市が 100 分の 15 となっており、臨時交付金側道事業については、事業費負担割合は国が 100 分の 55、千葉県が 100 分の 22.5、船橋市が 100 分の 22.5 となっている（千葉県と船橋市の負担割合の決定については、昭和 57 年 1 月 11 日の覚書第 8 条により規定されている。）。

昭和 59 年から平成 19 年までいずれの年度においても、船橋市の負担割合は変更ない。

当該事業は昭和 59 年 3 月に千葉県と京成電鉄㈱で工期 10 年の施行協定を締結した。しかし、用地取得等に多大な時間を要したため、実際に起工式を行ったのは、平成 5 年 2 月である。

平成 6 年 3 月には昇降施設の見直しを含む、工期延長 5 年の第 1 回目の施行協定変更を行った。その後、平成 11 年 3 月には再度昇降施設の見直しを含む、工期延長 5 年の第 2 回目の施行協定変更を行っている。さらに、平成 16 年 3 月には再々度工期 5 年延長の第 3 回目施行協定の変更を行い、平成 20 年度末事業完了に向け進められている。当初 10 年の予定であった事業期間は 25 年に延長されている。ただし、この 3 回の変更施行協定締結では総事業費 692 億円は変更せず、また費用負担割合も変更はない（千葉県道路整備課では、平成 20 年 3 月現在で、当該事業の総事業費は最終的に 670 億円程度に減額される見通しを立てている。）。

当該事業の工事区間は 5 つに分類されており、平成 19 年度末までで未完成となっているのは第 1 工区北側擁壁(京成建設・日本国土開発 J V)、第 2 工区(平成 5 年 12 月着工、大林組・奥村組・戸田建設・京成建設 J V)のみとなっている。当該事業は、当初 10 年だった事業期間が 25 年に延長されている。ここで平成 20 年 3 月現在、大蔵質店等の用地買収については、平成 20 年 5 月に契約、その後移転工事等を行い、平成 21 年 6 月頃までに解体を予定しており、高架橋欠損部の工事はその後に行われる予定になる。

このため、平成 20 年度末に終了予定である事業が、再度延長されることになる。工事期間が延伸することによって、今後、さらに追加的な費用が発生する恐れもある。

船橋市は、毎年度 2 回開催される都市計画事業京成本線(船橋付近)連続立体交差事業協議会専門部会(以下「部会」という。)に出席しており、その場で千葉県から当該事業の工事に係る予算調書を受領しているが、県に対する実際の支払は、県からの請求のみに基づいて支払っている。

(2) 検討結果

① 支出実績報告の作成

船橋市は、上述したとおり県に対する支払は、県からの請求金額をそのまま支払っている。この場合、船橋市は自団体の県への支払金額が、どの数値に自団体の負担割合を乗じて算定されたのか、検証を全く行っていないことになる。

確かに、部会に船橋市の担当者が出席しているが、議事録を閲覧しても決算金額の根拠はわからず、また予算調書・事業進捗状況表を受領していても、施行業者が作成しているはずの決算調書等は受領していないため、船橋市において、支出金額の算定根拠を検証するのは困難な状態にある。

支出された金額の妥当性を確認する作業は、県任せにするのではなく、船橋市でも当然必要である。決算調書の入手等を千葉県と交渉する必要がある。

② 議事録の作成

部会では当該事業の決定された予算の説明が行われるが、平成 19 年度予算を説明した平成 19 年 3 月 23 日の部会の議事録が作成されていなかった。議事録は継続的に作成する必要がある(なお、平成 19 年 9 月、平成 20 年 3 月の議事録は作成されていた。)

③ 船橋駅部高架下通路の負担

当該事業については、昭和 58 年 2 月 9 日付けの千葉県、船橋市、京成電鉄㈱の 3 者が締結した確認書で、3 者が負担することになっている。しかし、平成 20 年 3 月 17 日の打合せ資料において、船橋駅部高架下通路については平成 19 年 9 月の部会において通路に係る費用及び維持管理については船橋市が全額負担することが決定したことを理由に確認書の変更を行う必要がある旨を京成電鉄㈱が主張している。

一方船橋市は、高架下通路に面する海側の柱を囲って広告等を掲出するような場所の設置費用を船橋市が全て負担することは理不尽であるとのことで、全額負担することを認めていない。

このような水掛論的な議論を防止するためには、負担割合を決定する協定書はその都度締結し、船橋市の負担割合を正しく示す根拠資料を残しておく必要がある。

7-6 街路事業費(海神跨道橋架換工事負担金)

(1) 概要

負担金概況調査票 (小事業名：都市計画道路建設費)

所管	道路部 街路課					
負担金の名称	海神跨道橋架換工事負担金					
根拠法令・要綱・規約等	地方財政法第 27 条第 1 項					
予算費目	款：土木費 項：都市計画費 目：街路事業費					
分類	負担の性質	事業負担 ・ 運営負担 ・ その他				
		臨時 ・ 経常				
		(開始年度 H16 年度 終了予定年度 H20 年度)				
	負担割合	国： 県： 市：				
定額負担						
負担金の推移	年度	H15 年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度
	当初予算額(千円)	—	80,000	125,000	125,000	125,000
	決算額(千円)	—	80,000	125,000	125,000	125,000
交付先	千葉県					
負担金の目的	都市計画道路 3・4・18 号線の内空断面確保にかかる海神跨道橋架換工事の負担金					
負担対象事業の概要	海神跨道橋 上部工・・・プレテンション PC 単純 T 桁橋 下部工・・・逆 T 式橋台(場所打杭 Φ1200L=24.5m)					
受益者及びその人数						
どのような効果が期待されているか(具体的に)	国道 14 号線を横断している市道 05-020 号線の既設海神跨道橋を架換整備することにより、都市計画道路幅員が確保され、歩車分離となり歩行者・車両等が安全に通行できる。					
負担金の算定方法及び精算方法	年度契約書に添付する工事概算額調書による。 同契約第 4 条第 1 項及び第 2 項により清算する。					
実績報告(支出した負担金の使途が分かる資料)の有無(有りの場合書類名)						
備考						

国道 14 号線と東日本旅客鉄道総武本線が交差する海神跨線橋等架換工事を千葉県が実施することになっていたが、海神跨線橋から千葉側に約 20m の位置に、船橋市道をまたぐ海神跨道橋があった。千葉県が海神跨線橋等架換工事を実施する際に、架換えによる周辺交通への影響及び経済性に鑑み、船橋市に対して市道の拡幅工事も同時に施工しないかという問い合わせがあった。船橋市としては、今後架換えが必要なことや、千葉県からの指摘にもあるとおり、架換えによる周辺交通への影響及び経済性に鑑み、市道の拡幅計画に合わせ海神跨線橋と同時施工により架換えを実施(千葉県に委託)することにしたものである。

船橋市としての海神跨道橋工事は、都市計画道路として 16m と決定されていた国道 14 号線の道路幅にあわせて両側に歩道 4m、車道 3.25m の 2 車線を橋梁として整備するものである。千葉県に委託することになった理由としては、市単独で当該事業を実施した場合よりも市負担額を 5 分の 1 程度に抑えることが可能という積算がされ、経済的に工事が実施でき、周辺交通への影響を考慮した結果である。

千葉県委託	市負担額	455,000 千円
市単独	市負担額	1,993,800 千円（出典：市積算資料）

(2) 検討結果

検討した範囲では特に指摘すべき事項はない。

7-7 公園緑地費(全国都市緑化ふなばしフェア事業費)

(1) 概要

負担金概況調査票 (小事業名：全国都市緑化ふなばしフェア負担金)

所管	都市整備部 みどり推進課					
負担金の名称	都市緑化フェア開催事業費負担金					
根拠法令・要綱・規約等	船橋市補助金等の交付に関する規則					
予算費目	款：土木費 項：都市計画費 目：公園緑地費					
分類	負担の性質	事業負担 ・ 運営負担 ・ その他				
		臨時 ・ 経常				
		(開始年度 H18 年度 終了予定年度 H19 年度)				
	負担割合	国： 県： 50% 市： 50%				
	定額負担					
負担金の推移	年度	H15 年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度
	当初予算額(千円)	—	—	—	500	10,500
	決算額(千円)	—	—	—	500	8,198
交付先	全国都市緑化祭実行委員会					
負担金の目的	全国都市緑化祭は、緑化フェア期間中に皇室をお迎えして記念植樹を行う行事で、主催者は国土交通省、千葉県、船橋市、(財)都市緑化基金の4者で、都市緑化に対する国民の理解と協力を得ることにより、都市緑化の推進を図り、よって潤いのある町づくりに寄与することを目的としており、主催者として負担を行うものである。					
負担対象事業の概要	都市緑化フェアの主会場となったアンデルセン公園内で H19 年 10 月 11 日に秋篠宮殿下、妃殿下をお迎えし開催し、式典と植樹祭を実施した。					
受益者及びその人数	船橋市民・千葉県民ほか					
どのような効果が期待されているか(具体的に)	①都市緑化の啓発、②全県・全国への情報発信					
負担金の算定方法及び精算方法						
実績報告(支出した負担金の使途が分かる資料)の有無(有りの場合書類名)	補助事業等実績報告書					
備考						

全国都市緑化祭とは、前述の全国都市緑化フェア開催期間中に、皇室をお迎えして開催される植樹祭である。経費負担については、総事業費を千葉県と船橋市で半額ずつを負担することが、平成 18 年 9 月 7 日付で締結されている「平成 19 年度全国都市緑化祭の開催に関する基本協定」によって定められている。実際の予算積算は千葉県でなされている。

(2) 検討結果

全国都市緑化祭実行委員会からの決算報告書を閲覧したところ、当初計画の総事業費、約 2,100 万円に対し、実績は約 1,700 万円であり 400 万円の収支差額が生じており、千葉県と船橋市に半額ずつ返納されていた。

検討した範囲では特に指摘すべき事項はない。

7-8 公園緑地費(全国都市緑化フェア開催事業費負担金)

(1) 概要

負担金概況調査票 (小事業名：全国都市緑化ふなばしフェア負担金)

所管	都市整備部 みどり推進課					
負担金の名称	都市緑化フェア開催事業費負担金					
根拠法令・要綱・規約等	船橋市補助金等の交付に関する規則					
予算費目	款：土木費 項：都市計画費 目：公園緑地費					
分類	負担の性質	事業負担 ・ 運営負担 ・ その他				
		臨時 ・ 経常				
		(開始年度 H18 年度 終了予定年度 H19 年度)				
	負担割合	国： 県： 市：				
定額負担						
負担金の推移	年度	H15 年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度
	当初予算額(千円)	—	—	—	60,000	190,000
	決算額(千円)	—	—	—	59,600	170,907
交付先	第 24 回全国都市緑化ふなばしフェア実行委員会					
負担金の目的	全国都市緑化フェアは、都市緑化意識の高揚、都市緑化に関する知識の普及等を図ることにより、国、地方公共団体及び民間の協力による都市緑化を全国的に推進し、もって緑豊かな潤いのある都市づくりに寄与することを目的としており、主催者として負担を行うものである。					
負担対象事業の概要	アンデルセン公園を主会場として H19 年 10 月 2 日～H19 年 11 月 4 日の 34 日間開催した。主催者は(財)都市緑化基金及び船橋市。期間中は、花壇の展示のほか各種イベントや講演会等を実施した。また、期間中の 10 月 11 日には秋篠宮殿下・妃殿下をお迎えし、都市緑化祭を開催した。					
受益者及びその人数	船橋市民・千葉県民ほか 入園者数 21. 2 万人					
どのような効果が期待されているか(具体的に)	①都市緑化の啓発、②都市公園整備の促進、③経済効果と地域の振興 ④全県・全国への情報発信、⑤県政展開への県民の提示					
負担金の算定方法及び精算方法						
実績報告(支出した負担金の使途が分かる資料)の有無(有りの場合書類名)	補助事業等実績報告書					
備考						

平成 19 年度に第 24 回全国都市緑化フェアが船橋市で開催され、その開催事業費を負担したものである。

全国都市緑化フェアは毎年日本各地で巡回開催されているフェアであり、都市緑化意識の高揚、都市緑化に関する知識の普及等を図ることにより、国、地方公共団体及び民間の協力による都市緑化を全国的に推進し、もって緑豊かな潤いのある都市づくりに寄与することを目的と

している(全国都市緑化フェア開催要項第1条)。(財都市緑化基金及び開催都市等が主催者となっており、基本的に両方で事業費を負担することになるが、半分以上は開催都市である船橋市が負担している。船橋市で開催された第24回緑化フェアの総事業費(支出合計額)は422,907千円であり、その内の船橋市の負担金が230,507千円となっている(船橋市負担率54.5%)。

(2) 検討結果

開催計画における目標入場者数は10万人以上という設定になっており、実績が約21万人ということで目標は達成されている。また、アンケート調査によると、来場者のうち、船橋市民が51%、船橋市以外の千葉県民が36%ということで、船橋市だけで過半数、千葉県で計算すると90%弱を占めていることから地域性の高いイベントと言える。さらに、緑化フェアに関する印象については、「大変すばらしい」49%、「すばらしい」41%となっており、来場者は総じて満足している結果となっている。

事業費については計画が約430,000千円に対し、実績は422,907千円となっており、収支差額が生じている。この差額は船橋市に返納されている。緑化フェアは毎年どこかで開催されているため、必要経費もおおよその額を予め掴むことが可能である。また、主催者である(財都市緑化基金)の方で事業費予算のモデル案が作成されており、それに過去の実績値をベースにしてふなばしフェアの経費予算を積算している。船橋市では都市緑化基金モデル案の額に対して「モデル案比」という比率を乗じることで予算を積算しているが、このモデル案比の数字に具体的な算定根拠は示されなかった。

8. 消防費(消防費)

8-1 非常備消防費(消防団員人件費)

(1) 概要

負担金概況調査票 (小事業名：消防団員人件費)

所管	消防局 警防課					
負担金の名称	消防団員等公務災害補償責任契約共済基金負担金					
根拠法令・要綱・規約等	消防団員退職報償金支給責任共済契約約款・消防団員退職報償金支給責任共済契約書					
	消防組織法(第24・25条) 船橋市消防団員等公務災害補償条例、施行規則・船橋市消防団退職報償金の支給に関する条例、施行規則					
予算費目	款：消防費 項：消防費 目：非常備消防費					
分類	負担の性質	事業負担 ・ 運営負担 ・ <u>その他</u>				
		臨時 ・ <u>経常</u>				
		(開始年度 S32年・S39年 終了予定年度)				
	負担割合	国： 県： 市：100%				
	定額負担					
負担金の推移	年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度
	当初予算額(千円)	14,964	14,964	15,677	15,746	15,746
	決算額(千円)	14,964	15,677	15,677	15,746	17,186
交付先(支払先)	消防団員等公務災害補償等共済基金					
負担金の目的	消防団員退職報償金の支給に関する支払責任を共済し、もって支給の的確な実施を図ること。(消防団員等公務災害補償等共済基金における公務災害補償業務及び退職報償金支払業務への当市の負担金(掛金))					
負担対象事業の概要	(公務災害補償制度) 消防団員等が公務上の災害を受けた場合に、市町村等が被災団員又はその遺族に対し、その災害によって生じた損害を補償し、併せて被災団員の社会復帰の促進、遺族の救護等を行うために必要な福祉事業を行うもの。「消防団員(水防団員)及び民間協力者(消防協力従事者・救急業務協力者・水防従事者・応急措置従事者)に不幸にして災害が発生した場合迅速かつ公正な補償がなされなければならない。その為の公務災害認定、補償事務を適正、円滑に運営を図るための事業。」 (退職報償金制度) 退職報償金は、退職した消防団員の多年の労苦に報いるため、市町村が支給する金一封的な功労金としての性格を持つ金銭給付である。 消防団員として5年以上勤務して退職した者に、その者の階級及び勤務年数に応じて支給する。					
受益者及びその人数	(公務災害補償制度) 消防団員(水防団員)及び民間協力者(消防協力従事者・救急業務協力者・水防従事者・応急措置従事者) (退職報償金制度) 消防団員					
どのような効果が期待されているか(具体的	災害補償の種類と内容は各種あり、その補償が長期にわたるものも現実としてあることから、市の負担軽減が期待される。					

に)	
負担金の算定方法及び 精算方法	①損害補償に係る掛金(消防団員に係る分)1,900円×(条例定数720人) ②同上掛金(消防作業従事者等に係る分)2円×17年度国勢調査人口 ③同上掛金(水防従事者に係る分)1.5円×17年度国勢調査人口 ④消防団員退職報償金の支給に係る掛金 19,200円×(条例定数720人)
実績報告(支出した負担 金の使途が分かる資料) の有無(有りの場合書類 名)	無し
備考	

消防組織法では「市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果たすべき責任を有する。」(消防組織法第6条)と定め、「市町村の消防に要する費用は、当該市町村がこれを負担しなければならない。」(同法第8条)とされている。

消防団は、消防組織法に定められた組織(同法第9条)であり、消防団員の公務災害補償制度及び退職報償金制度に係る負担金は船橋市が負担することになる。

上記の表にある消防団員等公務災害補償等共済基金(以下「基金」という。)は、消防団員等公務災害補償等共済基金法に基づき設立された法人であり、全国の市町村あるいは水防組合と消防団員等公務災害補償責任共済契約及び消防団員退職報償金支給責任共済契約を締結し、それぞれの掛金を収受する一方で、事由が生じた場合には公務災害補償金又は消防団員退職報償金を支払うことを約している。

(2) 検討結果

① 掛金の額

基金に対する掛金は、損害補償に係る掛金及び消防団員退職報償金の支給に係る掛金とも条例定数を基準に算定されている。これは、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令第4条に定められている。条例定数については、船橋市消防団の設置等に関する条例第3条において、船橋市消防団の団員の定数は、720人とする定められている。この定数は昭和52年4月から20分団59ヶ班の体制となったときから変更されていない。

720人の定数に対して実際の消防団員数は、681人(平成20年4月1日現在)であり、過去5年間で見ても655人から686人の間で推移している。

一人あたりの掛金は政令で定められているが、定数は条例で定められていることから、船橋市の意思の変更可能である。実際の消防団員数は過去5年で見ると定数を30人以上下回っている。例えば、条例定数から各分団から1名分減らした人数を定数(700人)とした場合、損害補償に係る掛金1,900円と消防団員退職報償金の支給に係る掛金19,200円の合計額の20人分負担金は減少することになる。条例定数の再検討が必要である。

条例定数見直しによる削減可能額 毎年(1,900円+19,200円)×20人=422,000円

《参考》消防団員数

年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度
定数	720 人	720 人	720 人	720 人	720 人
消防団員数	655 人	667 人	664 人	686 人	681 人

(注) 消防団員数は、各年度の 4 月 1 日現在数である。

② 掛金と給付額

上述のとおり掛金は、政令等で定められている。給付額(補償金額)についても政令等により定められており、これに基づき、船橋市の条例、規則が定められている。

過去 5 年間の掛金と給付の関係は以下のとおりである。

公務災害補償制度

年度	H15 年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度
基金掛金	3,293 千円	3,293 千円	3,293 千円	3,362 千円	3,362 千円
補償金額	1,377 千円	1,399 千円	1,377 千円	1,899 千円	1,346 千円

退職報償金制度

年度	H15 年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度
基金掛金	11,671 千円	12,384 千円	12,384 千円	12,384 千円	13,824 千円
補償金額	13,309 千円	10,833 千円	10,119 千円	7,951 千円	7,213 千円

公務災害補償制度と退職報償金制度は基金が契約の相手先であるが、加入は任意とされており、いずれか一方のみの加入も可能である。平成 19 年度末で全国の契約対象市町村のうち公務災害補償業務に係る分で 92%、退職報償金支払業務に係る分で 100%が基金に加入している。

公務災害補償制度については、「消防団員が公務により死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、又は公務による負傷もしくは疾病により死亡し、もしくは障害の状態となった場合等」において補償を受ける権利を有するとされているので、災害が発生しなければ、給付(補償金)が新たに発生することはない(船橋市消防団員等公務災害補償条例参照)。一方、退職報償金制度は 5 年以上勤務して退職する場合に、勤務年数と階級に応じて定められた退職報償金を支給することとされているので発生の蓋然性は高い(船橋市消防団員退職報償金の支給に関する条例参照)。

公務災害補償制度は、災害等が発生すれば補償金額がいくらになるか想定が困難で、大規模な災害が発生すれば要給付額が掛金を大幅に上回ることも考えられる一方、退職報償金制度は、消防団員の勤続年数と階級により金額が定められているため、将来いくら必要かは算定可能である。

現在の退職報償金制度の掛金の額は、将来発生すると見込まれる退職報償金に基いて算定されたものではない。将来にわたって納付する掛金の額と今後発生すると見込まれる退職報償金の額を比較検討し、前者が後者を上回るのであれば、基金への拠出(納付)よりも内部の積立が有利であると考えられる。現在の状況は掛金が給付額を上回っていることから、基金への負担金の支払について経済合理性があるのかどうか検討が必要と思われる。

9. 教育費(社会教育費)

9-1 文化施設費(市民ギャラリー運営費)

(1) 概要

負担金概況調査票 (小事業名：市民ギャラリー運営費)

所管	生涯学習部 文化課					
負担金の名称	市民ギャラリー共益費					
根拠法令・要綱・規約等	船橋スクエア 21 管理費等取扱規則					
予算費目	款：教育費 項：社会教育費 目：文化施設費					
分類	負担の性質	事業負担 ・ 運営負担 ・ <u>その他</u>				
		臨時 ・ <u>経常</u>				
		(開始年度 H18 年度 終了予定年度)				
	負担割合	国： 県： 市：100%				
	定額負担	11,359 千円				
負担金の推移	年度	H15 年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度
	当初予算額(千円)	—	—	—	11,359	11,359
	決算額(千円)	—	—	—	11,359	11,359
交付先	船橋スクエア 21 管理組合					
負担金の目的	船橋市民ギャラリーの共益費(船橋スクエア 21 ビルの共用部分の維持・管理に要する費用を持分割合に応じて負担する)					
負担対象事業の概要	共用部分の管理費・電気代・修繕費・損害保険料					
受益者及びその人数	船橋市民ギャラリー利用者・年間 101,782 人					
どのような効果が期待されているか(具体的に)						
負担金の算定方法及び精算方法	共用部分全体の金額×占有面積の割合＝負担金					
実績報告(支出した負担金の使途が分かる資料)の有無(有りの場合書類名)	収支決算書					
備考	H17 年度までは公社がまとめて支払っていたため、この費用も公社への「補助金」という形で支出されていた。指定管理者移行の際に、これらを市側で払う取決めとなった。					

船橋市本町にある「船橋スクエア 21」ビル(以下「スクエア 21」という。)にある、「市民ギャラリー」が負担する共用部分の管理費等相当分である。

船橋市はスクエア 21 に関していくつかの支出等があり、表で示すと次のようになる。

平成 19 年度のスクエア 21 に関する支払

項目	内訳		金額
スクエア 21 に関する支払	負担金(管理費等)	市民ギャラリー分	11,359 千円
		茶華道センター分	4,149 千円
		駐車場分	24,303 千円
	指定管理料	市民ギャラリー分	(略)
		茶華道センター分	(略)

なお、上記利用面積は船橋市のスクエア 21 の持分所有分であり、家賃は発生していない。

市民ギャラリーに関する船橋市の負担額に占める利用者負担比率

区分	H15 年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度
利用料収入①	10,448 千円	9,865 千円	7,370 千円	10,400 千円	10,882 千円
市の直接支出額②	28,112 千円	28,336 千円	30,154 千円	25,651 千円	23,506 千円
うち補助金	28,112 千円	28,336 千円	30,154 千円	—	—
指定管理料	—	—	—	14,292 千円	12,147 千円
負担金	—	—	—	11,359 千円	11,359 千円
運営委託経費相当額 ①+②	38,560 千円	38,201 千円	37,524 千円	36,051 千円	34,388 千円
運営委託経費相当額 に占める利用者負担 比率 ①÷(①+②)	27.1%	25.8%	19.6%	28.8%	31.6%

市民ギャラリーの利用料収入は、従前から(財)船橋市文化・スポーツ公社に帰属し、船橋市からみると、「利用料収入+船橋市の直接支出」全体で、市民ギャラリーの運営を委託している状態といえる。

船橋市の負担額全体からみると、概ね 20～30%が利用者負担で賄われている。

また、平成 18 年度以降、船橋市の直接支出が減少し、利用者負担比率が上昇している。これは、同年度から指定管理者での運営形態に変更し(指定管理者は、以前から事業を行っていた(財)船橋市文化・スポーツ公社である)、一層の費用削減努力が行われる一方、作品の搬入等に従来は休館日だった月曜日に対応可能になる等、財務・サービスいずれの面でも効率的事業運営が実施されているためとのことである。

(2) 検討結果

① 大規模修繕計画について

平成 5 年オープン以来 15 年近く経過しているが、スクエア 21 の大規模修繕計画は、現在、策定中とのことである。

船橋市がスクエア 21 の区分所有権を有している以上、管理組合が適切な維持管理を行えるよう、大規模修繕計画の計画策定を急がせる必要があると考えられる。

② 修繕積立金の拠出について

スクエア 21 の修繕積立金は、船橋市と民間企業 1 社以外の地権者が積み立てているものであり、船橋市は積立金を拠出していない。

本修繕積立金として船橋市が負担すべき額は、平成 19 年度末時点で 198,194 千円に上っている（文化課及び都市総務課の合算額）。将来、このままの処理を継続していくと、実際に大規模修繕で管理組合が修繕積立金を支出した年度に修繕積立金相当額を一括して支払う必要が生じる。

スクエア 21 はオープンから 15 年近くたっており、近い将来大規模修繕の実現が予想されること、また、費用負担の平準化を考慮すると、一定額を積立金として拠出していくことが望ましいと考える。

9-2 文化施設費(文化創造館施設管理費)

(1) 概要

負担金概況調査票 (小事業名：市民文化創造館施設管理費)

所管	生涯学習部 市民文化創造館					
負担金の名称	ビル共益費 公共料金分 修繕積立金					
根拠法令・要綱・規約等	船橋フェイスビル管理規約					
予算費目	款：教育費 項：社会教育費 目：文化施設費					
分類	負担の性質	事業負担 ・ 運営負担 ・ <u>その他</u>				
		臨時 ・ <u>経常</u>				
		(開始年度 終了予定年度)				
	負担割合	国： 県： 市：				
定額負担						
負担金の推移	年度	H15 年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度
	当初予算額(千円)	36,096	51,053	44,836	42,840	42,840
	決算額(千円)	33,607	37,863	39,381	40,044	41,670
交付先	フェイスビル管理組合法人					
負担金の目的	船橋フェイスビルの運営で要する共益費、管理費、公共料金等のうち、市民文化創造館で負担する額の支払					
負担対象事業の概要						
受益者及びその人数						
どのような効果が期待されているか(具体的に)						
負担金の算定方法及び精算方法	管理規定により算定された額 ビル共益費(権利床) 1,421 円×773.2 m ² ×12 カ月 ビル共益費(保留床) 5,775 円×233.84 坪×12 カ月 修繕積立金(権利床) 390 円×773.2 m ² ×12 カ月 電気料 20 円/kWh 水道料 750 円/m ³ 空調費 200 円×1546.24 m ²					
実績報告(支出した負担金の使途が分かる資料)の有無(有りの場合書類名)	無し					
備考						

フェイスビルにある船橋市民文化創造館(以下「文化創造館」という。)の維持、管理に要する負担金である。主な内容は、フェイスビルに対する共益費、管理費等である。

なお、これを含め、文化創造館を維持運営するために次のような費用が毎年生じている。

平成 19 年度のフェイスビルに関する支払

項目	内訳	金額
フェイスビルに関する支払	負担金(管理費等)	41,670 千円
	賃借料(家賃)	47,142 千円*

* 船橋市もフェイスビルの区分所有権を有しており、当該持分は南口再開発事務所(現：都市整備課)として所有しているため、市全体で見れば収支同額を付け替えていることになる。

<文化創造館の主な事業>

文化創造館では、市民が優れた文化芸術を享受できる機会や、単に文化の提供だけではなく、自ら文化活動に参加し、交流し、実践する場を提供している。文化創造館ではこれらの目標を達成するために、音楽をはじめとした様々な自主事業を企画・運営している。

収入に関しては、船橋市からの支出(文化創造館から見た船橋市からの収入)以外に貸館事業における施設使用料収入が発生している。

また、施設の利用内容については平成 19 年度では全開館日のうち、58.4%が文化関係事業(平成 19 年度)に使用されており、残りを講演会・研修会等で利用されている。ここに文化関係事業とは、①自主事業(例：無料コンサートの開催)②文化団体等への貸出事業(例：ピアノの発表会)をいう。

(2) 検討結果

① (文化創造館、窓口センター共通) 管理組合員としての発言努力について

フェイスビルの場合、文化創造館も窓口センターも負担金を支出しているものの、いずれも特段管理組合に出席する等の関与は行っていない。実際に管理組合総会等に出席しているのは保留床分⁴をもつ南口再開発事業所(現：都市整備課)とのことである

そこで、南口再開発事務所が保管していた管理組合側の各種資料等をみると、預金残高に対する受取利息がほとんど発生していなかった。

負担金であっても、より効率的・効果的な支出になるよう、管理組合へ提言していくことが重要と考えられる。具体的には、現状普通預金等で保管されている修繕積立金の資金運用や、管理費が生じる個々の費目の削減提案(具体的には、1 者随意契約でなく、見積あわせ等の実施)を管理組合側にリクエストしていく等、組合員として発言していくことが重要と考えられる。

② (文化創造館ほか) 料金体系について

文化創造館の使用料金と、負担金等の推移を示すと以下のようになっている。

文化創造館使用料収入と負担金の推移

⁴ 再開発ビルの場合、従来の建物容積よりも利用面積が大幅に増加する。このうち、もとの権利者が取得してもなお余る部分を「保留床」といい、売却もしくは賃貸により投資回収を図ることとなる。

区分	H15 年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度
稼働率 *1	77.5%	90.0%	90.8%	92.5%	95.2%
施設使用料収入①	14,347 千円	2,936 千円	15,375 千円	18,062 千円	17,808 千円
負担金決算額②	33,607 千円	237,863 千円 *2	339,381 千円 *3	40,044 千円	41,670 千円
(参考)H19 年度家賃③					47,142 千円
計④(②+③)					88,812 千円
回収比率(①÷④)					20.05%

*1 稼働率は文化創造館からの提供データに基づく。

*2 平成 16 年度の負担金増加は、平成 15 年度までは光熱水費を「需用費」で処理していたが、平成 16 年度から負担金に含めて計上していることによる。

*3 平成 17 年度の負担金増加は、修繕積立金額が@170 円/㎡→@390 円/㎡に上昇したことによる。

これをみると、文化創造館の稼働率は平均して 9 割を超えている。しかし、維持管理コストの(負担金+家賃)合計額 88,812 千円に対し、施設使用料収入は 17,808 千円であり、コストの 2 割程度しか回収されていない。また、文化創造館は船橋市の直営事業のため、運営にかかる人件費は上記(負担金+家賃)には計上されておらず、「使用料収入÷(運営人件費を含めた)実際のコスト」は 2 割を下回る可能性が高い。

この点、文化創造館では、

- ・ そもそも営利を第一の目的としたものではなく、中長期的な市民への文化振興活動をうながすことが主であること
 - ・ 施設使用料金は近隣の類似施設(具体的には、船橋市勤労市民センター及び船橋市民文化ホール等)の料金体系を参考に設定され、条例で料金の上限が定められていること
- といったことから、収入をコストで賄うような構造を想定していないとのことである。

同じフェイスビルに入居している事業であるが、窓口センターと文化創造館では「ふなばし行政サービス改善プラン」⁵(以下「改善プラン」という。)でいう「必需性」に相違がみられる。

区分	主な利用目的	必需性	市民の利用可能性
窓口センター	住民票等の取得、介護保険の申請、各種相談等	・ 当該サービスが市民の権利の保護を目的としている ・ 当該サービスが健康保険、社会福祉、公的扶助等の社会保障を目的としている	どのような市民でも利用可能性はある
文化創造館	コンサート等の聴取や観劇等	・ 当該サービスは個人の趣味、娯楽にかかわるものである	文化創造館の行う事業に興味のある市民の利用可能性がある

⁵ ふなばし行政サービス改善プランとは、必要な方に必要なサービスを効果的・効率的に提供していくため平成 21 年度を目途に事業全般を見直すためのプランである。

窓口センターで取り扱う業務は住民票等の交付、介護保険等の申請、各種相談（法律相談、生活相談等所管部署が対応）等、市民の権利保護や社会保障にかかわるものであり、どのような市民であれ利用する可能性はあると考えられる。

一方、文化創造館は「演劇から講演会まで、船橋の新しい文化の発信を目的としている」が、文化創造館からの文化の発信を受ける／受けないは各市民の選択に委ねられている。その点、全市民を対象としつつも、市民の選択の結果、利用可能性ある市民は演劇・音楽等に興味がある市民に集約されると考えられる。

このような施設の維持運営コストを全面的に船橋市が賄うとなると、文化創造館を利用する市民とそうでない市民に不公平感が生じるため、原則、利用を選択した市民に相応の負担を求めることも必要と考えられる（勿論、社会的弱者が本施設を利用する場合に別途セーフティネットを設定することはいうまでもない）が、現状、9割前後の稼働率に比べると料金収入によるコスト回収は全体の2割程度（人件費を加味すると2割以下の可能性もある）であり、「相応の負担」となっているかどうか、検討が必要に思われる。

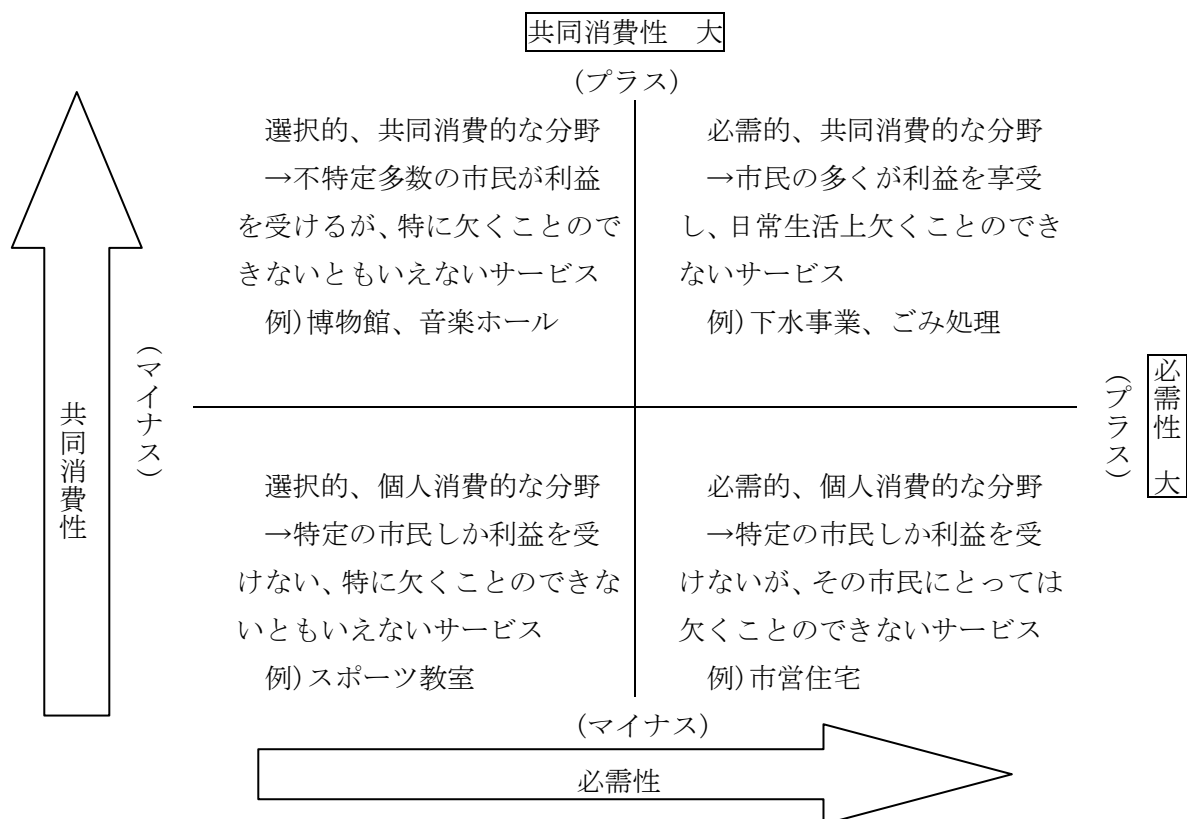
したがって、文化創造館全体の（直営のための人件費も含めた）維持管理コストを見積もり、そのうち、ある程度実際の利用者が負担するような料金体系にできないか、検討が必要と考えられる。

③（文化創造館の）直営事業という形態について

文化創造館事業は委託や指定管理者でなく、船橋市の直営事業として行われている。

改善プランの「必需性」「共同消費性」分類からみて、本事業は「選択的、共同消費的な分野」にある「不特定多数の市民が利益を受けることができるが、特に欠くことができない」とはいえないものと考えられる。

＜市民と行政との役割分担を考える基準＞
 (改善プランからの抜粋)



改善プランによれば、「必要な方に必要なサービスを効果的・効率的に提供していくため」事業全般を見直すために実施されているものであるが、選取的、共同消費的な分野については「特に欠くことのできないとはいえない場合、行政の関与は限定的でよい」とされている。これを踏まえると、文化創造館の事業についても、現状の運営形態以外の選択肢を検討することも重要と考えられる。

9-3 図書館費(図書館施設管理費)

(1) 概要

負担金概況調査票 (小事業名：図書館施設管理費)

所管	生涯学習部 中央図書館					
負担金の名称	全体管理組合負担金、 業務管理組合負担金(電気料負担金、水道料負担金含む)					
根拠法令・要綱・規約等	ライプ 2000 全体管理規約、同業務管理規約					
予算費目	款：教育費 項：社会教育費 目：図書館費					
分類	負担の性質	事業負担 ・ 運営負担 ・ <u>その他</u>				
		臨時 ・ <u>経常</u>				
		(開始年度 終了予定年度)				
	負担割合	国： 県： 市：100%				
定額負担						
負担金の推移	年度	H15 年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度
	当初予算額(千円)	27,727	29,838	28,893	27,458	26,913
	決算額(千円)	25,178	27,017	25,639	26,172	26,715
交付先	ライプ 2000 管理組合(全体管理組合及び業務管理組合)					
負担金の目的	中央図書館が入居するライプ 2000 の区分所有者全体の利益を増進し、良好な環境を確保する					
負担対象事業の概要	・複合施設(ライプ 2000 の住宅、公共施設、店舗を含む全体)の共用部分の管理費及び修繕積立金 ・業務共用(地下駐車場及び地上 2～3 階の公共施設、店舗)管理費及び業務共用修繕積立金 ・駐車場管理費及び駐車場修繕積立金 ・図書館専用部分の電気使用料及び上下水道料等					
受益者及びその人数	中央図書館利用者(H19 年度 貸出者数 216,541 人、貸出冊数 646,518 冊)					
どのような効果が期待されているか(具体的に)	中央図書館の良好な運営					
負担金の算定方法及び精算方法	管理費：管理規約に基づく月額金額×12 か月分 を支払 修繕積立金：同上 電気料金：毎月の(基本料金+従量料金)を支払 水道料金：毎月の使用水量に応じて支払					
実績報告(支出した負担金の使途が分かる資料)の有無(有りの場合書類名)	無し					
備考						

中央図書館が入居するライプ 2000 の管理費、共益費及び図書館専用利用部分の水道光熱費を支出するものである。

<各種管理組合について>

当該建物は店舗・公共施設(図書館)・住居が入る複合ビルのため、管理組合が複数設置されており、以下のようになっている。

名称	担当分野	管理組合のメンバー	備考
全体 管理組合	下記①及び②以外 (主に屋上、緑化施設等)	下記①②全員	
住宅 管理組合①	4～14 階 マンション住居部分	住宅所有者	船橋市は負担費用なし
業務 管理組合②	地下駐車場、1～3 階の店舗・公共施設部分	店舗(銀行、スーパー)、公共施設(図書館)の3法人	

<船橋市の支出について>

中央図書館については、当該負担金に加え、図書購入費が予算措置されているほか、ライブ 2000 を維持運営していく上での必要な費用(清掃や警備の委託料等)が予算措置されているが、船橋市の直営であり、かつまた、船橋市の持分所有ある建物のため、指定管理料や賃借料は発生していない。

<駐車場料金について>

駐車場は原則有料であり、図書館利用者に対しては、図書館窓口で申請すると2時間までの無料券を渡すことで、出庫時に無料という仕組みとなっている。そうでない場合は、有料(2時間超過した場合を含む。)となる。

中央図書館で借り上げている駐車場は現在13台あり、1台は公用車専用、2台は身障者専用であり、残り10台に対し、1日平均で約50～70台申請があるとのことである。

したがって、駐車場1台分に対し、1日約6台の車が駐車している計算になる(1日あたり平均申請台数60台÷駐車可能台数10台=6台)。中央図書館が平日9.5時間、土日7.5時間オープンしていることを考えると、1台あたり約1時間半程度の駐車時間になっている(9.5時間÷6台=1.58・・・時間/台)ものと推定される。

(2) 検討結果

① 管理組合員としての発言努力について

ライブ 2000 の場合、中央図書館として負担金を支出し、管理組合にも理事として出席しているとのことである。

一方、管理組合側の各種資料等をみると、預金残高に対する受取利息がほとんど発生していなかったり、全体管理組合の修繕計画、2回目の大規模修繕を実施する年度(平成35年度)には収支がマイナスになっており、検討が必要な状況である。

中央図書館によると、1 回目の大規模修繕完了後、実際の施設の痛み具合や管理組合の財政状態等を勘案し、2 回目の大規模修繕に向けての具体的検討に入ることになっているとのことである。

ただし、現状の修繕計画では2 度目に収支マイナスが見込まれており、管理組合の経費の節減や修繕計画見通しが好転しない限り、更なる負担金の増加が予想される。これを防止するには、現状普通預金等で保管されている修繕積立金の資金運用や、不足が見込まれる修繕積立金の埋め合わせをどうするか、また、管理費が生じる個々の費目の削減提案(具体的には、1 者随意契約でなく、見積あわせ等の実施)ができないか等、管理組合側に意見を述べていくことも重要と考えられる。

② 駐車場の料金について

駐車場料金は、図書館で申請すれば2 時間まで無料となっている。

しかし、本図書館は JR や京成船橋駅から徒歩 5 分程度の非常に駅に近い立地であり、徒歩での来館が可能で、同じ来館者でもバスや電車で来る利用者もいることを考えると車の利用者に駐車場の料金という応分の負担を求めることを検討すべきである。

交通手段に制約があり、一定の配慮が必要な身障者駐車場以外は、無料時間の短縮や、通常の有料料金の 2 分の 1 までの補助にするとといった検討も必要と考えられる。

なお、参考までに他市で現在有料化されている図書館駐車場の例を記載する。

都市名称等	無料時間	有料の場合の料金体系 (明示されている範囲で)	立地場所
富士市 西図書館(静岡県)	なし	30 分ごとに 100 円	JR 富士駅徒歩 5 分
横浜市 中央図書館	なし	最初の 1 時間で 400 円、 以後 30 分ごとに 200 円	桜木町駅・日ノ出町駅 それぞれ徒歩 5 分
我孫子市 市民図書館	1 時間	以後 1 時間ごとに 100 円	我孫子駅徒歩 13 分

10. 教育費(保健体育費)

10-1 保健体育総務費(学校安全費)

(1) 概要

負担金概況調査票 (小事業名：学校安全費)

所管	学校教育部 保健体育課					
負担金の名称	災害共済給付金					
根拠法令・要綱・規約等	独立行政法人日本スポーツ振興センター法					
予算費目	款：教育費 項：保健体育費 目：保健体育総務費					
分類	負担の性質	事業負担 ・ 運営負担 ・ <u>その他</u>				
		臨時 ・ <u>経常</u>				
		(開始年度 S 35 年度 終了予定年度)				
	負担割合	国： 県： 市：100%				
	定額負担					
負担金の推移	年度	H15 年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度
	当初予算額(千円)	36,134	36,265	41,382	40,131	41,321
	決算額(千円)	35,483	35,712	39,030	39,940	40,873
交付先	独立行政法人日本スポーツ振興センター					
負担金の目的	災害共済給付を行うことで、学校教育の円滑な実施に役立つことを目的とする。					
負担対象事業の概要	学校の管理下における、児童・生徒の災害について、その保護者に対し、災害共済給付(医療費、障害見舞金、死亡見舞金等の給付)を行う。					
受益者及びその人数	小・中・特別支援学校に在籍する児童・生徒					
どのような効果が期待されているか(具体的に)	学校教育の場で起きた災害に対して、災害給付を行うことで、児童・生徒の救済がなされ、保護者の負担を軽減するとともに、学校教育の円滑な実施が図られる効果が期待されている。					
負担金の算定方法及び精算方法	毎年度5月1日現在の学校在籍の一般・準要保護・要保護の人数にそれぞれの掛金を掛け合わせ、合計することで最終的な掛金を算定する。					
実績報告(支出した負担金の使途が分かる資料)の有無(有りの場合書類名)	年度別日本スポーツ振興センター災害共済給付一覧					
備考						

独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下「センター」という。)では、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校又は幼稚園の管理下における児童生徒等の災害(負傷、疾病、障害、又は死亡)に関する、必要な給付(医療費、障害見舞金、又は死亡見舞金)を行っている(独立行政法人日本スポーツ振興センター法(以下「センター法」という。)第3条)。

船橋市は、昭和35年にセンターの前身である日本学校健康会(昭和61年3月1日に解散)と、災害共済給付契約を締結した。

センター法では、第 17 条において、センターとの間に災害共済給付契約を締結した学校の設置者には、共済掛金の額に災害共済給付契約に係る児童生徒等の数を乗じて得た額を、センターに支払う義務があることが、規定されている。

船橋市は、当該共済掛金を、毎年 5 月 1 日時点における災害共済給付契約に係る児童生徒等の人数を元に算出し、センターに支払っている。センターは当該制度においては、保護者に対して、掛金の一部負担を念頭においているが、船橋市は、保護者への負担の軽減という観点から、保護者への負担は求めている。

(2) 検討結果

① 共済掛金の保護者負担

センター法では、災害共済給付契約を締結した学校の設置者は、災害共済給付契約に係る児童生徒等の保護者から、災害共済給付掛金の額のうち政令で定める範囲内で定める額を徴収することが規定されている(センター法第 17 条第 4 項)。

現在、船橋市は災害共済給付に係る共済掛金について、対象となる児童生徒等の保護者からは上述のとおり、保護者負担の軽減を図ること、及び学校管理下における災害に対する給付金であることを理由として、徴収を一切行っていない。また、保護者から徴収を行っていない根拠は、条例等で明文化されていない。

センター法第 17 条において、保護者から共済掛金の徴収を求めている。さらに独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令(以下「法施行令」という。)第 10 条に記載のとおり、共済掛金における保護者の負担割合は、義務教育諸学校は 4 割から 6 割、その他の学校は 6 割から 9 割としている。

船橋市が、平成 19 年度にセンターに支払った共済掛金の内訳は次のとおりである。

公立の義務教育諸学校に係る共済掛金の内訳①

区分		1 人あたり 掛金額	人数	金額
義務教育諸学校の児童生徒に係るもの (準要保護・要保護児童生徒に係るものを除く)	総額	945 円	40,907 人	38,657,115 円
	控除額(一般)	230 円	1,431 人	329,130 円
準要保護児童生徒に係るもの	総額	945 円	2,437 人	2,302,965 円
	控除額(一般)	230 円	1,431 人	329,130 円
要保護児童生徒に係るもの	総額	65 円	471 人	30,615 円
	控除額(一般)	10 円	471 人	4,710 円
前年度中途加入者分共済掛金支払額 (省令第 28 条第 4 項)	一般・準要保護	945 円	21 人	19,845 円
	要保護	65 円	2 人	130 円
	計			19,975 円
合計	総額計			41,010,670 円

	控除額計			333,840 円
	差引支払総額			40,676,830 円

公立の義務教育諸学校以外の学校等に係る共済掛金の内訳②

区分	1人あたり 掛金額	人数	金額
高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)の生徒に係るもの(高等学校の定時制課程及び通信制課程の生徒に係るものを除く)	1,865 円	105 人	195,825 円
合計			195,825 円

(注) 1人あたり共済掛金額の内訳は、災害共済給付に係る共済掛金と、免責の特約に係る共済掛金の二つに分かれており、免責の特約に係る共済掛金(25 円・通信制は 2 円)は、設置者負担とされている。

平成 19 年度支払掛金額＝① 40,676,830 円＋② 195,825 円＝40,872,655 円

ここで、平成 19 年度の支払額について、センターが法施行令第 10 条で想定している保護者負担率の最低割合(義務教育諸学校は 4 割、義務教育諸学校以外は 6 割)を保護者から仮に徴収した場合、船橋市の支払額のうち削減が可能となる額は下記のとおりとなる。

区分	1人あたり掛金額			保護者 負担率 (イ)	人数 (ウ)	削減可能額 (ア)×(イ)×(ウ)
	合計	免責の特約 に係る共済 掛金	災害共済給 付に係る共 済掛金(ア)			
義務教育諸学校の児童生徒に係るもの	945 円	25 円	920 円	40%	40,907 人	15,053,776 円
義務教育諸学校以外の生徒に係るもの	1,865 円	25 円	1,840 円	60%	105 人	115,920 円
合計						15,169,696 円

(注) 義務教育諸学校については、準要保護児童生徒・要保護児童生徒については計算上考慮していない。

以上のことから、本年度船橋市が支払った共済掛金 40,872,655 円のうち、15,169,696 円(37%)は、センターが保護者の負担するものと認識している金額を、船橋市が支払っているということになる。

船橋市が学校設置者となっていない学校(私立学校)に子どもを通わせている保護者の中には、実際に共済掛金の額を負担している保護者が存在することも考えられる。

現状では、そのような保護者と、船橋市が学校設置者となっている学校(公立学校)に子どもを通わせている保護者との間で公平性が保てないことになる。

また、センター法第 17 条第 4 項但書において、保護者が経済的理由によって納付が困難であると認められる場合には、共済掛金を徴収しないことができる旨を規定しているが、それ

以外の場合には、保護者も一定額を負担することを基本としている制度である。このため、今後は「ふなばし行政サービス改善プラン」における基本的な理念である「補完性の原理」（個人で解決できる問題は個人で解決する（自助）、地域で解決できる問題は地域で解決する（共助）、個人でも地域でも解決できない問題は行政が対応する（公助））の考え方に則り、受益者負担の観点からも、保護者から共済掛金のうち、一定率の徴収を行うことを検討する必要がある。

② 申請書類の早期提出

保健体育課からセンターへの災害共済給付書類申請は次のように行われる。

各学校から提出された災害報告書・医療等の状況の内容を保健体育課が確認する。

確認後、医療費支払請求書を作成し、センターへ郵送する。

約 1 ヶ月後にセンターから医療費支払通知書が届くため、その結果を確認し保護者の口座へ振込を行う。振込完了後、各学校へ振込完了の通知文を送付する。

ここで、平成 19 年度に申請された件数は 3,654 件であり、月別申請件数は下記のとおりとなっている。

平成 19 年度月別申請件数

月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
件数	425	126	199	367	396	127	275	336	379	359	317	348

このうち、1 月から 3 月の申請 1,024 件のうち、学校から提出される書類「医療等の状況」に記載されている施術終了日から、実際に申請が行われるまでの期間が 1 ヶ月以上のものは 198 件（1 月 74 件、2 月 67 件、3 月 57 件）存在し、19.3%が実際に診察が終了してから、1 ヶ月以上経過して申請が行われている状況である。毎年 4 月に養護教諭研修会にて速やかに提出するように指導が行われているものの、保護者からの申請の遅延、医師からの証明を得るのに時間を要する等の理由により、申請遅延が発生している。

また、学校から提出された書類の記載内容に不備（児童生徒の氏名・生年月日の記載誤りや、医師の印の脱漏等）があり、保健体育課から、学校に差し戻された申請書も、1 月から 3 月の申請 1,024 件のうち、40 件存在した。このような事例は、場合によっては、保健体育課からセンターへの申請の遅れにつながり、結果的に保護者の口座への入金までに追加的な時間がかかってしまう恐れがある。

今後、養護教諭への研修会だけでなく、保護者への説明を行う機会を設ける等して、申請を可能な限り早く行ってもらうことを図るとともに、保健体育課に提出する前に、学校において、単純な記載誤りは発見できるようなチェックが行える体制を構築すること（例：独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付の手引き 62 ページのチェックリストをより

詳細にしたものを配布する、チェック済みのリストを添付して提出してもらう等)を、検討する必要がある。

さらに、各学校から提出される災害報告書は医療等の状況とともに船橋市へ郵送されているが、電子化により早期提出を行うことも可能になる。電子決裁・送信が行えるようなシステムを構築することも長期的に検討する必要がある。

Ⅱ. 交付金

1. 議会費(議会費)

1-1 議会費(政務調査費交付金)

(1) 概要

交付金概況調査票 (小事業名：政務調査費交付金)

所管	議会事務局 庶務課					
交付金の名称	船橋市議会政務調査費					
根拠法令・要綱・規約等	地方自治法第 100 条第 14 項及び第 15 項 船橋市議会政務調査費の交付に関する条例及び規程					
予算費目	款：議会費 項：議会費 目：議会費					
分類	交付の性質	事業交付 ・ 運営交付 ・ <u>その他</u>				
		臨時 ・ <u>経常</u>				
		(開始年度 H13 年度 終了予定年度)				
	交付割合	国： 県： 市：100%				
	定額交付	48,000 千円				
交付金の推移	年度	H15 年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度
	当初予算額(千円)	48,000	48,000	48,000	48,000	48,000
	決算額(千円)	46,012	47,109	46,752	45,834	44,526
交付先	船橋市議会における会派又は議員の職にある者					
交付金の目的	船橋市議会議員の市政に関する調査研究に資するため必要な経費の一部として交付する。					
交付対象事業の概要	地方自治法第 100 条第 14 項及び第 15 項の規定に基づき、「船橋市議会政務調査費の交付に関する条例」を定め、船橋市議会議員の市政に関する調査研究に資するため必要な経費の一部として、議会における会派又は議員に対し交付する。					
受益者及びその人数	船橋市議会議員 50 人					
どのような効果が期待されているか(具体的に)	議員の調査研究活動の基盤を充実させ、ひいては議会の審議能力を強化し、議会を活性化させるものである。					
交付金の算定方法及び精算方法	月額議員 1 人 8 万円を 1 四半期ごとに交付する。(船橋市議会政務調査費の交付に関する条例)					
実績報告(支出した交付金の使途が分かる資料)の有無(有りの場合書類名)	船橋市議会政務調査費収支報告書					
備考						

(注) 上記の交付金概況調査票は、所管課が作成したものである(以下同じ)。

<政務調査費とは>

政務調査費とは、地方議会の議員が政策調査研究等の活動のために支給される費用である。具体的には、地方自治法第 100 条第 14 項及び第 15 項が根拠となっている。

地方自治法(抜粋)

第 100 条 (第 1 項～第 13 項 略)

14 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。

15 前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

<船橋市における状況>

～支給時のルール～

船橋市では、条例・規程等を策定し、市議会議員一人あたり月額 80,000 円を、四半期ごとに支給することとしている。

～精算時のルール～

年度終了時から 30 日以内に、政務調査費の収支報告書に領収書原本(領収書原本を徴することができない場合は、これに代わる書面)を添え議長に提出する。

～運用上のルール～

条例・規程に加え、運用上のルールとして、「領収書原本を徴することができない場合とは、バス等の運賃の支払や切符を券売機で購入し、領収書を徴することができない場合のみで、領収書をなくした場合は、これにあたらなないこと」としている。

～政務調査費収支報告書の閲覧～

船橋市の「政務調査費収支報告書等閲覧要領」により、誰でも議会事務局内(職員の勤務時間内)において、同収支報告書の閲覧が可能であり、必要な場合は 1 部(1 枚)10 円でコピーもできることになっている。

また、閲覧者が当該会派(議員)に対して確認したいことがある場合は、議会事務局を通して、回答を求めることができるとのことである。

～各会派への情報提供等～

政務調査費の判例については、議会事務局が情報を収集し、会派代表者会議で最新情報を提供しているとのことである。

～政務調査費の支出基準、マニュアル等の検討～

船橋市議会としても、他の市議会同様、政務調査費の支出基準・マニュアルに相当するものを作成するかどうか検討してきたが、会派間の意見が一致していないため、作成を見合わせている状態とのことである。

なお、近隣他市等との議員報酬、政務調査費等の比較を参考までに添付する。

船橋市と近隣市の政務調査費等の比較

自治体名	H20. 10. 1	議員報酬			期末手当		政務調査費
	現在人口	議長	副議長	議員	6 月	12 月	月額／人
	(人)	(円／月)	(円／月)	(円／月)	算式	算式	(円)
船橋市	594, 608	759, 000	686, 000	613, 000	報酬月額×1. 2 ×215／100	報酬月額×1. 2 ×235／100	80, 000
千葉市	947, 223	930, 000	840, 000	770, 000	報酬月額×1. 2 ×212. 5／100	報酬月額×1. 2 ×232. 5／100	300, 000
市川市	473, 064	724, 000	652, 000	604, 000	報酬月額×1. 2 ×215／100	報酬月額×1. 2 ×235／100	80, 000
松戸市	486, 367	720, 000	660, 000	590, 000	報酬月額×1. 15 ×2. 1	報酬月額×1. 15 ×2. 35	50, 000
柏市	391, 943	663, 000	593, 000	573, 000	報酬月額×1. 2 ×210／100	報酬月額×1. 2 ×230／100	80, 000
市原市	280, 199	648, 000	581, 000	562, 000	報酬月額×1. 2 ×215／100	報酬月額×1. 2 ×235／100	110, 000
八千代市	189, 892	520, 000	480, 000	460, 000	報酬月額×1. 1 ×212. 5／100	報酬月額×1. 1 ×232. 5／100	40, 000
習志野市	158, 144	540, 000	500, 000	480, 000	報酬月額×1. 2 ×212. 5／100	報酬月額×1. 2 ×232. 5／100	30, 000
鎌ヶ谷市	105, 163	505, 000	455, 000	430, 000	報酬月額×1. 15 ×210／100	報酬月額×1. 15 ×230／100	20, 000

(出典：議会事務局作成資料)

(注) 市によっては、党派別の支給等条件に相違があるが、本表では1名あたりの金額に計算している。

(2) 検討結果

① 支出明細の添付の検討

現状では、「政務調査費収支報告書(以下「収支報告書」という。)」に各支出項目の領収書等が添付されている。

しかし、領収書等の件数が多い場合、領収書等の合算額が収支報告書に記載されている金額と一致しているか即座に判明しない。

この点、民間企業等の場合、経費別の総勘定元帳を備え置き、「各経費の合計額＝内訳明細(いわゆる総勘定元帳)＝領収書等」という仕組みにより、正確かつ網羅的な処理を行っていることを証明している。これが実施できていないと、税務調査等で適正な経理(費用処理)として認められず⁶、追徴(追加で税金を請求されること)されてしまう場合があるためである。

このように、民間企業が自己資金の使途ですら裏付け書面を必要とされていることを鑑みると、地方自治法第 100 条第 14 項第 15 項の「できる」規定に基づき支給される政務調査費用ならば、相応の書面により、適切な経理ができていないか証明する必要性はあるのでないかと考えられる。

例えば、複数領収書がある項目については、収支報告書の費用額と合計が一致するよう、総勘定元帳に相当する内訳明細を添付し提出を求められないか、検討が必要と考えられる。

② 政務調査費の目的と成果の明示

収支報告書の裏づけは、現状では各種領収書である。そのため、個々の領収書等をみても、具体的な目的や成果との対応が判然としない場合も少なくない。

例示すると以下のとおりである。

(ア) 書籍代

収支報告書の書籍代は、書店等から受領したレシート等が裏づけ資料となっている。そのため、多くは「書籍〇〇円」等の記載に留まり、どのような書籍を購入したかは明らかになっていない。つまり、一見しただけでは真に政務調査のための支出なのか、私的利用の書籍への支出でなかったか、分からないままとなっている。

(イ) 視察に要する費用

各地に視察等、出張している場合も政務調査費で支出されている。しかし、当該領収書等では、書籍代同様、私用及び観光目的の旅費が混入していないことを証憑のみで理解することは困難となっている。

法律等では明示されていないが、政務調査費が文字とおり「政務のための調査研究」に利用されているかどうかは、支出の具体的な目的・成果が分からなければ判断が難しいと考えられる。

⁶ 青色申告法人の場合、法定の帳簿書類を備え付けて取引を記録し、かつ、保存すること（法人税法第 126 条第 1 項）が求められている。法定の帳簿書類とは、仕訳帳、総勘定元帳等をいう（法人税法施行規則第 53 ～第 59 条）。

確かに、これらの点につき議員に回答を求めることは可能であるが、時間が経過した後では記憶に頼ることになるため回答が困難になることも予想される。

この点、民間企業では、業務上必要な経費と立証できない場合(適正額を超える金額がある場合)、従業員給与や役員報酬、或いは使途不明金等として認定される場合がある⁷。そのため、出張旅費交通費については各種領収書に出張報告書等の整理番号を記入して対応関係を明示すると共に、当該出張報告書には出張目的、行程等を記載しておき、業務上の必要経費として立証させる等、税務上不当な認定を受けないような対応をとっている場合が多い。

政務調査費は民間企業による支出ではないが、公金が財源であり、市民への説明責任がある点を考慮すると、民間企業と同等か、それ以上の透明性を確保することも必要と考えられる。

したがって、政務調査目的の支出として裏付けるような添付資料が、収支報告書に添付されることが望まれる。

例えば、書籍代ならば書籍名、視察等ならば視察ルート・目的とその報告(成果)が分かる資料を提出することができないか、検討が望まれる。

⁷ 所得税上、給与所得者の場合は原則旅費交通費等は非課税と明示されている(同法第9条第1項4号)。しかし、これに該当しないと判断された場合には、臨時的な給与とされ、損金算入されない(同法基本通達9-3、9-4参照)。

2. 総務費(総務管理費)

2-1 人事管理費(市職員互助会交付金)

(1) 概要

交付金概況調査票 (小事業名：市職員互助会交付金)

所管	総務部 職員課					
交付金の名称	市職員互助会交付金					
根拠法令・要綱・規約等	地方公務員法第 42 条					
予算費目	款：総務費 項：総務管理費 目：人事管理費					
分類	交付の性質	事業交付 ・ 運営交付 ・ その他				
		臨時 ・ 経常				
		(開始年度 S50 年度 終了予定年度)				
	交付割合	国： 県： 市：				
定額交付						
交付金の推移	年度	H15 年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度
	当初予算額(千円)	68,000	63,000	63,000	63,000	63,000
	決算額(千円)	65,819	64,021	63,584	63,000	61,452
交付先	財船橋市職員互助会					
交付金の目的	市が行う職員に対する福利厚生に関する事業を委託している職員互助会に交付金を支給することにより、職員の福利増進を図る。					
交付対象事業の概要	・健康管理支援事業(人間ドック助成金、精密検査助成金等) ・元気回復事業(バレーボール大会実施) ・カフェテリアプラン事業(リフレッシュ旅行等) ・互助会の事務管理費					
受益者及びその人数	延べ 5,027 人(H19 年度)					
どのような効果が期待されているか(具体的に)	職員の福利増進を図ることにより、職員の生活が安定し、市の行政が円滑に推進する。					
交付金の算定方法及び精算方法	算定基礎：職員の給料額の 1000 分の 3 相当額 清算方法：年度末に交付金対象事業経費から交付金額を算出し、予算の範囲内で交付金額を確定し、過不足額を精算する。					
実績報告(支出した交付金の使途が分かる資料)の有無(有りの場合書類名)	実績報告書					
備考						

(財船橋市職員互助会(以下「市の互助会」という。))に対する交付金である。本財団の事業は、地方公務員法 42 条が根拠となっている。

根拠法令等とされている地方公務員法第 42 条では、

「地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならない。」

と規定されているに留まっており、これ以外に、例えば市独自で詳細な規程をもっている訳ではない。

結果、具体的に「保健、元気回復その他厚生に関する事項」をどう計画・実施するかは各地方公共団体の裁量に委ねられている。

<千葉県職員との対比>

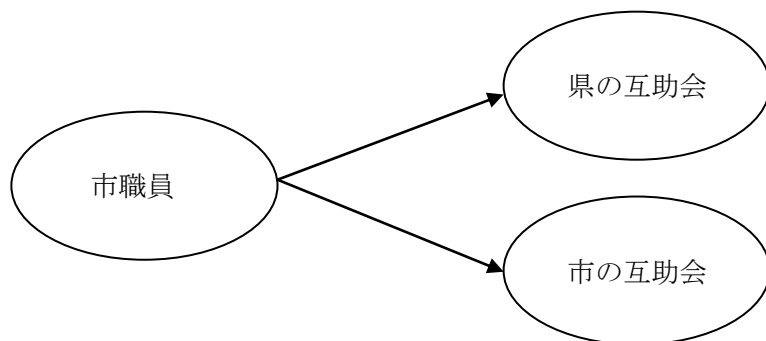
職員課に問い合わせたところ、千葉県職員が加入する地方職員共済組合には、船橋市職員が加入している千葉県市町村職員互助会（「1-2 人事管理費（職員厚生負担金）」参照）のような組織はなく、また、県職員が加入する（財）千葉県職員互助会への公費支出はないとのことである。

<2つの制度内容>

県の互助会、市の互助会いずれも非常に類似した事業を行っており、具体的にはそれぞれで各種祝い金事業・保養所施設のあっせん等を実施している。

市職員は両団体に加入しているが、資金的には市職員が市の互助会に掛金を払うと、その一部が市の互助会を経由して県の互助会に支払われている。

～所属のイメージ～



～資金の流れ～



～職員給与に対する負担比率(年間換算)～

平成 19 年度

区分	市の互助会	県の互助会	合計
職員	5/1,000×12ヶ月 =60/1,000 を負担	3/1,000(年間)*	63/1,000 →うち職員の負担額は 60/1,000 *
市	3/1,000×12=36/1,000 (のうち、市予算の範囲内)	9/1,000(年間)	45/1,000→市の負担額
計	96/1,000 →市の互助会収入へ	12/1,000 →県の互助会収入へ	

* 県互助会の職員掛金(3/1,000)は市互助会会員掛金を財源に事業会計から支出している

平成 20 年度(□枠内は平成 19 年度から大幅な変更となった箇所)

区分	市の互助会	県の互助会	計
職員	5/1,000×12ヶ月 =60/1,000 を負担	5.5/1,000(年間) *1	65.5 /1,000 →うち職員の負担額は 60/1,000 *1
市	約 0.5/1,000×12ヶ月 =約 6/1,000 *2	5.5/1,000(年間)	11.5/1,000→市の負担額
計	約 66/1,000 →市の互助会収入へ	11/1,000 →県の互助会収入へ	

*1 県互助会の職員掛金(5.5/1,000)は市互助会会員掛金を財源に事業会計から支出している。

*2 平成 19 年度までの予算 63,000 千円から 10,000 千円に減額されたため、逆算した概算比率。

主な事業概要

区分	内容及び金額(H19 年度実績額)
県の互助会	主に以下の事業を実施 給付事業 ・出産助成金等の給付(257,283 千円) ・共済組合保養所利用への助成(18,715 千円) 厚生事業 ・団体保険のあっせん(手数料収入：62,108 千円)
市の互助会	主に以下の事業を実施 ・出産助成金等の給付(68,707 千円) ・カフェテリアプランの実施(140,182 千円) ・人間ドック利用助成金(22,147 千円) ・会員制宿泊施設の利用権保有(投資有価証券として 3,600 千円) ・県の互助会への掛金助成(4,356 千円)

(2) 検討結果

① 事業内容の検討

平成 19 年度まで船橋市からの負担金は約 60,000 千円あったが、平成 20 年度は約 10,000 千円の予算に減額されている。

平成 20 年度については、廃止した職員貸付事業で返済される資金を原資とすることで従来同様の事業予算をとっている。しかし、いずれ貸付金返済が完了した場合には、①現状の事業規模を維持するのか(その場合どう財源を確保するのか)、②職員からの掛金で賄えるだけの事業に縮小するのか、検討が必要と考えられる。

なお、平成 20 年度の予算では、健康診断や人間ドックへの助成に事業範囲を限定しているとのことである。

② あるべき負担額、負担料率等の明確なルール策定

各地方公共団体が独自に設置している互助会への平成 19 年度の公費負担は、船橋市と同様に市川市、松戸市及び柏市でも行われているが、千葉県及び千葉市では、公費負担は発生していないとのことである。

これは、互助会が、①職員相互の助け合いを本来の趣旨としていること、及び、②総務事務次官通知により、職員に対する福利厚生事業については住民理解が得られるよう、点検・見直しするよう求められていること⁸が背景にあると考えられる。

これを踏まえ、船橋市でも平成 20 年度から互助会等への負担額を削減したものと考えられるが、一方で地方公務員法第 42 条により、福利厚生事業の実施は必要とされている。

そこで、住民理解が得られるよう、船橋市の負担すべき内容等を明確にし、当該条件に合致する金額を負担するといった、算定プロセスに透明性を確保することが必要と考えられる。

③ (県の互助会、市の互助会につき)2 組織併存に対する検討

現状では、市の互助会と県の互助会が、いずれも船橋市職員への福利厚生事業等を実施している。しかし、市職員への福利厚生、元気増進事業という地方公務員法第 42 条の趣旨を実現するために、2 つの組織が併存し、両組織の役割分担が不明瞭となっている。

これら 2 団体の趣旨・役割の明確化を行い、地方公務員法第 42 条に照らして本当に 2 つの組織で実施していくことが必要か、検討が必要と考えられる。

⁸ 「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」(平成 17 年 3 月 29 日総務事務次官通知)

2-2 自治振興費（町会自治会交付金）

(1) 概要

交付金概況調査票（小事業名：町会自治会交付金）

所管	市民生活部 自治振興課					
交付金の名称	町会・自治会費交付金					
根拠法令・要綱・規約等	船橋市町会、自治会等交付金交付規則					
予算費目	款：総務費 項：総務管理費 目：自治振興費					
分類	交付の性質	事業交付 ・ 運営交付 ・ その他				
		臨時 ・ 経常				
		(開始年度 昭和 35 年 終了予定年度)				
	交付割合	国： 県： 市：100%				
	定額交付					
交付金の推移	年度	H15 年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度
	当初予算額(千円)	68,635	69,560	70,300	71,410	71,040
	決算額(千円)	68,846	69,462	69,657	70,215	71,003
交付先	町会・自治会					
交付金の目的	町会・自治会等に対し、交付金を交付することにより、民主的な自治活動の運営に資する。					
交付対象事業の概要	町会・自治会等の会員世帯を対象として、一世帯につき年額 370 円を交付する。					
受益者及びその人数	763 団体、191,900 世帯(H19 年度)					
どのような効果が期待されているか(具体的に)	交付金は、町会・自治会活動の活性化を図り、地域福祉、防犯・防災、ごみ等の環境問題に行政と一体となって取り組んでいることに、大きな役割を果たしている。					
交付金の算定方法及び精算方法	町会・自治会等の世帯数により交付する。一世帯につき年額 370 円。基準日(4 月 1 日)の世帯数によるため、精算はない。					
実績報告(支出した交付金の使途が分かる資料)の有無(有りの場合書類名)	決算書・事業報告書					
備考						

町会、自治会等交付金(以下「町会自治会交付金」という。)は、町会自治会に対して、1 世帯につき年額 370 円を交付するもので、民主的な自治活動の運営に資することを目的としている。交付金は、町会、自治会等の会員世帯を対象としており、平成 19 年度は、763 団体、191,900 世帯が対象とされた。

船橋市の世帯数(平成 19 年 4 月 1 日現在の常住人口)は、241,524 世帯であるから、おおよそ 79%が交付の対象となっている。所管課によると、交付金は、町会・自治会活動の活性化を図り、地域福祉、防犯・防災、ごみ等の環境問題に行政と一体となって取り組んでいることに、

大きな役割を果たしているとのことであり、類似の制度は、八王子市、相模原市、市川市、柏市、千葉市で取り入れられている。

1世帯あたりの交付金は、平成8年より年額350円、平成13年より年額370円とされている。

船橋市では町会自治会交付金以外に町会・自治会活動に対して補助金を以下のとおり交付している。

町会自治会交付金以外の町会・自治会等に対する補助金(平成19年度)

項目	補助金名	予算金額	備考
自治振興費	町会自治会館設置費補助金	47,750 千円	設置時のみ
	町会自治会館維持管理費補助金	10,523 千円	
	町会自治会館電話設置費補助金	58 千円	
	自治連合協議会補助金	9,000 千円	自治連合協議会に対する補助金
	町会自治会保険費	1,385 千円	
	集会施設整備費	2,430 千円	
	合計	71,146 千円	
防犯灯対策費	防犯施設設置費補助金	49,494 千円	設置時のみ
	防犯灯維持管理費補助金	156,291 千円	
	合計	205,785 千円	
総計		276,931 千円	

(2) 検討結果

① 世帯数の確認の必要性

町会自治会交付金は、交付を受けようとする町会、自治会等の代表者が所定の申請書類を添えて市長へ申請することとされている。上記表にある他の補助金においても申請書の書式と添付書類は異なるものの同様の手続を実施しており、町会・自治会館維持管理費補助金で250強の団体、防犯灯維持管理費補助金で680強の団体が申請している。このほかにも高齢者福祉課が敬老行事交付金を700強の町会・自治会等へ交付している。

申請書類に添えられた町会・自治会の決算書の会費収入から推定した世帯数あるいは予算書に記載された世帯数と交付申請書類に記載された世帯数との間で乖離が大きなものがある。比較する時点が必ずしも同じではないが、前期の決算書等から推計される世帯数と申請書類に記載された世帯数に大幅な乖離が生じている場合は、所管課で理由等を確認する必要がある。

② 補助金・交付金の統合の必要性

補助金・交付金ごとにそれぞれ所管課に申請が行われており、すべての提出書類がそれぞれ所管課でチェックされ補助金あるいは交付金が支払われている。例えば、敬老行事交付金も含めた町会・自治会関係の補助金・交付金の実績報告には町会・自治会の決算書が添付されている。しかしながら1件あたりの各町会・自治会への補助金あるいは交付金の金額はさほど多いとはいえない。

交付する金額に対して必要とされる書類が多く、所管課が多大な労力を労していることから、現状のいくつかの補助金及び交付金を統合し、使途を地域住民のために使うように少し幅を広げた上で、全体の補助金及び交付金額を削減する方向での検討が必要と思われる。

交付金の削減についても、多くの町会・自治会がかなりの額の次期繰越収支差額を有している現状を考えると、地域のための費用は受益者が負担することを原則として考えてよいと思われる。

船橋市の事務コストの面では、基準日の相違はあるもののいくつかの補助金及び交付金を3分類か4分類に括って、統合後に提出を求める書類を例えば4分の1に減らすことができれば削減効果はあると思われる。

3. 民生費(社会福祉費)

3-1 社会福祉総務費(社会福祉協議会助成交付金)

(1) 概要

交付金概況調査票 (小事業名：社会福祉協議会助成交付金)

所管	福祉サービス部 地域福祉課					
交付金の名称	社会福祉協議会助成交付金					
根拠法令・要綱・規約等	船橋市補助金等の交付に関する規則					
予算費目	款：民生費 項：社会福祉費 目：社会福祉総務費					
分類	交付の性質	事業交付 ・ 運営交付 ・ その他				
		臨時 ・ 経常				
		(開始年度 S41 年度 終了予定年度)				
	交付割合	国： 県： 市：				
定額交付						
交付金の推移	年度	H15 年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度
	当初予算額(千円)	88,683	102,314	110,062	111,498	111,622
	決算額(千円)	88,683	102,314	110,022	108,909	109,068
交付先	社会福祉法人船橋市社会福祉協議会					
交付金の目的	地域福祉の中核となる船橋市社会福祉協議会は、地域福祉の実働団体となる地区社会福祉協議会に対してリーダーシップを発揮し、市と連携を図りながら共助社会の構築を進めるとともに、市全域を対象として権利擁護事業やボランティア活動振興事業、低所得者対策支援事業等に取り組んでいる。船橋市社会福祉協議会に対して、人件費の助成をすることで地域福祉の推進を図る。					
交付対象事業の概要	社会福祉協議会のプロパー職員分 10 人、臨時職員(バス運転業務)2 人と会長報酬及び参与給与として人件費を交付し、また、運営費交付金として、派遣職員 1 人分給与分(権利擁護センター長)を交付している。					
受益者及びその人数						
どのような効果が期待されているか(具体的に)	船橋市社会福祉協議会の安定した運営基盤を確立し、もって地域住民の福祉活動の活性化による共助社会の実現に寄与すること					
交付金の算定方法及び精算方法	会長報酬、参与給与、また、プロパー職員及び市からの派遣職員の給料・各種手当(但し、時間外勤務手当を除く)・各種社会保険料 職員人件費 100,421,831 円 運営費交付金(市からの派遣職員) 11,200,000 円					
実績報告(支出した交付金の使途が分かる資料)の有無(有りの場合書類名)	補助金等実績報告書(添付書類)収支決算書、精算額調書、返還理由書、支給額一覧					
備考						

社会福祉法人船橋市社会福祉協議会(以下「市社協」という。)は、社会福祉法第 109 条の規定に基づき船橋市内の地域福祉活動を行うことを目的に設立された民間の社会福祉法人で、市民生活を向上させ、明るく住みよい福祉社会を創るため、住民の身近できめ細やかな事業を展開している。市社協の運営は、市民からの会費や寄付、さらに共同募金会や船橋市からの支援で成り立っている。主な事業は下記のとおりである。

- ・社会福祉協議会の基盤強化及び自主財源の確保(賛助会員、特別会員等)
- ・地区社会福祉協議会事業の推進(ミニデイサービス)
- ・ボランティアの発掘・育成(ボランティアセンターの運営等)
- ・相談活動の充実(心配ごと・高齢者のための法律相談)
- ・次代を担う子供達の健全育成及び非行防止(おもちゃの図書館の運営等)
- ・調査活動(小地域遊び場点検調査等)
- ・福祉情報の提供(広報誌「ふなばし福祉」の発行等)
- ・貸付事業の推進(福祉銀行の貸付等)
- ・地域福祉活動計画の推進
- ・高齢者・障がい者等の地域生活の支援(福祉リフトカーの運行等)
- ・ふなばし高齢者等権利擁護センター事業の充実
- ・他の団体との連携強化(福祉団体・福祉施設等)
- ・共同募金事業の推進(共同募金会船橋市支会事業の推進等)
- ・東・西・南老人福祉センター運営管理の充実
- ・船橋市「福祉バス」運行及び自動車借上事業の充実
- ・福祉バス「ふれあい」運行事業の促進
- ・障害者施設「福祉の店」の支援

当該助成交付金は、この市社協職員の人件費補助である。交付は上記調査票に記載のとおり、「船橋市補助金等の交付に関する規則」に従ってなされている。助成交付金の積算については、市職員給与の基準を準用して市職員課給与班の確認の下でなされている。

なお、当該助成金交付に関する個別の要綱等が整備されていなかったため、平成 20 年度から「船橋市社会福祉協議会助成交付金交付要綱」が整備され、当該要綱に基づいて交付されるようになった。

同要綱第 2 条において交付対象職員、対象経費及び交付金額が以下のとおり定められている。

対象職員	対象経費	交付金額
プロパー職員	給料・各種手当(但し、時間外勤務手当を除く)・各種社会保険料	予算の範囲内で市長が認めた額とする
市派遣職員	給料・各種手当・共済費	

(2) 検討結果

当該助成金交付に関する個別の要綱等が整備されていなかったが、平成 20 年度から「船橋市社会福祉協議会助成交付金交付要綱」を整備し、それに基づいて交付事務を行っている。

しかしながら、市社協には多額の補助金及び助成金が交付されている以上は、その助成による効果についても報告がされるべきであると考えられる。現状では会計報告のみが実績報告としてあげられているが、市社協の活動による効果、いわゆるアウトカムの指標(どういう事業をして、その結果どういう結果、効果が得られたか等)、についても報告に付け加えることを検討すべきと思われる。

3-2 老人福祉費（生きがい福祉事業団助成交付金）

(1) 概要

交付金概況調査票（小事業名：生きがい福祉事業団助成交付金）

所管	福祉サービス部 高齢者福祉課					
交付金の名称	船橋市生きがい福祉事業団助成交付金					
根拠法令・要綱・規約等						
予算費目	款：民生費 項：社会福祉費 目：老人福祉費					
分類	交付の性質	事業交付 ・ 運営交付 ・ その他				
		臨時 ・ 経常				
		(開始年度 S 55 年度 終了予定年度)				
	交付割合	国： 県： 市：				
定額交付						
交付金の推移	年度	H15 年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度
	当初予算額(千円)	61,818	77,364	71,377	73,370	77,812
	決算額(千円)	61,818	77,364	69,343	66,459	77,024
交付先	(財)船橋市生きがい福祉事業団					
交付金の目的	高齢者、心身障害者及び母子家庭の主婦・寡婦に働く機会を提供する生きがい福祉事業団に対し、交付金を交付し、事業団の運営の円滑化を図ることにより、高齢者等の社会参加と生きがいづくりを支援し、もって船橋市民の福祉の向上に寄与する。					
交付対象事業の概要	事業団の運営資金は、会員が就業した際の請求金額の合計額に別途 5% を乗じた金額である事務費が主要な財源となっているが、この事務費収入だけでは独立した運営が困難である。また事業団の就業は「福祉的な就業」を目的としており、事業団の設立主旨から、市としても事業団の適正な運営が行えるよう、職員等の人件費分を交付している。					
受益者及びその人数						
どのような効果が期待されているか(具体的に)	超高齢社会や人口減少社会の到来を間近に控え、また団塊の世代が定年を迎えている中、今後高齢者を支える若年世代の減少や税収の落ち込みが見込まれるところであり、高齢者がいつまでも元気でいられるよう、就業の機会を確保し、社会参加、生きがいづくりを支援することは、老人医療や介護保険制度等の財政健全化という観点からも、行政にとっても重要な課題であり、このような中、高齢者等に年間 6,000 件以上の就業機会を提供している事業団には多大な効果が期待されている。					
交付金の算定方法及び精算方法	予算編成時に当該年度の補助対象となる職員の人件費等を見込み算出。交付額は予算額を限度額とし、交付確定額が交付決定額を下回る場合は返還となる。					
実績報告(支出した交付金の使途が分かる資料)の有無(有りの場合書類名)	運営費交付金精算書					
備考						

交付金の内容は、(財)船橋市生きがい福祉事業団に対する、人件費相当分の交付金である。

<(財)船橋市生きがい福祉事業団とは>

昭和 55 年当時、高齢者を始めとした心身障害者や母子家庭の主婦・寡婦を対象者に働く機会を提供することにより、働く機会を通じていきがいを高めたいというニーズに応えるために設立されたものである。本財団は、当時、船橋市の直営事業として行うよりも、第三セクターに委ねることが、適切と判断したこともあり、昭和 55 年に船橋市が 1,000 万円を出捐し、職員の人件費等を交付することを前提として設立している。

<交付金支出のいきさつ>

現在では、主に会員が就業した際の請求金額の合計額に別途 5%を乗じた金額である事務費収入が主要な財源となっており、これだけでは財団の運営を賄いきれないことから、人件費相当額の一部を船橋市が負担している。

<財団とシルバー人材センターとの相違>

本財団は、他の市町村でいう「シルバー人材センター」と同様の機能を有しているが、「シルバー人材センター」の名称は付けられていない。

これは、自立就業できる心身障害者(児)や母子家庭の主婦及び寡婦も会員対象としている点が、法律上の「シルバー人材センター」と相違しているためである。

結果、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律で設置されたシルバー人材センターと異なり、国からの補助金は受給していない(できない)。

<指定管理者としての活動等>

当該財団は、船橋市中央老人福祉センターの指定管理者としても活動している。

これを踏まえると、船橋市から本財団への支出内容は、以下のようになる。

市の支出項目	金額(H19 年度実績)	内容
各種委託料等	374,701 千円	船橋市から請け負った委託料 ①会員に支払われる配分金 ②材料費等の必要諸経費 ③事務手数料((①+②)の合算額に 5%を乗じた額)
交付金	77,024 千円	船橋市の予算折衝で決まった補助対象の人件費
指定管理料	50,231 千円	中央老人福祉センターの管理運営費用等

(2) 検討結果

① 交付金であることの根拠書面

交付金とは「法令又は条例、規則等により団体・組合等に対し地方公共団体の事務を委託している場合に、当該事務処理の報償として支出するもの」と定義されている⁹。

本交付金について、高齢者への雇用促進等については高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第 40 条が根拠としてある。しかし、母子寡婦・障害者への雇用促進部分については、法令・条例・規則等、根拠となる資料が見当たらなかった。

なお、(財)生きがい福祉事業団側に関連文書はあるものの、船橋市側では該当の文書は保存期間を過ぎたため保管されていないとのことである。

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(抜粋)

(国及び地方公共団体の講ずる措置)

第 40 条 国及び地方公共団体は、定年退職者その他の高年齢退職者の職業生活の充実その他福祉の増進に資するため、臨時的かつ短期的な就業又は次条第 1 項の軽易な業務に係る就業を希望するこれらの者について、就業に関する相談を実施し、その希望に応じた就業の機会を提供する団体を育成し、その他その就業の機会の確保のために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

② 交付金の額の算定根拠

交付金の額の算定については、船橋市がどのように計算した結果、適切な人件費と判断したかが不明瞭となっている。

また、③で後述するが、本交付金で賄われている人件費に、指定管理業務の総務、人事、厚生等の間接業務を行う人件費が混入しており、その部分についての適切な切り分けができていない状態となっている。

(財)生きがい福祉事業団のコストについて、船橋市から見て「どのような費用を・いくら」負担することが適切か、明らかにしておく必要があったと考えられる。

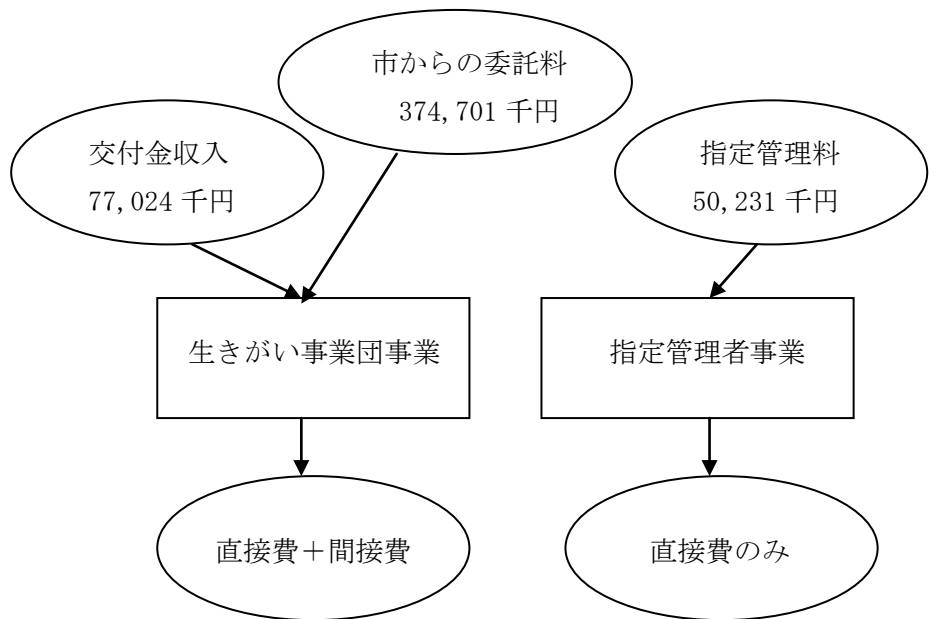
なお、現在、船橋市として外郭団体の見直しを着手したところであり、当財団への今後の方向性や補助等の在り方について検討していくとの回答を受けている。

③ 指定管理料の計算方法について

当財団の決算書上、管理部門の人件費は従来から実施している「生きがい福祉事業団」としての間接費で計上され、中央老人福祉センターの指定管理業務の収支計算書には計上されていない。

⁹ 出典「地方財務実務提要」(株)ぎょうせい(昭和 46 年 10 月 30 日発行)

【例】生きがい福祉事業団の２会計単位の収支構造(平成 19 年度)



船橋市側の説明によると、他の指定管理業務においても、「指定管理料」には現状、直接費しか算定範囲に含めていないとのことである。

しかし、そうすると、特定の指定管理業務だけを実施しようと手を上げた団体がいても、間接費の分だけ指定管理料が割高になり、受注できない可能性がある。

【例】生きがい福祉事業団の支出構造(平成 18 年度)

一般会計	事業活動支出計	855,544	
			(単位：千円)
{	うち配分支出・・・	747,536	
	(会員への報酬支出)		
	それ以外・・・	108,008	
	→ 見かけ上の負担額		{
			うち船橋市の交付金で賄った額・・・ 66,459
			それ以外・・・ 41,549
			→ 実際の負担額

例えば、生きがい福祉事業団の場合、船橋市側から資金提供を受けている 66,459 千円の一部に指定管理業務にも共通する人件費(間接人件費)が含まれており、その分指定管理コストが過小に算定されている可能性がある。

船橋市の指定管理者選定に当たっては、間接費等を含めたコストの見積を条件にした仕組みが必要と考えられる。

3-3 老人福祉費(敬老行事交付金)

(1) 概要

交付金概況調査票 (小事業名：敬老行事交付金)

所管	福祉サービス部 高齢者福祉課					
交付金の名称	敬老行事交付金					
根拠法令・要綱・規約等	船橋市敬老行事交付金等交付規則					
予算費目	款：民生費 項：社会福祉費 目：老人福祉費					
分類	交付の性質	事業交付 ・ 運営交付 ・ その他				
		臨時 ・ 経常				
		(開始年度 S55 年度 終了予定年度)				
	交付割合	国： 県： 市：100%				
	定額交付					
交付金の推移	年度	H15 年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度
	当初予算額(千円)	107,796	112,000	119,578	125,486	132,216
	決算額(千円)	102,138	108,360	116,249	123,370	131,366
交付先	敬老行事を実施する町会・自治会等					
交付金の目的	敬老行事を実施する一助となるよう交付金を交付することで、地域で長寿を祝い、敬老思想の高揚を図ること					
交付対象事業の概要	各町会、自治会等が敬老の日を中心として敬老行事を計画・実施している。その内容はそれぞれ異なるが、高齢者を交えての懇談、記念品の贈呈、アトラクション等を行う等、地域の特性を生かし主体的に事業を運営している。					
受益者及びその人数	70 歳以上の敬老行事対象者 H19 年度 65,741 人					
どのような効果が期待されているか(具体的に)	敬老思想の高揚及び地域コミュニティの充実は重要なことであり、交付金は敬老会を実施する町会・自治会の活性化にも繋がり、さらには、高齢者の地域交流の場を確保するという面においても効果が大きいと考えている。					
交付金の算定方法及び精算方法	敬老事業の対象となる人数に 2,000 円を乗じて算出し、事業費が交付額を下回る場合は精算。					
実績報告(支出した交付金の使途が分かる資料)の有無(有りの場合書類名)	実績報告(船橋市敬老行事交付金実績報告書、敬老行事収支決算書)有り					
備考						

船橋市敬老行事交付金等交付規則によると、敬老行事を実施する町会・自治会等(以下「実施町会等」という。)に対し敬老行事交付金を、老人(70 歳以上)に対し敬老記念品を交付することにより、長寿を祝い、敬老思想の高揚を図ることを目的としている。

ここで敬老行事とは、敬老の日を中心として、老人を敬愛し、長寿を祝うために実施する行事であり、老人とは敬老の日現在において船橋市内に居住する者で、1 月 1 日から 12 月 31 日までの間に 70 歳に達し、又は達しているものをいうとされている。

敬老行事交付金の額は、老人 1 人につき 2,000 円を乗じて算出されている。記念品は、70 歳、77 歳、88 歳、99 歳及び 100 歳以上の年齢区分に応じてそれぞれ金額が 5 千円、1 万円、1 万円、2 万円及び 3 万円に相当するものとされている。

敬老行事交付金の申請は、実施町会等の代表者が行い、記念品の交付は老人が申請することとされている。（町会等の代表者が一括して申請を行うことができる。）

船橋市に登録された町会・自治会は平成 19 年度で 798 団体あり、このうち交付金を申請し交付を受けた団体は 707 団体であり、551 の町会・自治会と 12 の連合町会（156 町会が参加）である。約 88% の町会・自治会が交付を受けているが、別途自治振興課が交付している「船橋市町会、自治会等交付金」は約 95% に当たる 763 団体が申請し交付を受けている。約 7% の団体は該当者がいないか申請を辞退していると考えられる。

町会・自治会によっては、交付金を受領せずに町会・自治会費で敬老行事を行っている団体があれば、交付金を受けながら商品券等を老人へ届けたことを行事とした団体もあり、さらに、交付金の範囲内で記念行事と記念品を配布したところもある。敬老行事参加者が 10 人以下の規模のものもあれば小学生も含めた参加者が 1,000 人規模に達するものもある。町会・自治会の中には住民意識の変化により敬老行事が歓迎されないところもあるようである。

(2) 検討結果

① 敬老行事交付金の必要性の再検討

この制度は昭和 55 年に開始されており、おおよそ 30 年が経過している。鉄道の新線の開通や延伸等により団地開発が急ピッチで進められ昭和 40 年代から人口が急伸し、昭和 58 年には船橋市の人口が 50 万人を突破している。その後 30 年近くが経過し急速な団地住民の高齢化が進む一方でここ 10 数年は少子化が叫ばれるようになってきている。

人口の高齢化により敬老行事交付金はここ 5 年間で見ても増加する一方（約 29% 増）であり、当面減少は見込めないと思われる。その一方で敬老行事は多様化しており参加者も多いとは言えず、平均寿命が 80 歳に達している状況では、住民の意識も 70 歳以上＝老人という定義に当てはまらないようになってきているように思われる。

敬老行事交付金を開始した当初は時代のニーズに合致していたとしても交付金を見直す仕組みがないため、住民の意識の変化に対応していないとも考えられる。今後、敬老行事交付金のあり方について再検討が必要と思われる。現状では敬老行事を実施することが交付要件となっているが、長寿を祝い、敬老思想の高揚を図るために必ず敬老行事を実施する必要があるかどうか疑問の残るところである。祝われる老人の参加もさほど多いとはいえず、町会・自治会の 10% 強は交付金の申請をしていない。

敬老行事に敬老の方の参加がさほど多くない現状を考えると、敬老行事も実施主体である町会・自治会の自主的な取り組みの中で行われれば良いと思われる。今後、老人 1 人につき 2,000 円というような交付の仕方をやめて、例えば町会自治会交付金に含めていくらか増額して交付し、町会・自治会の会員が主体性を持ってその使い道を決定することも考えられる。

町会・自治会によって老人に多くの予算を割り当てるところもあれば、子供会等に予算の多くを割り当ててもよいと思われる。

仮に現状の制度を続ける場合であっても、70 歳以上の老人に対して一律 2,000 円とするのではなく、1 人あたりの上限を設けた上で敬老行事の費用の半額は町会・自治会の負担とし、地域住民が必要と考える行事に対して支援することも考えられる。

制度の開始から相当期間が経過しており、他の自治体では廃止した事例もある。今後同様の交付金を存続させるかどうか、十分な検討が必要である。

4. 衛生費(保健衛生費)

4-1 保健施設費(夜間休日急病診療事業費負担金)

(1) 概要

交付金概況調査票 (小事業名：夜間休日急病診療事業)

所管	健康部 健康政策課					
交付金の名称	船橋市夜間急病診療事業交付金					
根拠法令・要綱・規約等	船橋市夜間休日急病診療事業及び二次救急診療事業実施要綱					
	船橋市補助金等の交付に関する規則					
予算費目	款：衛生費 項：保健衛生費 目：保健施設費					
分類	交付の性質	事業交付 ・ 運営交付 ・ その他				
		臨時 ・ 経常				
		(開始年度 H18 年度 終了予定年度)				
	交付割合	国： 県： 市：100%				
	定額交付					
交付金の推移	年度	H15 年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度
	当初予算額(千円)	—	—	—	45,800	38,800
	決算額(千円)	—	—	—	45,800	39,992
交付先	(社)船橋市医師会					
交付金の目的	夜間急病診療所の運営経費不足額を補填することにより、診療所の円滑かつ安定的な運営を確保する。					
交付対象事業の概要	(社)船橋市医師会の協力を得て、夜間における急病患者に対する診療事業を実施している。					
受益者及びその人数	患者数 13,538 人					
どのような効果が期待されているか(具体的に)	夜間における急病患者に対する診療事業を実施することにより、市民の生命と健康を守るとともに、医療不安を解消している。また、診療所等でトリアージ(重症患者の振り分け)を実施することにより、円滑な救急医療の確保を図っている。					
交付金の算定方法及び精算方法	診療所の運営経費から診療報酬等の収入を差し引いた不足額を支出する。					
実績報告(支出した交付金の使途が分かる資料)の有無(有りの場合書類名)	補助事業等実績報告書					
備考						

夜間急病診療事業は、船橋市中央保健センター内に設置された夜間急病診療所を運営する事業であり、船橋市が設置した施設を利用して運営を医師会が行い、診療報酬等は医師会が収納するが、診療報酬等では賄い切れない運営経費の補填として当該交付金が支出される。

平成 17 年以前は、医師会に対する委託事業として行っていたが、平成 18 年度から医師会と船橋市において管理運営に関する覚書を締結し事業に対する交付金として支出されることになった。

交付対象経費は、看護師、薬剤師及び事務員の確保に係る経費を除く診療所の管理運営に要するすべての経費であり、交付金額は、当該支出負担行為兼契約伺書によると前々年度の支出内容を精査して決定することになっている。例えば、平成 18 年度の交付金は、平成 16 年度船橋市夜間急病診療所収支決算書に基づき積算された平成 18 年度船橋市夜間急病診療所予算により、平成 19 年度の交付金は、平成 17 年度船橋市夜間急病診療所収支決算書に基づき積算された平成 19 年度船橋市夜間急病診療所予算により、交付金額が決定されている。

ところが平成 19 年度は、平成 20 年 3 月に別に覚書を締結し、交付金の額の確定について、当年度の収支実績による実費精算方式へ移行している。これは、平成 19 年度の実績に基づき、経費の不足部分を交付金として支出するものである。

(2) 検討結果

① 交付金の実費精算について

交付金の確定に当たっては、平成 19 年度は交付金の実費精算が行われているが、平成 18 年度は前々年の実績と当年度の予算に基づき交付金の額を決定したのみであり、当該年度の実績に基づく交付金の確定は行われていない。

この交付金の根拠法令等である「船橋市夜間休日急病診療事業及び二次救急診療事業実施要綱」には、交付金についての記載がない。船橋市補助金等の交付に関する規則と船橋市と医師会の間で締結された覚書により交付金について判断することになる。

当該交付金の支給の根拠となる船橋市補助金等の交付に関する規則によると、補助金等の交付を受けようとする者は、補助金等交付申請書により必要書類を添えて期日までに申請しなければならないとされており、交付決定を受けて補助事業等を実施後に補助事業等実績報告書に必要書類を添えて提出することとされている。市長は、実績報告書等の書類の審査等により交付すべき補助金等の額を決定することとされている。

平成 18 年度については、交付金に対する実績報告が行われておらず、実績報告書等に基づいた交付金の額の確定が適切に行われていないことになる（平成 19 年度は事業年度末に当該年度の収支実績に基づく実費精算に移行している。）。

平成 18 年度の船橋市夜間急病診療所の収支決算書を見ると収支相償の考え方では発生しないはずの租税公課支出(10,215 千円)が生じている。

両者の覚書によると、交付金の算出は前々年の船橋市夜間急病診療所収支決算書を基に支出内容を精査し算出することになっているが、収支相償の考え方から租税公課支出等を最小限に抑えるためにも毎年事業年度終了時に精算を行うべきであった。

夜間急病診療所の平成 17 年度収支決算書の次期繰越収支差額は、9,200 万円であり、平成 18 年度収支決算書における次期繰越収支差額は 6,100 万円であった。平成 19 年度の次期繰

越収支差額は 2,200 万円となり、減少しているものの、各年度終了時の精算は行われていない。

なお、次期繰越収支差額と前期繰越収支差額は本来一致するはずであるが、平成 18 年度の次期繰越収支差額と平成 19 年度の前期繰越収支差額には 500 万円の差異がある。差異の調整が必要と思われる。

5. 消防費(消防費)

5-1 非常備消防費 (消防団運営費交付金)

(1) 概要

交付金概況調査票 (小事業名：消防団運営費交付金)

所管	消防局 警防課					
交付金の名称	船橋市消防団運営費交付金					
根拠法令・要綱・規約等	消防組織法第8条(市町村の消防に要する費用) 船橋市補助金等の交付に関する規則・船橋市消防団運営費交付金交付要綱・船橋市消防団運営費交付金の交付等に関する細則					
予算費目	款：消防費 項：消防費 目：非常備消防費					
分類	交付の性質	事業交付 ・ 運営交付 ・ その他				
		臨時 ・ 経常				
		(開始年度：S36年度 終了予定年度：)				
	交付割合	国： 県： 市：100%				
	定額交付					
交付金の推移	年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度
	当初予算額(千円)	14,482	13,914	13,775	13,775	13,835
	決算額(千円)	14,482	13,501	13,655	13,720	13,835
交付先	船橋市消防団(団本部・分団本部・班・女性消防部)					
交付金の目的	消防組織の充実、消防団の円滑な運営及び消防団員の資質の向上を図ること。					
交付対象事業の概要	・ 災害予防の広報事業 ・ 消防団員の資質向上を図るための事業 ・ 防火及び防災知識の普及徹底に関する事業 ・ その他消防団の運営に必要な事業 (消防団は、消火活動、防火指導、地震風水害における災害防除活動、警報伝達及び応急手当普及啓発活動等)					
受益者及びその人数	船橋市消防団(定数 720 人)					
どのような効果が期待されているか(具体的に)	自らの地域は自らで守るという精神に基づき地域における消防防災の核的存在の消防団組織の充実、消防団の円滑な運営の公益性は高い。					
交付金の算定方法及び精算方法	団本部：500,000 円 分団本部：40,000 円×20 分団 班：76,000 円×57 班+70,500 円×2 班 12,000 円×班人数(4 月 1 日付の実数) 女性消防部：202,000 円					
実績報告(支出した交付金の使途が分かる資料)の有無(有りの場合書類名)	帳簿の写し・各領収書					
備考						

消防団は、消防組織法第9条に基づいて各市町村に設置される消防機関である。常備の消防機関とされる消防本部及び消防署に対し、基本的に非常備の消防機関である。団員は各自の本業につきながら、平時の予防・防災活動や火災時の消防活動に従事している。

船橋市には平成19年度において消防団本部の下に20の分団と59の班、女性のみで組織する女性消防部があり、定員720人に対し686人(平成19年4月1日現在)の団員がいる。ここ数年は団員数680～690人前後、充足率約95%で著しい増減なく推移している。

平成19年度の活動実績は全班の合計で以下のとおりであった。

平成19年度活動状況

区分		火災	警戒	訓練	風水害	合計
活動実績	回数	499回	309回	655回	46回	1,509回
	延べ人数	2,580人	1,872人	3,992人	376人	8,820人
1回あたりの人員		5.2人	6.1人	6.1人	8.2人	5.8人

(出典：平成20年度版消防年報)

船橋市補助金等の交付に関する規則及び船橋市消防団運営費交付金交付要綱によれば、当該交付金の交付を受けるためには以下のような手続が必要となる。

- ① 交付金の交付を受けようとする消防団長は「船橋市消防団運営費交付金交付申請書」に必要事項を記載して、「消防団の交付事業に係る計画書」「消防団に係る予算書」を添付して市長に申請する。
- ② 市長は上記申請書の内容を審査し、「船橋市消防団運営費交付金交付決定通知書」により消防団長に通知する。
- ③ 上記決定通知書を受けた消防団長は「船橋市消防団運営費交付金交付請求書」により市長に交付金交付を請求する。

また、上記交付要綱及び「船橋市消防団運営費交付金の交付等に関する細則」(以下「細則」という。)に定めのない、交付金の支給時期・予算書決算書上の支出項目・使途の制限等については「消防団運営費交付金に関する指導事項」(以下「指導事項」という。)を所管課で作成し、分団への説明資料として使用している。

(2) 検討結果

① 通信費の内容について

指導事項において通信費とは「事務連絡上必要な通信関係に要する経費」とされ、切手・電話代が例示されている。交付金申請書に添付された予算書を査閲したところ、NHKの受信料が計上されているものが20分団中9分団(19班)あった。これら9分団については実績報告書に添付された決算書にもNHKの受信料が計上されていた。

NHK受信と受信料の支出状況

受信している	38 班
うち受信料を交付金から支出している	19 班
受信料を交付金から支出していない	19 班
受信していない	21 班
合計	59 班

NHK 放送の受信は事務連絡上必要な通信には該当せず、指導事項に例示されている切手・電話代の範囲外であるため、通信費として支出することは適切でない。

所管課によると、団の詰所にテレビ受像機のある班は 38 班であり、NHK 放送の受信状況は以下になっている。受信料を交付金から支出している 19 班について、災害情報の入手に必要と認めているとのことである。

運営費交付金の目的・交付対象事業に照らして NHK 受信料を支出の対象とすることの妥当性を検討する必要がある。その際、分団の活動のために NHK 放送の受信が必要不可欠かどうか、受信料を計上していない分団で活動に支障をきたしているか、1 年分の受信料支払に対し実際にどのような災害情報をどの程度の利用頻度で入手しているか、ラジオ等他の情報源で代替することは不可能か、等について慎重に考慮することが必要である。

② 人件費について

細則第 3 条によると、消防団本部と女性消防部に対しては運営費のみが、分団に対しては分団運営費と班運営費が交付される。班運営費は施設運営費と人件費に区分され、食糧費及び通信費を人件費として、団員 1 人につき年額 12,000 円が班に交付される。平成 19 年度の交付金総額 13,835 千円のうち 7,800 千円 (56.4%) を人件費が占める計算となる。

交付金申請書に添付された予算書及び実績報告書に添付された決算書を調査したところ、以下のように予算の段階ですでに人件費が細則の定めを超過し、決算においてはさらに予算を上回っていた。細則上消防団本部と女性消防部に対しては団運営費のみで人件費は交付されないことになっているが、予算書・決算書の内訳に食糧費及び通信費が計上されているため、これらを人件費とみなして集計した。

船橋市消防団 人件費予算額・決算額

区分		細則	予算書	決算書
食糧費 ①	20 分団	—	7,580,180 円	8,349,228 円
	団本部・女性消防部	—	228,000 円	316,830 円
	合計	—	7,808,180 円	8,666,058 円
通信費 ②	20 分団	—	745,820 円	637,466 円
	団本部・女性消防部	—	5,000 円	26,230 円
	合計	—	750,820 円	663,696 円
人件費 ①+②	20 分団	7,800,000 円	8,326,000 円	8,986,694 円
	団本部・女性消防部	—	233,000 円	343,060 円
	合計	7,800,000 円	8,559,000 円	9,329,754 円
運営費交付金総額		13,835,000 円		
交付総額に占める人件費割合 人件費／交付総額		56.4%	61.9%	67.4%

船橋市消防団 団員 1 人あたりの人件費

区分		予算書	決算書
食糧費 ①	最高額	14,766 円	17,323 円
	最低額	7,545 円	9,571 円
	平均	11,662 円	12,845 円
通信費 ②	最高額	3,333 円	2,742 円
	最低額	328 円	319 円
	平均	1,147 円	980 円
人件費 ①+②	最高額	16,333 円	17,839 円
	最低額	7,909 円	11,410 円
	平均	12,809 円	13,826 円

1 人あたり人件費は予算において平均で 12,809 円、決算において 13,826 円と細則の予定する 12,000 円を超えていた。平均値は消防団本部と女性消防部を除く 20 分団について算出した。最高額と最低額には予算書上で 2.1 倍、決算書上で 1.6 倍の差がある。

予算の段階ですでに 1 人あたり人件費細則の定めを超過している状況について所管課では、細則は交付金額の算定の目安であり、交付金の使途の内訳は各班に任せているとの認識である。現行の細則は平成 15 年 4 月 1 日以降施行されており、平成 14 年度までは消防団運営費交付金は各班定額であったところ、団員数の多少を運営費に反映させるべきとの見地から改訂されたとのことである。施行から 5 年度が経過し、結果として細則どおりに執行している班とそうでない班が存在していることは公平性・透明性の点で望ましくはない。

細則に準拠して交付するよう指導・審査を徹底するか、実態に即して細則を見直すかの対応が必要である。あるいは、人件費を1人あたり12,000円の渡し切りとする方法も検討の余地がある。その場合は、人件費を運営費交付金としてでなく団員に別途支給されている報酬に加算することも考えられる。平成19年度の団員の報酬は以下のとおりである(今回の監査対象外)。

消防団員の報酬

区分	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員
報酬年額	159,000 円	127,000 円	95,000 円	76,000 円	53,000 円	39,000 円	34,000 円
費用弁償	火災出動は1回につき、警戒出動・訓練出動は1日につき 2,200 円						

(出典：平成20年度版消防年報)

また、食糧費の支出内容に関して、指導事項では訓練点検時の弁当・飲食物、会議時の茶菓子が例示されているところ、実際は飲食店等の領収書が多数あった。指導事項において食糧費は市民の疑惑的になりやすいので消防団活動に関係するものについてのみ支出するとされているが、これらの領収書からは当該支出が消防団活動に関係するものかどうか明確でない。13件につき所管課に調査を依頼した結果、11件は近隣町会・自治会との新年会・親睦会等、分団本部の交際費に該当するものであり、他2件は団員の歓迎会に支出したものであったとのことである。前者は食糧費でなく交際費とすべきであった。後者は後述の「④ 使途の制限等について」の箇所に記載のとおり不適切な支出であった。

③ 施設運営費について

上述のように班運営費のうち人件費が増加しているということは、一定の班運営費のもとで人件費の増加分だけ施設運営費の執行が減少する結果を招いている。施設運営費は細則に基づき各班に年額76千円が支給されているが、実態としてそれより少額でまかなえているので、細則を見直し、減額することを検討する必要がある。

④ 使途の制限等について

決算書に添付された領収書類を査閲したところ以下のとおり、指導事項に照らして不適切な支出があった。各分団において指導事項に準拠して交付金を適切に執行した上で、所管課において内容を確認する必要がある。

～食糧費として団員の歓送迎会等の会費を支出していたケース～

指導事項では歓送迎会等の会費は交付金からは支出しないと定められている。所管課において再度調査したところ、所管課の指導不足のため指導事項の内容を団員が十分に理解していなかったことに起因する誤りであったため、今後指導の徹底を図るとのことである。

～弔慰金について訃報を領収書の代替としていたケース～

指導事項では御会葬御礼状を領収書としておく定められている。

この点につき、葬儀に参列してもその場で御会葬御礼状を受け取るのが困難な場合もあることを考慮し、支出伺を団で作成して訃報又は御礼状を証憑として添付し、所管課の決裁を受けるという手続に改めるとのことである。

(2) 船橋市の一般会計における負担金及び交付金支出に関連する病院事業の出納その他事務の執行について

1. 財務分析

近年、自治体の財政を圧迫する事業のひとつとして病院事業が上げられることが多くなっているが、医療センターがどのような状況か概要を把握するために、他の自治体病院等の平均値との単純な比較を行った。

具体的には、全国公私病院連盟及び社団法人日本病院会が発行する「平成 19 年病院経営分析調査報告」及び「平成 19 年病院経営実態調査報告」¹⁰からのデータに基づき、各種比較を実施した。

なお、

- ① 引用したデータはいずれも平成 19 年 6 月の 1 ヶ月分のデータであること、
- ② 「自治体病院」とは各都道府県・各市町村等が開設者となっている病院、「私的病院」とは自治体及び公的病院(日赤・済生会・厚生連等の運営病院)以外の病院、具体的には公益法人・社会福祉法人・医療法人及び個人病院をいう(国立病院や大学病院を除く)こと
- ③ 医療センター側の数値は、平成 19 年度決算書の金額を基に算出していること
- ④ 黒字・赤字の算定に関しては、自治体病院等では法人税・住民税・消費税等は費用に含めず、また、他会計負担金・補助金等収入は収益に含めていないことを前提とし、数値の具体的な内容にまで踏み込んで検討は行っていない。

¹⁰ 以後、「分析 表〇〇」「実態 表〇〇」と記載したデータは、それぞれ「平成 19 年病院経営分析調査報告」と「平成 19 年病院経営実態調査」からのものであることを示している。

(1) 黒字・赤字の比率

全病院のうち、自治体病院で約 8 割から 9 割、私的病院で約 5 割の病院が赤字となっていた。
また、医療センターと同等の 400-499 床の病院に限ってみても、概ね同様の傾向にあり、自治体病院で 9 割、私的病院で 5 割弱が赤字となっている。

分析表 30：黒字・赤字病院数・構成比

経営主体	自治体病院			私的病院		
	総数	黒字	赤字	総数	黒字	赤字
一般病棟(全体)	564	43	484	213	104	109
比率	100.0%	7.6%	85.8%	100.0%	48.8%	51.2%
一般病棟(400-499 床)	52	3	49	11	6	5
比率	100.0%	5.8%	94.2%	100.0%	54.5%	45.5%

(2) 100 床あたり収支金額

100 床あたり収支金額(1 か月分)の平均額を算出すると、以下のようになっている。

実態 表 3-2：100 床あたり収支金額

(単位：千円、%)

経営主体	自治体病院①	私的病院②	差異①－②	比率①÷②
総費用	152,576	137,460	15,116	1.11
I 医業費用	146,924	134,330	12,594	1.09
1. 給与費	78,515	70,201	8,314	1.12
2. 材料費	35,385	31,596	3,789	1.12
3. 経費	21,493	24,108	△2,615	0.89
4. 減価償却費	10,248	6,255	3,993	1.64
5. 資産減耗損	319	150	169	2.13
6. 研究・研修費	616	552	64	1.12
7. 本部費分担金・役員報酬	348	1,468	△1,120	0.24
II 医業外費用	4,977	2,389	2,588	2.08
うち支払利息	3,960	1,510	2,450	2.62
うち看護師養成費	267	86	181	3.10
III 特別損失	675	741	△66	0.91
総収益	129,563	139,539	△9,976	0.93
I 医業収益	126,722	136,756	△10,034	0.93
II 医業外収益	2,410	2,428	△18	0.99
III 特別利益	431	355	76	1.21
総収益－総費用	△23,013	2,078	△25,091	(11.07)
医業収益－医業費用	△20,202	2,426	△22,628	(8.33)

これをみると、自治体病院と私的病院の比較で、以下の傾向を挙げることができる。

- ① 私的病院では、医業収支・総収支いずれも黒字が確保されているが、自治体病院ではいずれの収支も赤字となっている
- ② 原因としては、収入が私的病院と大差なくとも、減価償却費が私的病院の 1.6 倍かかり、また、支払利息が私的病院の 2.6 倍かかり、いずれも費用が増加している点が考えられる。

次に、自治体病院の平均と医療センターとを比較すると、以下のようになっている。

実態 表 3-2：100 床あたり収支金額

(単位：千円、%)

経営主体	医療センター①	自治体病院②	差異①－②	比率①÷②
総費用	223,403	152,576	70,827	1.46
I 医業費用	207,752	146,924	60,828	1.41
1. 給与費	96,120	78,515	17,605	1.22
2. 材料費	53,963	35,385	18,578	1.53
3. 経費	39,869	21,493	18,376	1.85
4. 減価償却費	17,043	10,248	6,795	1.66
5. 資産減耗損	214	319	△105	0.67
6. 研究・研修費	544	616	△72	0.88
7. 本部費分担金・役員報酬		348	△348	0.00
II 医業外費用	14,793	4,977	9,816	2.97
うち支払利息	8,852	3,960	4,892	2.24
III 特別損失	858	675	183	1.27
総収益	184,173	129,563	54,610	1.42
I 医業収益	182,138	126,722	55,416	1.44
II 医業外収益	1,875	2,410	△535	0.78
III 特別利益	160	431	△271	0.37
総収益－総費用	△39,230	△23,013	△16,217	1.70
医業収益－医業費用	△25,613	△20,202	△5,411	1.27

まず、医療センターは総収入につき、平均より 55,416 千円多いが、一方これを上回る 70,827 千円ほど費用も多くかかっている。

うち、費用の内訳で見ると、医業外費用、特に支払利息が他の自治体病院よりも 4,892 千円多く発生している(私的病院と比較すると 7,342 千円も多い)。これは、残債が多いか、高い利率で借入を行っている可能性が考えられる。

また、支払利息以外では、材料費・経費・減価償却費が比較的多額に発生している。これらについては、高機能の材料や経費・固定資産等を利用しているか、無駄な材料や経費・固定資

産を保有している(例：通常利用するよりも多くの発注を行い、消費期限切れで廃棄した等)場合が考えられる。

① 1床あたり支払利息

より具体的に、1床あたり支払利息で検討すると、同規模ベッド数の自治体病院と比べると、医療センターは2倍近い利息を負担している。

実態 表 34-A：1床あたり支払利息(全体)

区分	医療センター	自治体病院	私的病院
400-499 床	88,525 円	45,784 円	20,211 円
全体	—	39,602 円	15,102 円

② 1床あたり減価償却費、及び、1床あたり有形固定資産額

次に、材料費・経費・減価償却費のうち、減価償却費について検討すると、私的病院よりも自治体病院の方が概ね有形固定資産への投資額は大きく、更に、医療センターは自治体病院平均額よりも多額の有形固定資産を有している傾向にある。結果、減価償却費は平均よりも毎月、4割程度多く発生・計上している。

なお、自治体病院の場合、いわゆる「みなし償却(補助金を財源に固定資産を取得した場合、当該補助金部分を取得価額から控除して減価償却計算を実施する方法)」を採用している可能性もあるが、下の表は決算書に計上された減価償却費で判断している。

実態 表 33-A：1床あたり減価償却費(全体)

区分	医療センター	自治体病院	私的病院
400-499 床	170,430 円	120,350 円	79,547 円
全体	—	102,482 円	62,552 円

これらの分析から、医療センターの収支構造は以下のようにまとめることができる。

- ① 他の自治体病院と比べると、支払利息が多く、赤字要因の一つと考えられる
- ② 支払利息は借入金から生じるが、通常、借入金の使途は設備投資が多い。この点、医療センターも固定資産投資が多く、他の自治体病院よりも多くの固定資産を保有し、また、結果として減価償却費も多く計上する傾向にある。

2. 収納事務及び債権管理

(1) 収納事務の概要

患者への診療行為によって発生する診療報酬は診療報酬点数表及び薬価基準等に基づいて点数計算され、患者負担分と保険請求分に分けて調定され、以下のように請求・収納される。

<患者負担分>

患者が加入している医療保険の給付率に従って患者の一部負担額が算出され、医療センターの窓口で患者から納付される。受診のつど現金で収納するのが原則であるが、患者が当日支払えない場合には延納・分納を認めて後日窓口納付のほか、現金書留・口座振替・納入通知書払いでも受け付けている。

<保険請求分>

診療報酬明細書(以下「レセプト」という。)により審査支払機関に当たる社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会へ請求される。この請求は毎月10日に前月分を一括して行われる。審査支払機関で審査等が行われた後、請求の翌月に審査支払機関から医療センターへ支払われる。最終的には審査支払機関から患者が加入する保険者(〇〇健康保険組合等)へ請求される。

審査支払機関への請求額が全額支払われない場合として返戻と査定減がある。返戻とは請求内容の形式的な誤りにより、支払が行われずにレセプトが医療機関へ差し戻されることである。誤りの内容は主に保険の記号・番号の誤り、就職・退職等による保険者の変更等であり、正確に訂正して再請求すれば支払われる性質のものである。これに対して査定減とは診療内容が適切でないと判断される場合(病名と投薬が整合しない等)である。再請求しても必ずしも支払われるとは限らず、診療報酬点数が減点されるので支払額も請求額を下回ることになる。

医業未収金は医業収益に対する現金未入金分であり、医療機関の債権の中で最も重要なものである。診療行為の対価としての入金がなされない場合、医療機関は損失を被る結果となる。医業未収金のうち患者負担分については、患者個人の資力不足等により長期間滞納となったり、貸倒となる可能性が高い。これに対し保険請求分については相手先が審査支払機関であるため基本的に貸倒となる可能性はないが、返戻・査定による減額を防止することが管理上の要点となる。

医業収益・医業未収金等の年次推移

項目	H15 年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度
医業収益	9,093,212 千円	8,990,267 千円	9,294,584 千円	9,431,375 千円	9,310,917 千円
医業未収金	1,405,623 千円	1,484,634 千円	1,493,932 千円	1,489,661 千円	1,622,693 千円
不納欠損額	42,262 千円	24,632 千円	—	1,190 千円	1,569 千円

(出典：病院事業会計決算書及び医事課作成資料)

医業収益の内訳

項目		入院収益	外来収益	その他医業収益	合計
H18 年度	金額	6,814,426 千円	2,534,419 千円	82,530 千円	9,431,375 千円
	構成比	72.2%	26.9%	0.9%	100.0%
H19 年度	金額	6,710,226 千円	2,525,298 千円	75,393 千円	9,310,917 千円
	構成比	72.1%	27.1%	0.8%	100.0%

(出典：病院事業会計決算書)

平成 19 年度未収金の内訳

① 請求先別

保険請求分	1,289,489 千円
患者請求分	333,204 千円
合計	1,622,693 千円

(①出典：病院事業会計決算書)

② 金額別

500 万円以上	8 人
300-500 万円未満	5 人
100-300 万円未満	40 人
50-100 万円未満	70 人
20-50 万円未満	202 人
20 万円未満	2,236 人
合計	2,561 人

③ 事由別

分納・延納申請中	338 人
ドクターカー利用	397 人
交通事故	217 人
公費請求	63 人
住所不定	337 人
その他	1,209 人
計	2,561 人

(②③出典：平成 19 年度未収金整理簿)

(2) 検討結果

① 未収金の帳簿間の整合性について

未収金残高の相手先別内訳資料として、医事会計システムから未収金整理簿が出力される。病院事業会計の貸借対照表に記載された未収金のうち医業未収金残高は上記のとおり 1,622,693 千円であるが、未収金整理簿の合計額は 1,636,490 千円となっており、貸借対照表残高のほうが 13,797 千円小さくなっていた。差異が生じた理由について医事課から、未収金整理簿の締め日が 3 月 31 日であり、調定額の締め日が 4 月 15 日であること、その間に保険の変更等により請求額が変更になった場合調定しなおすが、未収金整理簿には反映されないため差異を生ずるとの説明があった。ただ、具体的にどの患者についていくら調定しなおしたか一覧できる資料は作成されていない。

決算作業において決算書残高と内訳資料は一致させる必要がある。もし一致しない場合、差異を合理的に調整・説明できることが決算数値の信頼性を担保するうえで重要である。決算作業にあたり説明資料を事跡として残す手続が必要である。

② 過年度損益修正について

平成 19 年度病院事業会計の損益決算書上、過年度損益修正益 8,171 千円と過年度損益修正損 43,880 千円が計上されている。この内容は平成 18 年度の平成 19 年 2 月・3 月に審査支払機関に対して請求した診療報酬のうち平成 19 年 4 月・5 月において返戻、査定等により増減額されたものである。医療センターの決算ではこのように毎年度、2 月・3 月の請求額に対する 4 月・5 月の調整額を翌年度の特別損益としている。その結果、4 月から 1 月までの医業収益については調整後の金額で、2 月・3 月の医業収益については調整前の金額で計上されることになり、2 月・3 月の調整額が年度の医業収益に集計されていない。

地方公営企業の会計について、民間企業と同様に発生主義を採用する(地方公営企業法第 20 条第 1 項)こと、及び事業年度終了後 2 カ月以内に決算を調整する(同法第 30 条第 1 項)ことから、2 月・3 月の請求額に対する 4 月・5 月の調整額は翌年度の特別損益でなく当年度の医業収益に加減算して表示する処理が必要である。ただし、4 月・5 月の調整額が査定率に対応する金額で毎年度経常的に発生していることに鑑みて、現行の処理も可能と考えられる。

③ 不納欠損処理について

未収金の相手先のうち、金額で 79.5%を占める審査支払機関に対するものは、返戻・保留・査定減を除いた金額が請求月の 2 カ月後に入金されるため、不納となる恐れは原則としてない。労災等公費負担分も、原則として不納となることはない。これらに対して、滞納となりやすいのは患者本人への請求のうち患者が資力不足、無保険等の事情で支払えない場合である。

医療センターでは未収金の発生防止と早期回収及び適正な債権管理を目的として「未収金取扱要綱」(以下「要綱」という。)を定め、平成 17 年 4 月 1 日から施行しているが、その後改訂されていない。要綱第 12 条では不納欠損処理について地方自治法第 236 条の規定により 5 年間に時効が成立した場合に不納欠損の手続を行うと定めている。地方自治法第 236 条第 1 項では金銭債権の消滅時効 5 年を定め、同条第 2 項で時効の援用を要しない旨を定めている。また、不納欠損の手続については船橋市病院事業財務規則(以下「病院財務規則」という。)に規定がある。しかし、平成 17 年 11 月に公立病院の診療債権の消滅時効期間は民法第 170 条第 1 号により 3 年と解すべきとの最高裁判決(平成 17(受)721)が下された。ただし民法第 145 条により、滞納者が時効を援用しない限り時効の効力は発生しない。これを受けて不納欠損処理手続を改める必要が生じている。現状では検討中の段階であり、平成 17 年度以降 5 年時効による不納欠損処理が行えず、滞納債権が累積している。なお平成 18 年度、平成 19 年度における不納欠損処理は患者本人から 3 年時効の援用の申出があったもの、破産等によって行われたものである。

平成 19 年度の患者未収金を発生年度別に見ると以下のとおりであり、最も古いものは平成 9 年度発生分で 10 年が経過している。

患者未収金の発生年度別内訳

発生年度	外来	入院	合計
H14 年度以前	8,992 千円	73,884 千円	82,876 千円
H15 年度	2,955 千円	29,456 千円	32,411 千円
H16 年度	3,897 千円	25,746 千円	29,643 千円
H17 年度	3,225 千円	27,013 千円	30,238 千円
H18 年度	5,635 千円	38,523 千円	44,158 千円
H19 年度	13,180 千円	93,755 千円	106,935 千円
合計	37,884 千円	288,377 千円	326,261 千円

(出典：平成 19 年度未収金整理簿)

未収金取扱要綱の改訂を含め、不納欠損処理の取扱を早期に定める必要がある。医事課では条例の改正で対応できるかどうか、検討中とのことである。

なお、「歳入項目全般の収入事務について」をテーマに監査を実施した平成 17 年度包括外部監査に報告書において、医療センターの歳入に関する現状及び問題点の記載があったことから、同報告書に記載された内容の現在の状況について監査を実施した。その改善状況は以下のとおりである。

<平成 17 年度包括外部監査報告書記載内容の改善状況について>

① 不納欠損処分について

(ア) 記載内容

時効(5 年)の場合にのみ不納欠損処分を実施している。

(イ) 現在の状況

「③ 不納欠損処理について」に既述のとおり、時効以外の場合(破産)による不納欠損処分が実施されている。患者からの申出によるもの以外、時効による不納欠損処分は実施されていない。

② 医業収益の収益計上時期について

(ア) 記載内容

年度末時点における保留レセプト及び返戻保留レセプトについて未収計上されていない。

(イ) 現在の状況

保留レセプト及び返戻保留レセプトについて一覧表を作成し、再請求のもれがないよう管理している。保留レセプトは審査支払機関に提出する前に保険不明であることが判明したため提出を保留したものであり、調定を行っていないことから未収計上していない。返戻保留レセプトについては保険が確定した時点で再提出するので、その間、調定は行われず、未収計上していない。

③ 臨戸時の書類の入手について

(ア) 記載内容

臨戸徴収の際、時効中断の要件となる延納又は分納の承諾書類を入手していない。

(イ) 現在の状況

未収金の承認及び納付誓約書の書式が未確定である。また、時効中断の債務承認について要綱に明記されていない。平成 21 年 4 月の地方公営企業法の全部適用に伴い、条例・規則の見直しをしており、その中で未収金関連の書類について病院事業規則等の中に盛り込むことを検討しているとのことである。また、時効の中断のための方策全般について検討していくとのことである。

④ 臨戸時における面会不能者の取扱について

(ア) 記載内容

比較的少額の医療債務未納者については今後の回収コストの発生を削減する工夫を検討することが望ましい。

(イ) 現在の状況

臨戸徴収の対象者を未収金額 10,000 円以上とするようにした。ただし要綱は改訂されておらず、5,000 円以上のままとっている。

⑤ 連帯保証人への保証債務の履行要求について

(ア) 記載内容

高額の治療費の延納を申請した入院患者については、連帯保証人の印及び印鑑証明を求め、法的な保証債務の履行を求めることがありうる旨を伝えることも検討すべきである。

(イ) 現在の状況

現状、患者の家族が連帯保証人となる場合も多く、実効性の点からも印鑑証明までは求めている。

⑥ 延納患者への身分証明書提示要求について

(ア) 記載内容

窓口で医療費の延納を申請した患者で、健康保険証を持たず身元確認が不能な患者に

について、公的機関発行の身分証明書の提示を要求することを検討されたい。

(イ) 現在の状況

身分証明書の提示を求めるようにした。

⑦ 不納欠損処分の妥当性について

(ア) 記載内容

保険会社への代位請求を行わず、診療報酬債権を回収不能としてしまったケースがあった。

(イ) 現在の状況

その後同様の事例は発生していない。また、医療センターの顧問弁護士からは代位請求ができない旨の助言があり、当時の包括外部監査人との間で見解の相違があったとのことである。

④ 貸倒引当金の設定について

医療センターでは上述のとおり患者に対する滞納債権が相当額に上っている。滞納債権には、患者と連絡がとれなくなっているもの、数百万円を超える滞納額に対して数千円が不定期に支払われているもの等、貸倒の懸念の高いものが多いが、貸借対照表で貸倒引当金が計上されていない。これは未収金についての回収可能性の評価が決算に反映されていないことを意味しており、決算の透明性の点で問題があると考えられる。

地方公営企業法施行規則に貸倒引当金の設定について明文の規定がないことから、行政実例では貸倒引当金の設定はできないとされている(昭和40年10月13日自治企第158号)。医療センターでは病院財務規則に定められていないため、設定は不可能との認識である。この点、地方公営企業の会計が民間企業と同様に発生主義を採用する(地方公営企業法第20条1項)ことから、地方公営企業法施行規則別表第1号の勘定科目表は例示列举と解される。また、総務省の公営企業会計制度に関する実務研究会でも貸倒引当金、賞与引当金等の設定につき検討されているので、その結果も踏まえ、医業未収金について貸倒引当金の計上を検討することが望まれる。

⑤ 未収金の早期回収について

未収金が相当額に上っていることについては、船橋市決算審査意見書でも下記のとおり毎年度指摘されており、早期回収の必要性について医療センターでも十分理解してはいるものの、現状では有効な決め手に欠けるとの認識である。

《参考》 船橋市決算審査の総括的意見

年度	意見
H16 年度	不納欠損額 24,632,308 円は、主に医業収益の患者負担分で、時効完成によるものである。 医業収益における未収金のうち、納期までに納付されずに滞納となるものが多額となっているので、平成 17 年 4 月から施行した未収金取扱要綱に基づき、その回収に一層努力されるとともに、不納欠損額が生じないよう要望する。
H17 年度	医療未収金の回収については、平成 17 年 4 月から未収金取扱要綱により実施しているが、その成果が生じていないので、より一層努力されたい。
H18 年度	なお医療未収金については、今後、さらに増加する傾向にあると予想されるので、新たな未収金が生じないよう適切な対策を講じるとともに、その債権の回収に、より一層努められたい。
H19 年度	なお、医療未収金については、「未収金取扱要綱」に基づき、年 3 回の催告書や臨戸徴収等を実施し努力されているところであるが、年々増加する傾向が続くと予想されるので、新たな未収金が生じないよう適切な対策を講じるとともに、その債権の回収により一層努められたい。

要綱では催告書の発送、電話催告、臨戸徴収等について一律に金額の基準が設けられている。未収金の発生事由が患者の資力不足か、公費申請中のためか、等によって回収の手続が異なるとも考えられるので、要綱又はマニュアルの整備により、金額と発生事由の両方を加味した管理とすることの検討が望まれる。

また、要綱に基づく催告書の発送、電話催告、臨戸徴収等について実効性を確保するには、平日の日中以外にも実施する、市税徴収業務の経験者を配置する、債権回収専門の臨時職員を配置する、業務委託するといった方法も検討の余地がある。医事課職員の人事異動により回収率が左右されないような仕組とすることが望まれる。

⑥ 未収金の発生防止について

未収金については発生を防止することが早期回収以上に重要となる。要綱第 2 条で常に未収金の発生防止に留意すべきとされているが、具体的な定めはない。

現状では、レジでの会計を済ませた後に退院させる、医薬の引渡しや検査を行うといった工夫がなされている。また、再診時の患者請求書に前回未収額を記載し、支払われた金額で古い未収金から先に回収することも行われている。さらに一歩進めて、次のような方策も考えられる。

- ・ カルテに未収金のあることを表示し、医師や看護師から事情の許す限り診療費の概算額を前もって知らせたり、支払に不安があればケースワーカーや医事課職員に相談するよう誘導する。

- ・ 出産費用について健康保険組合から一時金が支給される場合、一時金相当額を保証金として預る。出産育児一時金払制度を利用して妊婦が申請すれば、保険者から医療機関へ出産育児一時金が支払われる。
- ・ クレジットカード払いやコンビニエンスストアでの振込は、手数料負担が発生することから現状行われていない。貸倒となってしまうのと手数料負担とどちらが経済合理的か検討することが望まれる。
- ・ 生活保護その他の福祉制度との連携を密にして、医療費の患者負担軽減を図る。これは上記の市税徴収業務経験者の活用とともに、自治体病院ならではの方策と考えられる。
- ・ ドクターカー出動が心肺停止患者の救命率向上に効果を挙げている実績を「広報ふなばし」で紹介する。
- ・ 未収金の内訳や発生状況等について「広報ふなばし」において定期的に情報提供し、滞納者に対して早期の支払を呼びかけるとともに、発生抑止・回収のアイデアや意見を市民から募集する。
- ・ 無保険者の入院手術や飛込み出産等により発生する未収金について、弱者との共存社会を構築する過程で不可避なコストととらえて市民全体で負担すべきかどうか、市民としての議論を喚起する。

⑦ 弁護士の関与について

医療センターには顧問弁護士が就任しているが、未収金回収にあたり法的な支援・助言を弁護士から得ている事跡はない。平成 19 年度未収金の中に、交通事故の保険請求手続に関連して発生から 1 年以上経過している 7,111 千円があった。この事例では患者が事故死し、親権者が保険会社に保険金の請求手続を開始したが、保険会社の手続に必要な医療センターから保険会社への情報提供について親権者の同意が得られず、時間が経過していたものである。その後平成 20 年 11 月に被害者側弁護士から同意書が送付されたため、回収の見通しが確実となっている。医療センターとして顧問弁護士の助力を適時に得られるような体制作りが望まれる。また、要綱の改訂に弁護士の意見を反映することも検討する必要がある。

⑧ 査定減の抑制について

審査支払機関の査定により診療報酬点数が減点されるものは、請求点数に対しおおむね 0.3%となっている。医事課によれば査定率 0.3%は医療機関として標準的な数値とのことである。

査定率

保険種別	H17 年度	H18 年度	H19 年度
社会保険	0.14%	0.21%	0.21%
国民健康保険	0.52%	0.32%	0.23%
合計	0.38%	0.28%	0.22%

(出典：医事課作成資料)

医事課では月次で「外来査定分析表」「入院査定分析表」を作成し、レセプトの点検作業の改善や医師への確認といった対応をとっている。これを一歩進めて、事由別・診療科別に一覧表を集計し、院内の保険委員会で報告・検討し、査定減の抑制に役立てていくことが望まれる。

3. 在庫管理

(1) 在庫管理の概要

医療センターでは医薬品、検査用試薬、輸血用血液、診療材料、医療消耗備品の5項目を材料費として集計している。うち医薬品と診療材料について年度末に在庫数量・金額を把握し、決算書上「貯蔵品」の科目で表示している。診療材料とは、注射器、カテーテル、レントゲンフィルム、酸素、ギプス粉、包帯、ガーゼ、縫合糸等のことをいう。

在庫の出納に関する責任は病院財務規則に基づき企業出納員にあり、一方で医薬品の管理は医療法に基づき薬剤師が行う。日常業務として、外部から購入した品物を、医薬品は薬剤部で、診療材料は医療センター内の物流センターで受け入れて中央在庫とし、中央在庫から各病棟・部署へ定期的に定数補充を行い、部署在庫としている。薬剤部では医療センター職員の薬剤師が医薬品の受入・払出の業務を行っている。物流センターでは外部委託先が受入・払出の業務を行っている。

直近5年度の材料費、貯蔵品の勘定残高は以下のようになっている。平成19年度の貯蔵品の内訳は医薬品10,636千円、その他貯蔵品35,049千円で、いずれも中央在庫のみを計上しており、部署在庫は含まれていない。その他貯蔵品の内容は診療材料である。

在庫関連勘定科目の年次推移

科目	H15 年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度
材料費	2,509,941 千円	2,493,295 千円	2,802,808 千円	2,852,840 千円	2,758,599 千円
貯蔵品	30,396 千円	31,596 千円	32,043 千円	49,729 千円	45,686 千円

(出典：船橋市病院事業会計決算書)

一般的な在庫管理の手法は次のようなものである。年度中は品目ごとに受入数量・払出数量(消費数量)を継続的に記録し(受払記録)、受入・払出の都度残数量を把握する。これを帳簿数量という。決算にあたり実地棚卸を行って実在の数量を把握する。これを実地棚卸数量という。実地棚卸数量に単価を乗じて勘定残高を確定するとともに帳簿数量と実地棚卸数量を比較し、差異の分析を行うことにより滅失・紛失・廃棄・盗難等、現物管理の適切性を検証する。

(2) 検討結果

① 受払記録について

診療材料については受入・払出の記録が継続的に行われ、実地棚卸時に帳簿残高と棚卸残高との差異が把握されている。平成19年度において当該棚卸差異は少額であり、会計上材料費に含めて処理された。

医薬品については重要な品目(麻薬、向精神薬、高額品)について棚カードにより記録されているものの、それ以外の品目について受払の記録が行われていない。そのため、期限切れ

による廃棄や紛失等が起こったとしてもオーダーリングに基づく通常の払出と区分して把握することができない。

棚カードは受入数量・払出数量及びその時点での保有数量を手書きで記録する形式となっているが、サンプル品目の棚カードを査閲したところ払出数量の記録が漏れていた。当該払出数量についてはオーダーリングシステムと照合した結果、オーダーによる払出であることが判明したが、このような照合は網羅的には行われていない。

薬剤部によると、現状では受払記録が徹底できていないが、以下の理由で大きな支障はないとの認識である。

- ・ 在庫は必要最低限としており、管理の必要性が低いこと
- ・ 時間外も薬剤師が当直しており、薬剤師以外の者による持出を防いでいること

しかし、下記の理由から医薬品についても診療材料と同様に継続的な受払記録を行い、期末実地棚卸と組み合わせることによって正確な消費量を把握する必要がある。払出記録としてはオーダーリングに基づく払出データを利用することが効率的と考えられる。

- ・ 病院財務規則第 84 条で「企業出納員は、常に貯蔵品出納簿の残高を関係帳簿と照合し、その正確な額の確認に努めなければならない。」と定められているが、受払記録がない、すなわち貯蔵品出納簿がないため、貯蔵品出納簿の残高が把握できていない。
- ・ 事業目的での払出(医療センターの場合はオーダーリングに基づく払出)とそれ以外の事由(紛失、廃棄、払出ミス等)による在庫の減少とを区別して把握することは収益(医療センターの場合は診療報酬)に対応する費用と対応しない費用とを区別する意味で在庫管理の基本であり、事故や不正を予防する観点からも必要である。

② 棚卸実施要領の整備について

医薬品、診療材料のいずれについても年度末実地棚卸の手続・要領を定めたマニュアル、手続書等が整備されていない。現状では病院財務規則第 4 章第 3 節「たな卸」の部分を遵守しているとのことだが、当該部分は医療センターで実際に行う手続を直接定めたものではない。診療材料については委託業者が独自のマニュアルに基づいて実地棚卸を行っている。貯蔵品を対象とした実施要領を医療センターで整備し、業者への委託にも含めて運用することが必要である。

③ 使用期限の管理について

医薬品、診療材料のいずれについても使用期限内に使用することが必要である。

診療材料については期限切れとなったものがあれば委託業者が数量・金額を集計し購入物流委員会に報告することとなっているが、平成 19 年度には該当ないとのことであった。

医薬品の場合、回転の遅い品目については期限の記載された箱ごと保管棚に保管して、薬剤師の目視により期限内に使い切るようにしているが、期限切れが生じた場合はその都度廃棄している。医薬品については受払記録が作成されていないため、期限切れ品目・数量の発

生状況は廃棄の際に目視で把握されており、診療材料について行われているような、事後的に検証・報告が可能な集計は行われていない。

④ 廃棄リストについて

使用期限切れ等の理由により廃棄すべき品目が生じた場合、廃棄リストを作成する定めはなく、通常の払出に含められてしまっている。診療材料については「医療材料破損・紛失報告書」が作成されているが、廃棄品目を網羅したものではない。

医療行為のために購入したものを廃棄することは、診療報酬の請求に結びつかず、医療センターの損失となる。ゆえに損失を可能な限り小さくするために、廃棄リストを作成して廃棄損失の金額と事由を把握し、なるべく廃棄が生じないよう以後の在庫管理に役立てていく必要がある。

⑤ 年度末在庫金額の確定について

年度末に実地棚卸を行って在庫数量を確定し、単価を乗じて在庫金額すなわち年度末の貯蔵品残高が決定される。

(ア) 単価について

診療材料については品目ごとに「在庫数量×購入単価＝残高」としているが、医薬品については、「在庫数量×薬価×一律の平均値引率＝残高」としている。正確な計算のためには診療材料と同様、品目ごとに「在庫数量×購入単価＝残高」とすべきである。

(イ) 掛率について

医薬品について、棚卸後年度末までの中央在庫から部署在庫への払出金額を中央在庫の0.3と見積もり、(ア)に記載した残高に0.3を乗じて部署在庫への払出金額とし、これを(イ)に記載した残高から控除して、最終的な残高を算出している。0.3という掛率に確たる根拠はなく、以前は0.4としていたとのことである。損益計算書上、一般に年度末貯蔵品残高が少なく(多く)なれば、その裏返しとして材料費残高が多く(少なく)なる。ゆえに、確たる根拠のない掛率を適用することは決算数値を歪める結果となる可能性がある。したがって実地棚卸後の受入・払出については掛率を用いるのではなく、受払記録によって把握し、棚卸金額を確定する必要がある。

⑥ 実地棚卸の範囲について

医薬品・診療材料とも、部署在庫は中央在庫に比較して少量であるとの認識から実地棚卸の対象としていない。そのため、部署在庫は年度末の貯蔵品残高に含まれていない。

医療センターでは病棟ごとに定数補充を行っているので、より正確な在庫数量を把握するには実地棚卸の直前に定数補充を行い、棚卸後の増減を受払記録に基づいて把握することにより、「年度末在庫数量＝部署在庫(≡病棟在庫)＋中央在庫±棚卸後の増減」となる。このためには定数在庫数を明確に文書化することが必要となる。

⑦ 滞留在庫について

在庫には消費量の多い(＝回転の速い)ものと少ない(＝回転の遅い)ものがある。後者についてはなるべく品目を削減することにより、期限切れによる廃棄を可能な限り回避するとともに購入・在庫管理事務負担の軽減を図ることが重要である。一方で、まれにしか使用されない品目であっても診療業務上在庫として保有しておくことが必要なものもある。これらを適切に管理するためには滞留在庫を定期的に把握する必要がある。

診療材料については毎年上期4月から9月の6ヶ月間に使用実績のない品目をリストアップし、院内の購入物流委員会に提出して継続使用か不要かの判断を行っている。上期のみを対象としている理由について、医師の人事異動により新年度から使用されなくなった品目があれば把握するという趣旨があることから、一定の合理性が認められる。しかし、下期10月から3月に使用実績のない品目が把握されていないことについて合理的な理由が見出しがたい。対象期間を6ヶ月として年2回行うことの検討が望まれる。

医薬品については年1回、薬事委員会において不動在庫の調査が行われているが、医薬品の場合は使用実績がなくても常備しておかなければならない品目が多いため、単純に払出のないものを滞留在庫とはせず、別途判断基準を定めているとのことである。

4. 購買業務

(1) 発注管理

① 発注管理の必要性

医療センターでは各部署でさまざまな物品等を利用している。しかし、利用部署ごとに残りの在庫量を調べ、在庫が少なくなってから各部で業者に発注したり、納品検収を行うことは非効率になってしまう。

そこで、恒常的に利用するものについては、在庫不足が生じないように、また、不必要に大量の在庫を保有し期限切れ等生じないように、横断的・統一的に各部署での消費量を把握し発注の判断を行う仕組みを導入している。

② 在庫受払の必要性

医療センターの物品等は、主に薬剤部、物流センター及び検査科の3部署で発注・納品検収を行っている(詳細は③にて後述)。このうち、薬剤部と物流センター管轄の物品等は物流システム上、在庫受払を入力している。具体的には、検収時に在庫受入処理を、また、双方の所管倉庫から各部署に搬出した時点で在庫払出の処理を行っている。

このような受払を継続的に取っていくことで、薬剤部と物流センターの在庫が適正量を下回れば適時に発注判断を行うことが可能となっている。

③ 発注ルール概要

医療センターでは、以下の6つの区分に分けて発注の判断、検収受入等を行っている。

物品等の処理状況

区分	期末資産 計上の有無	担当部署					物流システム への入力 の有無
		管理	消費量の 把握	発注判断	検収受入 処理	払出処理	
医薬品	有	薬剤部	薬剤部	薬剤部	薬剤部	薬剤部	有 *2
診療材料	有	物流センター	物流センター	物流センター	物流センター	物流センター	有 *3
試薬	無	検査科	検査科	検査科	検査科	検査科	無 *4
血液	無	検査科	検査科	検査科	検査科	検査科	無 *4
医療消耗備品	無	各部署	—	総務課	各部署	各部署直納	無 *5
上記以外の 物品等	個別判断 *1	各部署	—	総務課	各部署	各部署直納	無 *5

*1 10万円以上かつ耐用年数1年以上かで、固定資産計上か費用処理か判断する。

*2 医師からのオーダーリングシステムによる内部注文を受け、必要に応じ物流システムにて発注。

*3 大半がカード方式(後述)、ただし、頻度少ないものは各部署で物流システム入力。

*4 検査科独自での発注受払を行っている。

*5 各部署からの物品請求(紙面)→受け付けた総務課で発注。

このうち、「医薬品」と「診療材料」（ガーゼ等一度で使いきりの消耗品）は発注から検収、払出まで同じ物流システムを利用している。詳細は後述する。

「試薬」「血液」は、検査科で一括して発注、検収等を行っている。これは、受入と同時に消費してしまうことが多いことから、検査科で内部管理上の受払をとっているものの、会計上は受入時点で費用処理している。

「医薬消耗備品」（血圧計等、一度購入すると複数回使う消耗備品）「上記以外の物品等」は、いずれも各部署から発注申請を紙面で受け付けた総務課がとりまとめた上で外部に発注し、各部が検収後請求を受けた時点で総務課に回す。これらは取扱頻度が少ないものであり、また、個々に費用処理か資産計上かを判断するものであることから、在庫受払の対象とされていない。

④ 物流システム上発注を行うものの概要

既述した医薬品と診療材料の受払は、平成 20 年 3 月から稼動を開始した物流システムにより行われている。なお、以下の記載は物流センターで行っている業務を前提に記載しているが、外部への発注プロセスについては薬剤部も同じとの回答を受けている。

(ア) 原則：カード方式による発注判断

恒常的に各部署で消費する診療材料については、カード方式による発注判断を行っている。カード方式とは、予め各部署に配布した物品にカードを添付し、消費した都度カードを別に保管しておいてもらい、これを物流センター側で回収・消費量を集計の上、残量に応じて外部発注を手配する方式である。

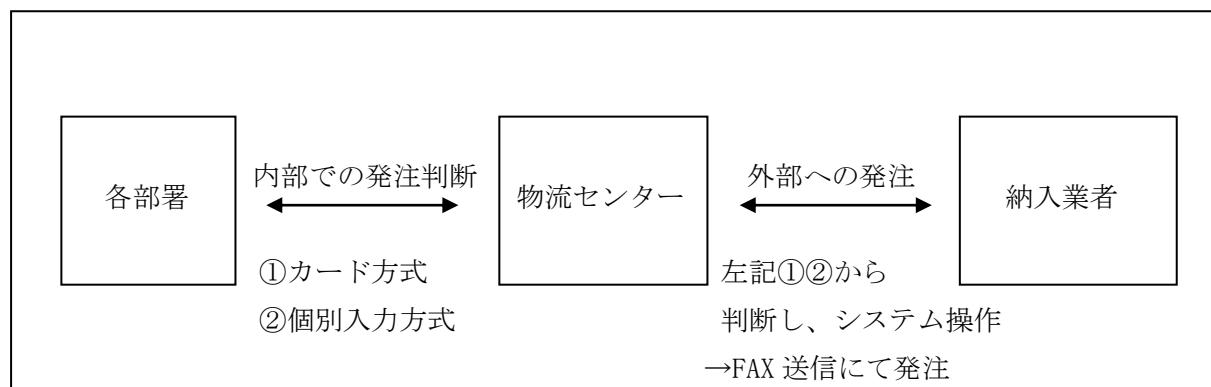
この場合、消費量の集計のためのカード読み込み・集計に物流システムを利用し、残量に応じてシステム入力で発注依頼をかけると、FAX が納入業者に送信される仕組みとなっている。

(イ) 例外：個別入力による発注判断

普段あまり利用されていない診療材料については、利用する各部署において物流システムに入力し、当該入力データを印刷・決裁権者の承認を得た上で物流センターに持参するルールとなっている。

物流センターでは、在庫がある場合には持参者に直接渡し、在庫がない場合には外部発注することとしている。外部発注については(ア)同様、システム操作により FAX 送信される仕組みである。

発注の概要



⑤ 物流システムを利用した検収・払出処理の概要

上記発注が行われた結果、物流センターに診療材料が納品されると、物流センターで検収を行う。具体的には、FAX データと現品との突合により、内容・数量等が一致していることを確かめた後、物流システム上在庫計上処理を行っている。

その後、必要に応じ物流センター倉庫から各部署に診療材料を配付する際、システム上在庫の払出処理を行っている。

(2) 検討結果

① 物流システムにある発注データ、在庫データの現状

前述の「④ 物流システム上発注を行うものの概要」及び「⑤ 物流システムを利用した検収・払出処理の概要」の流れにより、物流システムには発注残高と在庫残高がそれぞれ記載されることになっている。

理論的には、発注残高には内部での発注残高(各部署から物流センターに発注依頼をかけたが納品未了のもの)と外部への発注残高(物流センターから納品業者に発注したが納品未了のもの)だけがそれぞれ計上されているはずである。また、在庫残高としては、物流センターの倉庫で受入処理され、まだ各部署に払出処理されていないものだけが計上されているはずである。

しかしながら、これらの発注残高及び在庫残高は平成 20 年 9 月末現在、正しいデータになっていなかった。

発注残高が適切に処理されていないと、帳簿上の在庫残高も適切な残高を反映していない可能性がある。つまり、帳簿残高は「期首残高＋受入高－払出高」から算出されるが、受入高は「発注数量－未検収数量」から導き出されるため、発注数量が適切に処理されていないと帳簿残高が適切な数量にならないためである。

帳簿残高が適切な数量になっていないと、実地棚卸(現物と帳簿の数量と突合し、不一致の有無・有の場合の原因調査等)を行うことが実務上困難となってしまう。なぜなら、通常、帳簿残高が正しいか不明な場合、実施棚卸により確定した数量が正しいものか、誤った払出

(例：盗難、紛失、誤操作による払出の過大(過小)処理)が含まれているものか、判然としなくなってしまうためである。

これら発注残高の違算原因としては、システムの利用開始が平成 20 年 3 月であり、入力単位誤り、品目誤り等操作ミスがあっても削除が適切に行われていなかった可能性が考えられ、現在内容を調査分析の上、誤ったデータ等は削除の手配をとっているとのことである。

システム上の発注残高が適時・適切に更新されるよう、各部署と連携・協力し、物流システム運用を軌道に乗せる必要がある。

5. 契約手続

(1) 機器購入について

① 指名競争入札

指名競争入札において入札参加辞退が見受けられる。購入対象機器と選定した業者の不適合も考えられる。業者の選定方法に問題がないか検討が必要のように思われる。また、指名競争入札とする必要があるかどうかも検討が必要である。一般競争入札で不都合が生じると思われる場合であっても、制限付一般競争入札とすることで不都合と思われるものを回避できることも考えられる。入札参加辞退を招く安易な指名競争入札は避けるべきである。

② 機種選定

機器の購入においては、一定金額以上のものについて機種選定委員会の判断を仰ぐことになっているが、実質的に申請者が機種選定を行い機種選定委員会が追認していると判断されるものがあつた。

例えば、ランニングコストを考慮し、1機種のみで入札しているが、ランニングコストの根拠が不明である。複数の機種についてランニングコストの比較を行い、これを文書として残すべきと考える。

機種選定委員会に提出された書類に1機種しか記載がないが、その理由が記載されていないものがあつた。選定理由は明示されるべきである。

③ 機種選定理由書の日付

機種選定理由書に日付の記載のないものがあつた。これは緊急に購入する必要があることを理由として随意契約を行っているが、理由書の記載内容では、現行の機種が故障等により使用不能となったものか業務量が増して追加で購入するものなのかさえ不明である。

これに関連する書類である支出負担行為伺書(物品)、入札(見積)通知書、指名業者決定伺、指名業者の委任状、入札書(見積書)、入札(見積)調書、契約締結伺書(物品)、契約書、契約締結の供覧の各文書の日付が同一の日付であつた。機種選定理由書に日付がないのにそれ以外の書類の日付がすべて同一というのは不自然である。

④ 性能比較

機種選定において、現在使用中の機種と他のメーカーの最新と思われる機種の性能比較を行っている。そのうえで最新機種の性能が高いことを理由として1機種を選定しているが、性能を比較するのであれば、最新機種同士の比較を行うべきである。製造年月を加味しないのであれば、価格と性能を比較勘案し、コストパフォーマンスの優れたものを選定すべきと思われる。

(2) 委託費について

① 契約の開始時期

契約の開始時期が年度期首ではない。予算が3月に成立し契約手続に時間を要すること、また、業務の引継ぎに時間を要するとのことであるが、年度内の契約を2つに分けることにより単純計算ではあるが、業務量が2倍となっている。業務内容、業務量がさほど変わらないと思われることから、年度内に1度の契約手続あるいは複数年契約等を行うべきと考える。

② 情報システム管理業務の管理

情報システム管理業務については、病院内のユーザーからの要求に基づきシステムの手直し等が行われており、これが管理業務に係る経費として請求されているが、管理する人がいないように見受けられる。委託先からの作業報告書によるとユーザーからの要求が直接委託先に伝えられており、いわゆる発注手続がとられていない。早急に改善すべき内容かどうか委託先に依頼するかどうかを内部で判断したうえで発注手続を行う必要がある。

③ 保守点検業務

機器等の保守点検業務は機器の納入業者か密接な関連を有する業者と随意契約を行っている。保守点検業務については、他との比較を行えないため金額交渉も難しいと思われる。保守点検業務の契約が不利とならないために、機器購入時に標準的な保守点検費用も含めて入札等を実施する方法もあると思われる。

④ 業務の区分

業務を外注する際に業務が細分化されていると思われるものがある。医事関係の業務は従来(平成20年6月まで)細分化され契約が締結されていたが、平成20年7月から医事管理業務として6つの業務を1つの業務に括って契約を締結している。ただし、カルテ管理業務は別契約としている。

業務内容に相違がないのであれば、内部の人員配置等を考慮し外注するかしないか、外注する場合には業務をまとめて外注する場合と細分化する場合とでコストパフォーマンスを比較検討すべきである。

6. 固定資産管理

(1) 減価償却の開始時期

医療センターの固定資産は、取得した翌年度から減価償却を開始している。地方公営企業法施行規則等では、原則として取得の翌事業年度から償却を開始することとされており、規則上は問題はないが、費用収益対応の観点からは望ましい処理とはいえない。企業会計においても費用収益対応の観点から取得した月から減価償却を実施している。

現状の減価償却の開始時期	左記処理の根拠	企業会計での開始時期
固定資産を取得した 翌年度(月割償却なし)	・ 地方公営企業法施行規則第 8 条第 1 項 ・ 病院財務規則第 108 条	取得した月から減価償却 (月割償却)

公営企業会計の根底である発生主義会計では費用と収益の期間的な対応を求めており、当該固定資産の取得が収益(収入)獲得に貢献しているのであれば、病院事業の実態をより適正に表すために、病院財務規則を改正し、取得した月から減価償却を行うことが合理的と考えられる。

地方公営企業法施行規則第 8 条第 6 項でも、減価償却の月割償却を容認しており、船橋市の病院財務規則が改正できれば実施可能になっている。

地方公営企業法施行規則(抜粋)

(有形固定資産の減価償却額)

第 8 条 地方公営企業の償却資産のうち有形固定資産の各事業年度の減価償却額は、定額法によって行う場合にあっては、当該有形固定資産の当該事業年度開始の時点における帳簿原価から当該帳簿原価の百分の十に相当する金額を控除した金額に、定率法によって行う場合にあっては、当該有形固定資産の当該事業年度開始の時点における帳簿価額にそれぞれ当該有形固定資産について別表第二号に定める耐用年数に応じ別表第四号の償却率を乗じて算出した金額とする。

(中略)

6 各事業年度の中途において取得した有形固定資産の減価償却については、第一項の規定に準じ使用の当月又は翌月から月数に応じて行うことを妨げない。

(2) 固定資産の計上単位

病院財務規則では、固定資産のうち、器械備品を「①耐用年数 1 年以上、②取得価額 10 万円以上」と規定している(病院財務規則第 93 条)。

また、同規則では直接定義はされていないが、①耐用年数 1 年以上②取得価格 10 万円未満のものは消耗備品費(取得時費用化)として処理し内部管理的に受払を記録している旨回答を受けている。

区分	判定基準		根拠規定	会計処理	受払表
	耐用年数 1 年以上	取得価格 10 万円以上			
器械備品	○	○	病院財務規則第 92 条等	資産計上し、減価償却	○
消耗備品費	○	×	病院財務規則第 93 条	一括費用化	○

固定資産台帳及び消耗備品費の台帳をレビューしたところ、1 セット取得価額 10 万円未満で固定資産計上されているもの、あるいは、10 万円以上で消耗備品費処理されているもの等いずれも過年度に購入したものに散見された。

例示すると以下のとおりである。

固定資産計上されている 10 万未満物品等

台帳番号	資産名称	部署名	取得価格	購入年度
3050	一層シンク	総務課	62,000 円	H13 年度
3533 ほか	ロビーチェア アフロア	総務課	63,750 円	H15 年度
3258	エアーマットレス	看護部	74,000 円	H14 年度
2999 ほか	ロビーチェア アフロア<木製脚>	医事課	94,000 円	H13 年度

消耗備品処理されている 10 万円超の物品等

台帳番号	資産名称	部署名	取得価格	購入年度
827	ベッド周辺機器一式	看護部	3,910,000 円	H6 年度
2187	D C P スモールプラグメント手術器械セット	整形外科	1,579,094 円	H10 年度
2252	プロジェクター(パソコン用)	総務課	761,905 円	H10 年度
85	超音波診断装置用プローブ	泌尿器科外来	659,200 円	H 元年度

医療センターによると、10 万円未満でもまとめて購入した物品(ソファ)等は金額が多額に上ったため、固定資産にしたとのことである。

規則上は、全体の購入額にかかわらず通常一単位として取引される単位ごとに固定資産計上か費用処理かを判断すべきであり、全体の購入金額によって固定資産の計上ルールを変更すると、恣意的な損益操作が可能になってしまう(多額の赤字を回避するため、普段なら経費処理するものを資産計上する等)。

固定資産計上か費用処理かの判断は、規則に基づいて通常一単位として取引される単位ごとに判定する必要がある。

(3) 機器更新時の除却費用

機器更新の決裁伺文書をみたところ、旧来機器の撤去では当該物品の簿価(=「取得価格－減価償却累計額」)のみ計上され、廃棄で生じた費用は計上されていなかった。

文書番号	件名
医総第 01624 号	固定資産の廃棄について(多項目自動血球計数システムの廃棄)

調査した結果、機器更新の場合「新規機器等への支出額＝新機種の取得価額」とし、旧来機器の処分費用は新機種の取得価格に上乗せされていることが判明した。

① 公営企業会計と企業会計の関係

地方公営企業法では、通常の官公庁の現金主義会計と異なり、発生主義により会計処理を行うこととされている。

地方公営企業法(抜粋)

(計理の方法)

第 20 条 地方公営企業においては、その経営成績を明らかにするため、すべての費用及び収益を、その発生の実実に基いて計上し、かつ、その発生した年度に正しく割り当てなければならない。

2 地方公営企業においては、その財政状態を明らかにするため、すべての資産、資本及び負債の増減及び異動を、その発生の実実に基づき、かつ、適当な区分及び配列の基準並びに一定の評価基準に従って、整理しなければならない。

これに加え、公営企業が採用している会計原則(地方公営企業法施行令第 9 条(会計の原則))は「企業会計実務の中に慣行として発達したものから、一般に公正妥当と認められたところを要約した」企業会計原則¹¹とほぼ同じであり、原則として公営企業では企業会計の基準に準じて会計処理することとされている¹²。

② 企業会計における固定資産の除却処理

企業会計では資産の取得価額について明文はないが、通常「当該資産の購入の対価、及び、当該資産を事業の用に供するため直接要した費用の額(例：据付費、試運転調整費等)」と考えられている。つまり、従来の資産と取替えようとしているかどうかに関わりなく、「その資産を利用するのに通常必要とする費用」を取得価格に計上することが原則であり、それ以

¹¹ 昭和 24 年 7 月 9 日 経済安定本部企業会計制度対策調査会中間報告による。

¹² 「公営企業の経理の手引」(地方公営企業制度研究会 編集・財地方財務協会 発行) 参照。

外で生じた費用(例：今回のような撤去費用、下取り費用)は、発生年度で費用処理することになる。

③ 医療センターにおける処理

「② 企業会計における固定資産の除却処理」で記載した方法を当てはめると、会計上、旧来機器の撤去費用は費用処理し、新規取得資産は取得に要した費用により資産計上されないと、新しい機器の資産は過大計上になる一方、旧機器の処理費用は過小計上されることになってしまい、適切ではない。

固定資産の新規取得と既存固定資産の撤去を同じ業者に依頼する場合でも、それぞれ「新規機器の金額」と「撤去費用の金額」を明示するよう依頼し、「新規機器の金額」のみ取得価格とし、「撤去費用の金額」は発生年度の費用として処理することが必要である。

公営企業の場合、資本的収支と収益的収支、2つの予算を作ったうえで、これに対比させる形で決算を組む必要がある。

名称	内容	根拠
資本的収入及び支出(4条予算)	企業の将来の経営活動に備えて行う建設改良及び建設改良にかかる企業債償還金等支出とその財源となる収入	公営企業法施行規則 第12条 別表5
収益的収入及び支出(3条予算)	一事業年度の企業の経営活動に伴い発生が予定されるすべての収益とそれに対応する費用	公営企業法施行規則 第12条 別表5

(出典：「五訂 地方財政小事典」(株)ぎょうせい)

そのため、今回のようなケースでは、当初全額を資本的支出予算と想定していたが、撤去費用部分を収益的支出に変更する場合も想定される。しかし、予算の変更には議会承認等、多大な時間労力がかかる旨、医療センターから回答を受けている。

今後は、例えば撤去費用等が想定される場合は予算段階から資本的支出と収益的支出に区分して計上することを徹底することが望まれる。

(4) 一括取得資産の適切な区分計上

平成19年度に取得したMRIの取得価格は、「新規MRI取得価格＋旧来MRIバージョンアップ」の2つから構成されているが、いずれも新規MRIの取得価格として一括資産計上されている。

区分	台帳番号	呼称	部門	取得価格
既存MRI(バージョンアップ代含まず)	2757	MRI	放射線部門	230,000,000円
新規MRI(既存MRI代金含む)	9817	MRI	放射線部門	160,000,000円

上記の処理の結果、新規 MRI は取得価格が過大計上される一方、旧 MRI はバージョンアップ分のコストが新規 MRI が計上されている分、資産価格が過小になっている。

① 企業会計における固定資産の資産計上

「(3) 機器更新時の除却費用」の「① 公益企業会計と企業会計の関係」でも述べたように、公営企業法では基本的には企業会計に準じた処理を要請されている。

この点、企業会計において複数の資産をまとめて取得した場合、原則として別々に取得価格を算定し、資産計上することが求められている。理由は、種類の異なる固定資産(例：ソフトウェアと機械)を購入した場合、通常、適用する耐用年数(減価償却を行う年数)が異なること、また、類似・同種の固定資産を一括購入した場合でも、後年別々に除却する場合に簿価(=「取得価額－減価償却累計額」)がいくらになるか判明しないと、適切な除却損益が算定できなくなることが挙げられる。

② 医療センターにおける処理

上記「① 企業会計における固定資産の資産計上」の結論として、会計上、今回のように従来機種へのソフトウェアバージョンアップ代と新規機種の取得価格をまとめて計上してしまうことは適切ではないので、区分計上する必要がある。

また、今後、資産を一括購入する場合、それぞれの価格を入手した後、請求された合計額を按分し、2つの資産に対してそれぞれ適切な計上額を算出すべきである。

(5) 固定資産整理票の添付

病院財務規則上、固定資産は原則、固定資産整理票を付さなければならないことになっている(第92条第2項、第107条)。

病院財務規則(抜粋)

(帳簿の管理等)

第92条 (第1項 略)

2 使用物品のうち消耗備品は、備品整理票(第61号様式)を付さなければならない。ただし、これにより難いときは、他の方法により表示することができる。

(固定資産の表示)

第107条 第92条第2項の規定は、固定資産の表示をする場合に準用する。

上記規定の趣旨としては、まず、固定資産の現物があるか確かめる(固定資産の棚卸を実施する)際、台帳と現物の突合に役立つことが挙げられる。具体的には、当該棚卸の際、例えば当該資産を直接利用していない職員等でも、台帳と整理票の番号・呼称等から現物の有無を確認することができるためである。また、固定資産の除却・移動・所管替え等が行われた場合、整理票が添付されていれば固定資産台帳の更新が容易にできることも挙げられる。

特に、多種多様な固定資産があり、職員の人事異動が恒常的に行われる組織の場合、固定資産台帳と現物が個々に紐付けられていないと、固定資産に精通した職員が異動すると固定資産台帳の更新ができなくなる可能性があるため重要である。

固定資産をいくつか視察したところ、シールが添付されていなかったものがあり、上記規定に反していた。

整理票の添付が不明な資産

台帳番号	呼称	部門	取得価格
9817	MRI	放射線部門	160,000,000 円
3093	3 検出器ガンマカメラシステム	放射線部門	149,000,000 円

(6) 固定資産の実査

病院財務規則上、固定資産は年一回実査(現物と台帳との突合)を行う必要があるが、当該実査が行われていない。

病院財務規則(抜粋)

(管理)

第 102 条 固定資産の管理及び処分に関する事務は、局長が行うものとする。

2 局長は、固定資産台帳を整備し、年 1 回固定資産の実態を照合し、その一致を確認しなければならない。

このような規定が設けられているのは、固定資産台帳に記載されている固定資産が実際に存在しているかどうか、定期的に台帳と現物を突合していかないと、除却・移動・盗難等があっても判明しない(そのため、適切な対応もとれない)ためである。

固定資産の管理を適切に行うためには、規定どおり実査を行い固定資産台帳と照合することが重要である。

(7) 固定資産台帳の整備

平成 19 年度末の決算書上の固定資産残高に対応する、固定資産台帳が備え置かれていなかった。

科目	固定資産台帳 記載額①	決算書の貸借対照表 残高②	差異 ①－②
土地	1,785,789千円	1,785,789千円	－
建物	18,888,345千円	18,932,350千円	△44,005千円
構築物	1,191,773千円	1,147,768千円	44,005千円
器械備品	5,920,998千円	5,969,572千円	△48,574千円
車両運搬具	3,713千円	3,713千円	－
建設仮勘定	541,749千円	541,749千円	－
合計	28,332,366千円	28,380,940千円	△48,574千円

差異原因については、建物・構築物では一部除却分が適切に反映させられなかったもの等があり、調査中とのことである。

「(6) 固定資産の実査」に記載したように、固定資産台帳と実物との突合が行われるべきところ、そもそも固定資産台帳の期末時点の内訳が整備されていないため、病院財務規則第102条第2項の「固定資産台帳を整備」していないことになる。

固定資産台帳は、決算書に計上されている固定資産残高の内訳を示すための、会計帳簿の補助簿としての役割を有している。このような固定資産台帳が定期時に更新・整備されていないと、具体的にどのような資産がいくつ存在するか、実際の資産と突合できなくなってしまう。同台帳の整備が必要である。

(8) 建設仮勘定の計上誤り

建設仮勘定の内訳をみたところ、以下の支出が含まれていた。

件名	金額
医師・看護師宿舎解体その他工事監理業務委託	1,480,000 円
医師・看護師宿舎解体その他工事	41,828,571 円
医師・看護師宿舎解体その他工事	4,571,428 円

医療センターによると、医師・看護師宿舎を解体した後の敷地に造っている緩和ケア病棟の取得価格にするため、建設仮勘定に計上しているとの回答であった。

「(3) 機器更新時の除却費用」の「①公営企業会計と企業会計の関係」及び「②企業会計における固定資産の除却処理」で述べたように、公営企業の会計は基本的に企業会計に準じた処

理が必要とされ、また、資産の取得価格は「当該資産の購入の対価、及び、当該資産を事業の用に供するため直接要した費用の額」だけが計上されることになっている。

これを本建設仮勘定にあてはめると、医師・看護師宿舎の解体に要した額は費用処理すべきであり、公営企業会計としては適切な処理となっていない。

そのため、建設仮勘定に計上されているこれらの支出内容につき、既存施設の撤去費用は医業費用(資産減耗費(固定資産除却費))処理する必要があると考えられる。

(9) 補助金等を財源に取得した固定資産の会計処理

＜みなし償却とは＞

地方公営企業法施行規則には、有形固定資産のうち、資本的支出に充てるために交付された補助金、負担金等をもって取得したものについては、取得価格から当該補助金等を控除した額をもって取得価格とみなし、減価償却計算が「できる」旨の規定がある。これを通常「みなし償却」と呼んでいる。

地方公営企業規則(抜粋)

(有形固定資産の減価償却額)

第8条(第1項～第3項 略)

4 地方公営企業の有形固定資産で、資本的支出に充てるために交付された補助金、負担金その他これらに類する金銭又は物件(以下「補助金等」という。)をもつて取得したものについては、当該有形固定資産の取得に要した価額からその取得のために充てた補助金等の金額に相当する金額(物件にあっては、その適正な見積価額をいう。)を控除した金額を帳簿原価又は帳簿価額とみなして、第一項の規定により各事業年度の減価償却額を算出することができる。

(以下略)

例えば次の事例の場合、通常の減価償却計算を行った時よりも毎年36円(=90円-54円)減価償却費が少なくて済むことになる。

【例】 自己資金600円、補助金400円を充当して取得した帳簿価格1,000円、耐用年数10年の機械等の場合の減価償却費(残存価格は10%、減価償却方法は定額法と仮定)

通常の減価償却計算	補助金部分を控除した減価償却計算
1,000円×(100%-10%)÷10年=90円	(1,000円-400円)×(100%-10%)÷10年=54円

医療センターでは、平成9年度からみなし償却の方法を採用し、補助金等を財源に取得した有形固定資産がある場合、当該取得原価から補助金等の額を控除した残額について減価償却を

実施しているとの回答を受けている。当該処理方法の変更理由については、書面等は残されていないとのことである。

平成 19 年度末において、みなし償却を適用して償却計算から除外している金額は不明である。

地方公営企業施行規則では、みなし償却計算について、「補助金等を充当して取得した固定資産の補助金相当額については、減価償却を行って当該減価償却費を料金原価に算入することが適当でない場合がある¹³」ため設定された特例的なものと考えられている。

したがって、そもそも減価償却費を料金原価に算入していない事業で本施行規則を適用することは会計理論上なじまない。

また、本規則を適用してしまうと、通常の会計処理なら発生したであろう減価償却の一部が生じない分、経営実態が見えなくなってしまう。

したがって、「その経営成績を明らかにするため、すべての費用及び収益を、その発生の事実に基いて計上し、かつ、その発生した年度に正しく割り当てなければならない。」という地方公営企業法の趣旨に立ち返り、医療センターとしての事業の実態を開示するには、みなし償却でなく通常の減価償却を行う必要があると考えられる。

¹³ 「公営企業法経理の手引き」（財地方財務協会 平成 12 年 8 月発行）

7. 人件費

(1) 退職給与引当金

① 退職給与引当金繰入額の計上方法

(ア) 退職給与引当金の対象者

本引当金の対象者は、医療センターで採用した職員であり、いわゆる市役所採用の行政職が、異動の一環で医療センターで業務に従事している場合には除外されている。

これは、市役所採用者の場合、医療センターで退職を迎えても、市役所側で退職金を支給する慣行となっているためである。

(イ) 退職給与引当金繰入額の計算方法

退職給与引当金に每期繰り入れる金額は、各年度末の自己都合で退職した場合に必要な退職金支給額を在職年数で除した額で計算されている。具体的には、医療センターの平成19年度決算では、以下の表③の1億2,400万円が費用計上されている。

氏名	自己都合要支給額①	在職年数②	③＝①÷②
A氏	×××××円	××年	×××××円
B氏	〇〇〇〇〇円	〇〇年	〇〇〇〇〇円
C氏	△△△△△円	△△年	△△△△△円
⋮	⋮	⋮	⋮
計	1,678,773,392円		124,348,724円

② 退職給与引当金残高の不足

(ア) 公営企業会計と企業会計の関係

地方公営企業法では、通常の官公庁の現金主義会計と異なり、発生主義により会計処理を行うこととされている。

これに加え、公営企業が採用している会計原則(地方公営企業法施行令第9条(会計の原則))は「企業会計実務の中に慣行として発達したものから、一般に公正妥当と認められたところを要約した」企業会計原則¹⁴とほぼ同じであり、原則として公営企業では企業会計の基準に準じて会計処理することとされている¹⁵。

¹⁴ 昭和24年7月9日 経済安定本部企業会計制度対策調査会中間報告による。

¹⁵ 「公営企業の経理の手引」(地方公営企業制度研究会 編集・財地方財務協会 発行) 参照。

(イ) 企業会計における退職給付会計基準

公営企業法等においては、退職給与について明確な条文等はない。このため、一般の企業会計で採用されている退職給付引当金基準等に準じた引当金の計上が必要となる。

企業会計の場合、退職給付会計基準は原則法と簡便法の2つの手法がある。

原則法は、要約すると各人の退職時に見込まれる退職給付の総額のうち、期末までに発生が見込まれる額を一定の割引率等を適用して割引計算していき、そこから年金資産や未認識過去勤務債務等を加減して期末時点での退職給付債務を計算していく手法である。

一方、簡便法とは、退職一時金部分については期末時の自己都合要支給額(自己都合で退職した場合の退職金支払予定額)を基準に計算し、企業年金部分については直近の年金財政計算上の責任準備金の額等を基準に退職給付債務を計算していく手法である。

なお、簡便法を適用できる場合は、原則として従業員300名未満の企業をいうものとなっている。

(ウ) 医療センターにおける処理

(イ)で記載した方法を当てはめると、退職給付計算の対象者が300名以上いる場合、原則法を適用する必要がある。

また、対象者が300人未満あるいは300名以上いるものの簡便法を適用すると仮定した場合でも、少なくとも退職一時金部分については期末時の自己都合要支給額全額の計上が必要である。

具体的には、医療センターの平成19年度決算の場合、平成19年度末自己都合要支給額②である1,678,773千円に至るまで引当金計上が必要であったが、これが行われていなかったため、1,386,309千円を追加で引当計上する必要があった。

平成19年度末 退職給与引当金(BS)①	平成19年度末 自己都合要支給額②	追加引当額 ②－①	カバー率 ①÷②
292,464千円	1,678,773千円	1,386,309千円	17.4%

③ 退職給与引当金の規定

医療センターでは、平成19年度末に「船橋市病院事業退職給与引当金基準」(以下「退引基準」という。)を設定している。

それによると、積立上限は「各々の退職手当の合計額の20%まで」となっている(退引基準第4条)。

また、退引基準第5条では、財政状況等に応じ、引当金の累積限度額(20%)を変更することができる旨規定されている。

上記退引基準は、先に「(イ)企業会計における退職給付会計基準」で述べた方法に反している。

具体的には、まず、退引基準第4条は「各々の退職手当の合計額の20%まで」を引当上限としているが、会計上は100%積み立てが必要である。

次に、退引基準第5条では、財政状況等に応じ、引当金の累積限度額(20%)を変更することができることになっているが、その結果、恣意的な損益操作が可能になっている。

このような基準が利用されてしまうと、業績好調時には多く、不調時には少なく費用計上することが可能になってしまい、「その事業の財政状態及び経営成績に関して、真実な報告を提供しなければならない(公営企業法施行令第9条第1項)」という公営企業法の趣旨に反することになる。そのため、これらの基準は改正することが必要と考える。

(2) 賞与(期末手当、勤勉手当)

① 賞与引当金の計上

平成19年度決算において、賞与に対応する引当金が計上されておらず、いわゆる現金主義で会計処理をしている。

発生主義に基づく処理を行うならば、翌期の6月に支給される賞与(期末手当、勤勉手当)のうち、当年度末までに発生している額は引当金計上する必要がある。

試算では、例えば平成19年6月支給分を対象に計算すると、平成19年3月末時点(平成18年度末)に約262,889千円の引当金計上が必要だったと考えられる。

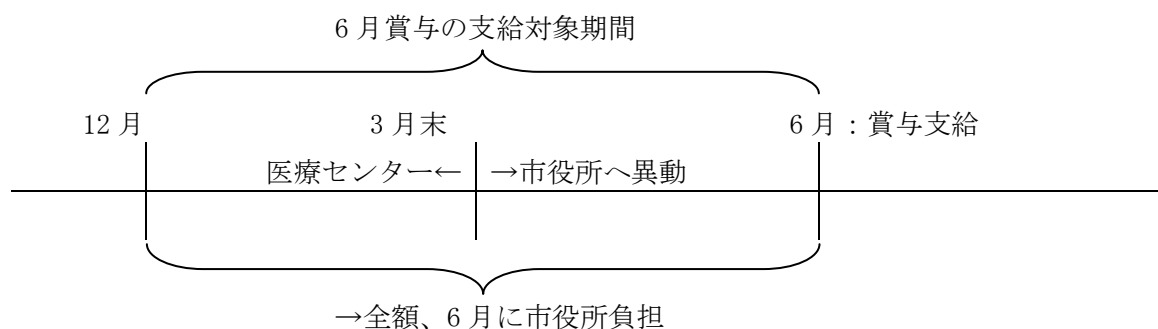
項目	6月支給額①	対象期間②	期末までの経過日数③	要引当額①×③÷②
賞与	399,857千円	前年12/2～6/1→181日	12/2～3/31→119日	262,889千円

② 賞与の発生部署等に応じた負担化

先のボーナスについては、例えば4月1日に市役所から医療センターに異動があった場合、6月支給額は全額、医療センター負担になっている。反対に、医療センターから市役所等に異動した場合には、全額市役所側の負担で支給されている。

医療センターによると、事務処理上の簡便性のため、他の自治体等と同様にこのような処理となっているとのことである。

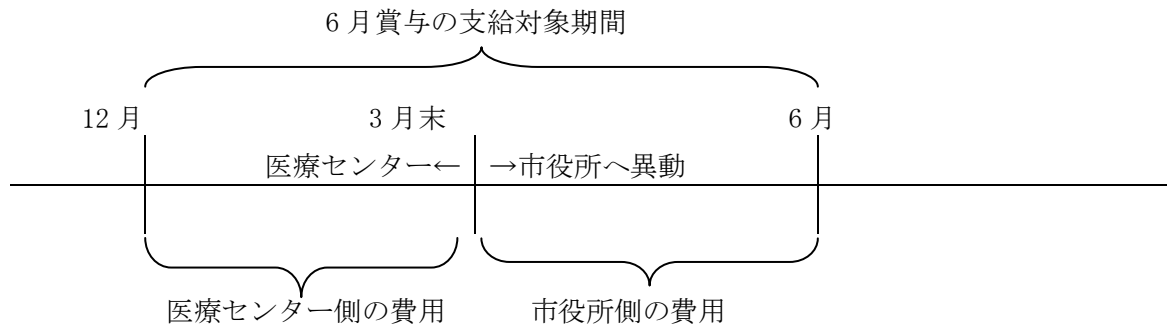
<現状>



本来、賞与の発生した時期別に、在籍した部署ごとに費用負担することが原則である。

少なくとも、具体的な金額(プラスマイナス合計して、いくら市役所側に負担してもらっているか)を検討した上で、按分処理の可否を検討することが望まれる。

＜あるべき姿＞



8. その他

(1) 貸付金と負担金

医療センターでは船橋市に対する貸付金 2,600,000 千円を有している。当該貸付金は、減価償却費等の内部留保資金を財源に支出したとのことである。

貸付金残高の推移

H15 年度	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度
3,800,000 千円	3,800,000 千円	3,500,000 千円	3,200,000 千円	2,600,000 千円

当該貸付金からの平成 19 年度の受取利息を見積もると以下のとおりとなる。

受取利息の見積

貸付金期首残高 ①	貸付金期末残高 ②	平均残高 ③ = (① + ②) ÷ 2	利率 ④	受取利息(概算) ③ × ④
3,200,000 千円	2,600,000 千円	2,900,000 千円	0.01%	290 千円

なお、本貸付金は最終的に平成 24 年度を目処に返済が完了する予定とのことである。

一方、医療センターは、企業債として借入金を有している。当該借入金は 23 本の契約に分かれており、中には 5% を上回る借入利息が約定されているものもあるが、平成 19 年度で支払った利息から逆算すると、約 3.96% の利息が発生している。

企業債残高と支払利息

企業債残高① (H19 年度期首)	企業債残高② (H19 年度期末)	平均残高 ③ = (① + ②) ÷ 2	H19 年度 支払利息等④	平均金利 ④ ÷ ③
11,474,176 千円	11,381,685 千円	11,427,930 千円	452,538 千円	3.96%

企業債とは、医療センターが公営企業金融公庫等から借り入れているものである。早期返済する場合には貸主との協議が必要な上、元本だけでなく、契約条件とおりならば発生した利息等も補償金として支払う必要がある。そのため、船橋市から貸付金返済を受けても、これを直ちに借入金の返済に振り向けられる状態ではないとのことである。

ただし、臨時的措置として、総務省から平成 19 年 8 月 9 日付けで「平成 19 年度公的資金補償金免除繰上償還等実施要項について」が公表されている。通常、公的資金の繰上償還を行う場合は契約満了時までの利子相当額を補償金として支払わなくてはならないが、本制度に該当する借入金償還の場合、補償金支払が免除されている。

医療センターの場合、平成 19 年度に利率が 7%以上の借入金の繰上返済を実施し、平成 21 年度には、5%以上の利息の借入金についての繰上返済を予定している。これらの繰上返済には、補償金が発生しないことになっている。

利率が 5%以上の借入金を返済しても医療センターにはなお貸付金残高が残る予定であるが、そもそも市からの負担金を除けば収支がマイナスとなる医療センターが船橋市に対して貸付金を有することに問題がある。

一般的には、赤字の場合は資金的にも苦しい状況にあるはずであり、負担金を除けば毎年収支がマイナスとなる医療センターに現預金は残らないはずである。考えられる要因として船橋市から医療センターに対する負担金がある。

発生主義会計のもとでは損益計算書上の赤字と資金不足は一致しない。これは非資金費用等があるためで、資金の流失を伴わない非資金費用の代表的なものとして減価償却費(固定資産の費用化)がある。減価償却費は損益計算書上費用となるが資金の流失を伴わないため、損益計算書上の赤字を負担金で補てんを受けた場合、減価償却費相当額は資金として手元に残ることになる。

船橋市からの負担金については、(1)のテーマの「Ⅰ. 負担金 3-2 保健衛生総務費(病院事業会計負担金)」で検討しているように、結果として資金不足額を穴埋めしているのではなく赤字額を穴埋めしている。そのため、医療センターに用途のない資金が残りこれを船橋市側が借入金として借り入れる形をとっている。

現状は、医療センターは地方公営企業法の一部適用であるが、今後同法の全部適用が予定されており、全部適用後は事業管理者が資金の用途を決めることになる。また、負担金の在り方について再検討が必要である。

9. 付記(医療センターのあり方について)

昨年の10月22日、東京で38歳の妊婦が8つの病院で受け入れ拒否された結果死亡するという痛ましい出来事が発生した。

この出来事が報道されたのを受けて、ひとりの勤務医が平成20年11月1日の朝日新聞「声」に次のような投稿をしている。

.....

妊婦報道で、病院が受け入れ「拒否」「断った」という表現は容認できません。状況が許さず受け入れることが「できなかった」のが真相であり、正しくは受け入れ「不能」です。

映画館なら満席で立ち見も可能ですが、満席の料理店で入店できない場合を入店「拒否」とは言わないと思います。タクシーの「乗車拒否」のようなことを病院が行ったわけではありません。

今回の事態に至った原因は、産科医不足だけでなく、縦割り緊急医療体制による非効率性や産科救急の特殊性、慢性期病棟不足、専門看護職員不足など様々な要因があります。一病院の努力だけでは改善できない問題ばかりであり、日々の診療に精いっぱい現場の責務ではありません。

病院では一定のルールにそった診療をしており、その医療行為が水準以下であれば医療過誤として訴えられます。たとえベットが空いていて当直医が2人勤務していても、その2人が別の緊急手術を行っていれば、次の緊急患者を受け入れられません。

より良い医療体制構築に向け国民全体で考えるためにも、正確で建設的な報道表現を望みます。

.....

これは、東京のど真ん中で発生した救急医療にかかわる痛ましい出来事である。私たち一般住民は、このように何度も繰り返される痛ましい出来事を通じて、救命救急医療の重要性を強く認識せざるをえない状況になったと思われる。

この投書は、報道機関に対してというよりも、救命救急医療に関係する人たち(国、自治体、医療関係者)に対して、救急医療のあり方や関係者の対応に疑問を提示し問題の本質を問いつける内容でもある。

医療センターは、先に記載のとおり昭和58年に高度医療を担う基幹病院として設立された東葛南部保健医療圏(船橋市、浦安市、市川市、鎌ヶ谷市、習志野市、八千代市の6市)全域をカバーするエリア最高水準の救命救急センターである。

次表に示すように、東葛南部保健医療圏のなかでもあらゆる救急医療に対応する基幹病院であり、医療センターは最も重要な救命救急病院であることがわかる。

千葉県東葛南部保健医療圏の救急病院

名称	各種ガン対応機関							脳卒中		心筋梗塞	
	全県対応型連携拠点	肝ガン	肺ガン	大腸ガン	胃ガン	乳ガン	子宮ガン	全県対応型連携拠点	脳卒中対応医療機関	急性心筋梗塞の連携システム	急性心筋梗塞対応医療機関
救命救急センター											
船橋市	船橋市立医療センター	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
浦安市	順天堂大学浦安病院	○	○	○	○	○	○	○	○		○
救急基幹センター											
浦安市	浦安市川市民病院		○	○	○	○	○		○		○
救急告示病院											
船橋市	青山病院			○	○	○	○				
	社会保険船橋中央病院		○	○	○	○					
	セコメディック病院		○		○	○			○		○
	千葉徳洲会病院		○	○	○	○			○		○
	東船橋病院				○	○			○		
	船橋二和病院				○	○	○				○
	船橋総合病院		○		○	○	○		○		
浦安市	浦安中央病院				○	○			○		
	浦安病院				○	○					
市川市	市川市リハビリテーション病院		○	○	○	○	○				
	市川東病院		○	○	○	○	○				
	一条会病院		○	○	○	○			○		
	大野中央病院		○	○	○	○			○		
	大村病院								○		○
	国立精神神経センター国府台病院		○	○	○	○			○		
	行徳総合病院		○		○	○					○
	東京歯科大学市川総合病院	○	○	○	○	○	○		○		○
習志野市	千葉県済生会習志野病院		○		○	○	○		○		○
	津田沼中央総合病院		○	○	○	○			○		
	習志野第一病院								○		○
	谷津保健病院		○	○	○	○	○				○
八千代市	勝田台病院		○		○	○			○		○
	島田台病院										
	セントマーガレット病院		○	○	○	○	○				
その他											
八千代市	東京女子医科大学付属八千代医療センター		○	○	○	○	○		○		○
鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷総合病院		○	○	○	○			○		○
	東邦鎌ヶ谷病院			○	○	○			○		○

(出典：千葉県保健医療計画別冊)

あらゆる分野の救急医療が求められる医療センターは、この地域(東葛南部地区)にとって高度医療の救命救急病院であり、維持が絶対に必要な存在であることを示している。

あわせて、この地域は、県立病院がひとつも設置されていないことも認識しなければならない。

救命救急医療を行う医療センターは、総合力のある医療機関として各診療科を備え、高い医療水準を保持することが必須である。診療科は、内科、精神科、循環器科、小児科、外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、放射線科、麻酔科の17が設置されている。

次表によれば、千葉県の公立病院は、医業収益に対する比率で4.7%(最小)から48%(最大)までの自治体からの補助が実施されている(平成18年度)。

医療センターは22.6%であり、これは患者が1万円の医療を受けた場合に、船橋市は患者に対して2,260円の補助を行ったことになる。県全体の平均は23.5%であり、医療センターは若干下回っている(平成19年度は、医業収益99億円、負担金20億1,400万円で20.3%となっている)。

公立病院の自治体補助割合(平成18年度)

自治体名	医療機関名称	稼動病床(床)	職員数(人)	医業収益(百万円)	繰入金合計(百万円)	繰入比率(%)	種別
船橋市	船橋市立医療センター	426	587	10,028	2,265	22.6	救命救急センター
千葉市	千葉市立海浜病院	301	432	6,120	1,415	23.1	救急告示病院
	千葉市立青葉病院	380	422	6,360	3,054	48.0	救急告示病院
銚子市	銚子市立総合病院	393	299	3,113	1,205	38.7	救急告示病院
松戸市	国保松戸市立病院	613	910	12,429	2,080	16.7	救命救急センター
	松戸市立福祉医療センター東松戸病院	198	159	1,555	707	45.5	
柏市	柏市立柏病院	200	190	4,212	345	8.2	救急告示病院
浦安市	浦安市川市民病院	344	333	3,772	1,060	28.1	救命救急センター
君津市	君津中央病院	651	816	12,972	1,656	12.8	救命救急センター
旭市	総合病院国保旭中央病院	956	1,667	26,685	1,242	4.7	救命救急センター
匝瑳市	国保匝瑳市民病院	157	236	1,945	354	18.2	救急告示病院
香取市	小見川総合病院	170	204	2,508	324	12.9	救急告示病院
成東市	組合立国保成東病院	350	356	3,012	846	28.1	救急告示病院
長生郡	公立長生病院	231	266	2,668	559	21.0	救命基幹センター
平均		384	491	6,956	1,222	23.5	

(出典：市町村公営企業決算概況)

自治体は、公立病院の設置運営者であり、発生した赤字については実際上は全額を負担をせざるをえない立場にある。多額の赤字を自治体が負担するには限界があり、そのために閉鎖や民間委譲が進められているが(銚子市立総合病院、浦安市川市民病院)、高度医療に対するニーズは高く、近隣自治体の主導で新たな病院の開設(鎌ヶ谷市、八千代市)も行われている。

東葛南部保健医療圏は東京の医療圏に隣接しており、東京の大規模有名病院と同じ通院エリア内にあるために、医療センターはそれらの大規模有名病院と競争して患者を奪い合いながら救命救急医療を行うという厳しい環境におかれている。

東葛南部保健医療圏は、多数の民間病院があるなかで鎌ヶ谷市が平成 15 年に開設を委託した鎌ヶ谷総合病院、八千代市が平成 18 年に誘致した東京女子医科大学八千代医療センター等が新設されており、患者の争奪戦はますます厳しくなっている。

また、立地条件が悪いことも認識しなければならない。J R 総武線船橋駅からバスで 10 分(混雑時 20 分)かかるうえにバスの便数も決して多くない。救命救急医療には対応できても、自家用車を使用できない患者が通院するには負担の大きい不便な場所に設置されている。

救命救急病院は、診療報酬点数が高い医療であるとされているが、高額な固定費が宿命的に発生する体制であって、この高額な固定費をカバーするだけの収入を得ることは困難であると言われている。

そのような状況下で、医療センターの医業収益は、平成 18 年度 100 億円から平成 19 年度 99 億円に若干減少している。

項目	平成 18 年度	平成 19 年度
医業収益		
入院収益	6,814,426 千円	6,710,226 千円
外来収益	2,534,419 千円	2,525,298 千円
その他の医業収益	82,530 千円	75,393 千円
合計：医業収益	9,431,375 千円	9,310,917 千円
負担金(医業収益計上)		
救急医療の確保に要する経費①	312,313 千円	326,374 千円
保健衛生行政事務に要する経費②	284,563 千円	272,580 千円
総合計：総務省方式による医業収益	10,028,251 千円	9,909,871 千円
負担金(医業外収益計上)		
高度又は特殊医療に要する経費③	1,330,146 千円	1,099,655 千円
医師及び看護師等の研究研修に要する経費④	16,621 千円	14,590 千円
企業債利息の支払に要する経費⑤	321,357 千円	300,801 千円
負担金合計(①～⑤)	2,265,000 千円	2,014,000 千円

医療センターが直接収受した医業収益は、平成 18 年が 94 億 3,100 万円、平成 19 年度が 93 億 1,100 万円で、縮小傾向にあり入院収益が最も減少している。負担金の総額は 10%強減少している。

赤字の削減(負担金の縮小)のためには、高額の固定費を賄えるだけの医業収益が必要である。採算のとれる収益レベルに近づくまで医業収益が拡大することが必要であると考え。そのため、固定観念にとらわれない大胆な方針変換が必要である。患者のニーズに応える便利な病院であること、あらゆる収益機会を逃さない取り組みを行うこと、それらが実現できる経営体制を確立することが必要である。

健康保険から支払われる診療報酬額に関しては、医療センターのコストをまかなえる額には程遠いレベルにある。千葉県のほとんどの病院が赤字であり多額の自治体負担に依存している。

医療保険は、厳しい財政事情のなかで皆保険制度を維持するためには不適切な病院が淘汰され、価値のある病院だけが生き残れば良いと考えているとの指摘がある。高度救命救急医療の維持が危ういといわれる中で、綱渡りの保険行政が続いている。最近の診療報酬の改定率の推移は次表のとおりである。

診療報酬改定率の推移

改定年度	診療報酬本体 の改定率(%)	薬価・材料 の改定率(%)	診療報酬 の改定率(%)
平成 6 年度	+4.8	-2.4	+2.7
平成 8 年度	+3.4	-2.6	+0.8
平成 9 年度	+1.7	-1.3	+0.4
平成 10 年度	+1.5	-2.8	-1.3
平成 12 年度	+1.9	-1.7	+0.3
平成 14 年度	-1.3	-1.4	-2.7
平成 16 年度	0.0	-1.05	-1.05
平成 18 年度	-1.36	-1.8	-3.16
平成 20 年度	+0.38	-1.2	-0.82

薬価・材料の改定は、毎回引き下げで推移している。薬価・材料の引き下げを財源にして、診療報酬本体(施術報酬)を引き上げている年もあるという構図である。

診療報酬本体の改定は、9 回実施されたうち 6 回が引き上げで 2 回が引き下げとなっている。この診療報酬の改定について次のような意見が寄せられている。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

救急医療や産婦人科医不足が叫ばれる中で、平成 20 年度の診療報酬本体の改定は医療崩壊の危機に遅ればせながら診療報酬の面でも対策を講じなければということです。「産科・小児科への重点評価」、「診療所・病院の役割分担等」、「病院勤務医の事務負担軽減」、「救急医療対策」という 4 本柱です。今回の措置はコストや医療を適正に評価したものではなく、帳尻合わせに過ぎません。今回の改訂でも「不安」「不満」「失望」が渦巻いています。

この改定で医療崩壊が救済されるかといえば、それは非常にきびしいと思います。以下の 0.42% アップを直接医師の給料に反映させたとしても、年収 1000 万円の医者へのアップ額は 4 万 2000 円でしかない。そんなことで医療崩壊が収まるほど、今の現実には甘くないと思います。

2006 年度の改定でも、産科、小児科、救急については、それなりに加算したんですが「焼け石に水」でした。それどころか、ますます医療崩壊・医師不足が広がっていった。前回改定でそういう結果が出ているのに、今回も同じ手法でやってもどうなのかなと思うわけです。厚生労働省は、ここに至っても、現状を「医療崩壊」でなく「医療再編」の途上だと思っているのではないですか。

(月刊保険診療 2008. Feb.)

.....

診療報酬の微調整のみでは、問題の解決に結びつかないと言われている。高度医療を提供する救命救急病院は、儲かる医療を自由に選べる病院よりも費用がかかることを考えると、診療報酬の単価がもっと高くてもおかしくないと考える。

高度救命救急医療の維持に必要なコストを健康保険が負担することは、現状では期待できず、医療センターは自らの収益拡大に活路を求めるしかないと考える。

医療センターが、救命救急病院として住民の期待に応えて十分な医療を提供していくためには何より医療センターの努力が必要であるが、コストの更なる削減と医業収益の拡大が必要と考える。

(1) コストの削減

船橋市にとっては、医療センターへの負担金の削減が重要な課題となっており、「船橋市立医療センターのあり方に関する検討委員会」の報告でも、経費削減を提起している。医療センターでは、医療材料価格削減プロジェクトを設置して、平成 19 年 4 月 16 日から平成 19 年 10 月 15 日までの半年にわたり 10% 削減の目標を立て、外部コンサルタントの協力を得て推進した結果、9.16% の削減に成功したことが報告されている。一年間の削減金額は 1 億 5 千万円となった。さらに外注委託費の削減を目的として取り組んでいる。

(検討結果)

あらゆるコストに対して削減目標を立て、削減プログラムを実施することが求められている。診療機械や備品等の設備の購入金額や日常的な諸経費についても、具体的な削減手順を構築して削減目標を設定して推進されなければならない。コスト削減を実現させるためには、後述の

ように経営力を向上させ、事務部門のスタッフは実務に精通し経験豊富であることが必要である。外部からマネジメントのできる人材をスカウトするにしても、事務スタッフに力がないとコスト削減は困難である。

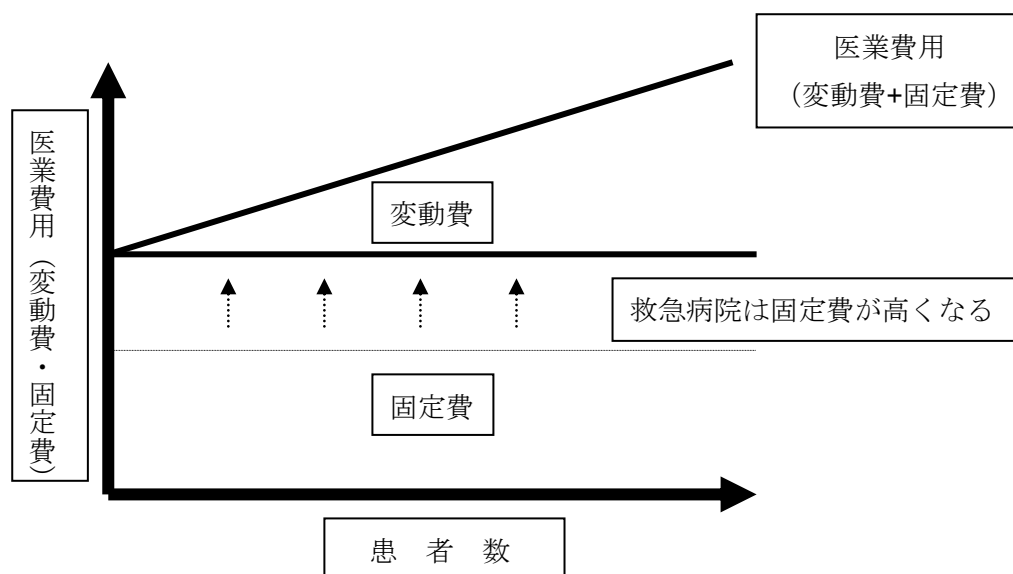
国保旭中央病院では、市職員が長期勤務する実態があるとのことである。購買に熟練した職員が機械設備の購入先と上手に交渉して価格引下げに成功していると指摘されている。医療センターの人事でも、その域に近づけるように配慮する必要がある。

千葉県全域の公立病院や近隣の公立病院が共同の機器購買組織を設置し、共同購買で価格引下げを図ることも検討するべきである。

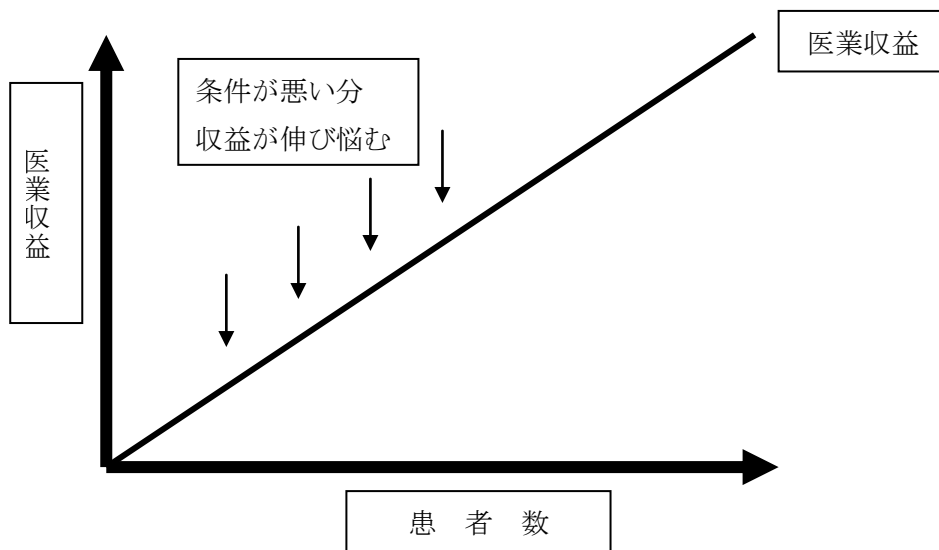
(2) 医業収益の拡大

医療センターが、現在の規模で現在の医療水準を維持するためには、コスト削減だけで問題は解決されない。医業収益の拡大を図る必要がある。

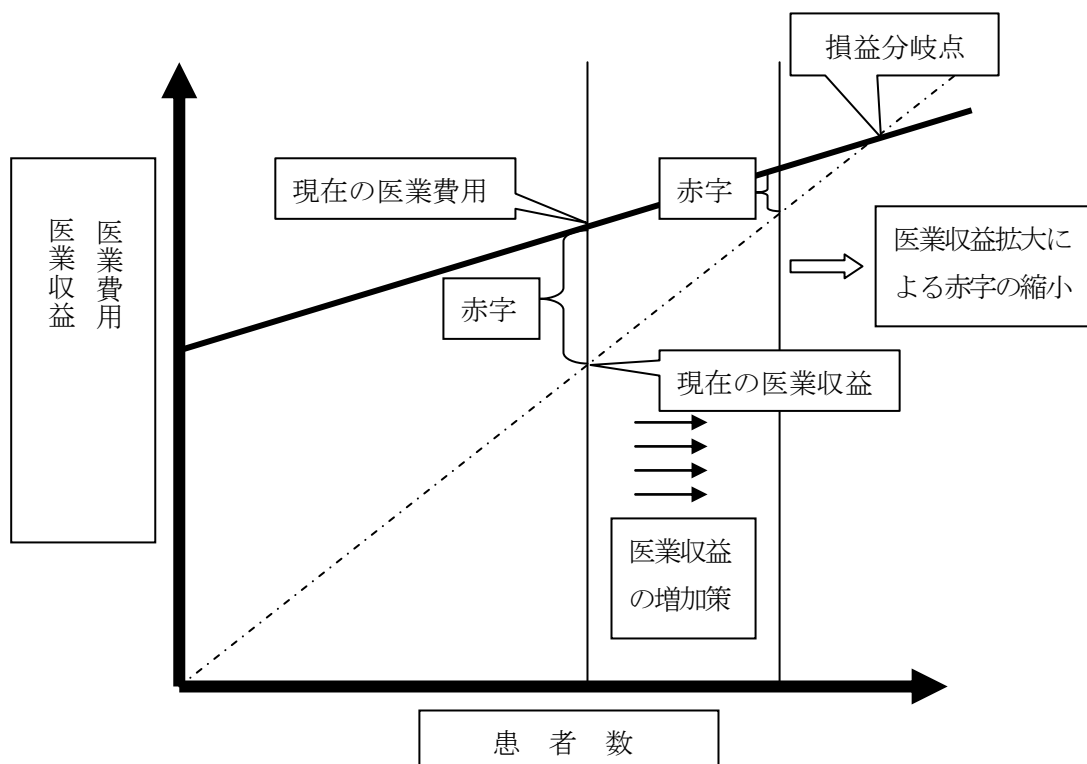
医療センターは、高度医療を提供する救命救急病院として幅広い診療科をもち、かつ、昼夜を通じた医療サービスを提供するために、一般病院よりも固定費が高くならざるをえない。その結果、損益分岐点となる医業収益は高い水準になる。



医療センターの医業収益は、救急医療を中心にした診療で、地理的条件の悪さ、他の病院との競争の激化等を考えると伸び悩む環境に置かれていると考えられる。



赤字を削減するためには、医業収益を増やして損益分岐点に近い医業収益を実現することが必要である。



(検討結果)

医業収益を増加させるには、外来患者にとって通院が便利であることが重要である。医療センターは、設立の事情からJR船橋駅から遠い場所に設置された。不便なバス利用がされられない患者にとって、通院は大きな負担となっている。患者へのサービス向上を図り、外来患者を増加させて医業収益を増大させるためには、致命的欠陥である立地条件を改善させる努力が不可欠である。医療センターで折り返すバス路線を設置し、バスの便数を増やし玄関前でバスに乗り降りできるようにすることも必要であると考えます。

通院の不便を解消する画期的な手段としては、船橋駅前に分院(診療拠点)を設けることである。駅前診療が可能となれば、診療科によっては患者の通院の負担を飛躍的に軽減し、医療センターとの連携で質の高い医療を維持しながら外来患者の増加が可能となる。駅前診療所の開設は、医療センターの採算向上(=船橋市の負担金減少)のために、検討する価値のある課題と考える。

国保旭中央病院は、医療センターと比較して競合病院が少ない立地条件であり、医業収益が3倍である(956床、医業収益267億円)。医療センターは近隣の病院、都内の有名私立病院や大学病院と直接的に競合する状況を見ると、弱点を抱えたままでは課題の解決は難しいと考える。患者獲得のための競争力の強化を図らなければならない。

今後、ますます激しくなる近隣病院との競合や高齢化による通院困難者の増加を考えると、減少傾向にある外来患者がさらに減少して赤字が増大することも考えて対策を講じていかなければならない。

さらには、救命救急医療の枠にとらわれない診療も検討する必要がある。診療内容は、採算が良く医療センターの収益に結びつくものであれば積極的に取り入れるべきである。人間ドック、透析や予防注射等も診療対象に含めることを検討するべきである。

多くの患者(市民)が来院する病院となるためには、市の広報に依存するのではなく、医療センター独自の広報体制を強化して、十分な宣伝活動も行うべきである。医療に関する啓発活動も患者の確保のためには必要である。

医療センターは昭和58年の開設であり、25年が経過している。施設の老朽化が指摘されるようになっており、将来展望が描けない中で設備の更新や建て替えが間近に迫っており、その準備も必要である。内部留保も意識した改革が必要であることを認識しなければならない。

(3) 経営力の向上(検討結果)

医療センターの経営管理階層を構成する院長やドクターを除く船橋市の幹部職員は次表のとおりである。

医業スタッフ以外の管理職職員(平成 20 年 10 月 1 日現在)

所属	職名	着任年月	在任年数
事務局	事務局長	平成 20 年 4 月 1 日	6 ヶ月
事務局総務課	課長	平成 19 年 10 月 1 日	1 年
事務局医事課	課長	平成 20 年 4 月 1 日	6 ヶ月
事務局総務課	主幹	平成 17 年 10 月 1 日	3 年
事務局医事課	主幹	平成 17 年 4 月 1 日	3 年 6 ヶ月
事務局総務課	主幹	平成 20 年 4 月 1 日	6 ヶ月
事務局総務課	副主幹	平成 16 年 4 月 1 日	4 年 6 ヶ月
事務局総務課	副主幹	平成 19 年 4 月 1 日	1 年 6 ヶ月
事務局医事課	副主幹	平成 18 年 10 月 1 日	2 年

事務局長と課長 2 名は在任期間が 6 ヶ月と 1 年であり、船橋市の人事ローテーションに基づいて異動が行われている。船橋市の業務に戻ってから再度医療センターに赴任するケースもある。医療センターの業務は、明らかに船橋市の一般業務とは異質なものであり、特に経験や専門知識が必要であることから、短期間の赴任では業務知識を吸収しにくく、まして問題解決に取り組むことが難しい職場であると考ええる。

医療センターの経営管理階層が病院経営のプロとなって、適切な医療の提供に加えて、経営課題を自ら抽出して改善努力を推進する体制の整備が必要である。競争力強化のためのアイデアを自ら創出して実践する経営層でなければならない。

経営層(事務管理職)の在任年数を見ると、病院経営の中枢を担ったり、プロスタッフとして機能するにはあまりにも短い在任期間であることがわかる。

医療センターの人事が船橋市の人事ローテーションの中で行われる限り、問題を解決する力は生まれてこない。多くの問題を解決できる強い経営を生み出すためには、医療センター独自の人事システムを導入し、人事考課を行って優秀な人材が早期に昇格できるような体制の構築が不可欠である。国保旭中央病院では、病院の職員が長期にわたって勤務することで大きな成果をあげているとの指摘を認識するべきである。

「船橋市立医療センターのあり方に関する検討委員会」では、経営形態の見直しが必要であるとし、公営企業法全部適用にすべきであると提言している。経営形態の見直しは、早急に行うべきである。